

金 光 教 學

金光教教学研究所紀要

22

1982

金 光 教 教 学 研 究 所

金光教学 —金光教教学研究紀要—

1982
No. 22

「金之神社」考

……早川 公明……1

戦時時局下における手続関係の形成

……西川 太……47

研究ノート

本教女性布教者についての一試論

——特に初代女性教会長について——

……森川真知子……76

資料 小野家文書(10)——永世御用記……	96
昭年56年度研究論文概要……	114
紀要掲載論文検討会記録要旨……	121
教学研究会記録要旨……	125
彙報 ——昭和56.1.1～56.12.31——	138

(第21号正誤表 P.150)

「金之神社」考

早川公明

はじめに

先の拙論「金神社建築運動に関する一考察」(紀要『金光教学』第一八号所収)においては、元治元(尙)年正月朔日の神伝に基づいて起こされ、明治五(尙)年九月十二日棟梁の解雇をもって中止されるに至った金神社建築に関する動きに、法制史的側面から照明を当てることによって、その経緯を布教合法化の一連の動きとして位置付けることを試みた。その際に、この金神社建築に関しては、後に明治十年代になって、その社名を「素盞鳴神社」、更には「金之神社」へと変更して、再び社殿建築の動きが進められていった過程のあったことに触れながら、それは幕末から維新にかけて展開されたかつての金神社建築運動とは性格を異にするものとして、考察の対象から除外した(拙論注⑩)。そこで、本稿においては、この明治十年代に展開された社殿建築の動きについて、主として明治政府の神社政策との対比のもと、かつまたこの動きに関与した人々がこの動きをいかに受けとめ、どのような対応を示したかに言及しつつ、考察を加えたい。それは、先の拙論に引続き、本教成立以前になされた一連の布教合法化運動の性質と位置とを究明する試みの一つとしてなそうとするものではある(一章・二章)が、同時に、この考察を通して、金光大神晩年の信仰姿勢の一端を垣間見ることが願ってのものである(三章)ことを付記しておく。①

なお、考察にあたっては、金光大神の直筆になる『お知らせ事覚帳』にその多くを拠ったが、引用典拠を示すにあたっては、『金光教典』(仮称、s58年刊行予定)に掲載される解説文を用い、その章節番号を括弧内に記した。

また、本稿において、明治六年以降の年月日は新暦に従って記し、『金光大神覚』は『覚』と、『お知らせ事覚帳』は『覚帳』と、『研究金光大神言行録』は『言行録』と略記した。

一、「素盞鳴神社」の成立

前史及 明治五(七)年旧九月に金神社建築が中断されて以後暫くの年月は、明治政府が、神道国教化に基づく神社制び発端 度の整備途上にあつて、強権的に雑宗排撃方針を打出していた時期であり、金光大神にとつても、神勳差止め・神前撤去を戸長から命ぜられるなど、その生涯で最も厳しく規制が及んでいた時であった。そのような状況下にあつては、もとより金神社建築再開についての動きは見られず、かつて社殿建築のために設置された普請小屋、大工小屋は、明治七(七)年八月に襲来した台風によって、屋根を剥ぎ飛ばされ、その後も朽ちるに任された。しかしながら、そうした有様の中でも、金光大神にとって社殿建築の願いが決して放棄されたわけではなかったことは、社殿建築中止の決定と前後して下った次に掲げる神伝によって、十分推察できるであろう。

一つ、海川かわり船着き場所ともなり、世はかわりもの、宮建て屋敷は、此方へきまり。金光・氏子、先をせくな。驚きからおさまりになり。

〔明治五年旧八月十八日「覚」一四五頁〕

ここからは、目まぐるしい世相の変動の中、建築さるべき社地を明確に定めて、焦らず世のおさまりを神から待たしめられている金光大神の姿勢が伺われる。

さて、先の社殿建築中止から四年を経た明治九(七)年十月十九日、金光大神は、周囲の世話役達の斡旋によって「敬神教育之義ニ付御願」書を岡山県に提出し、同月二十六日、県から「書面願之趣、訪人ニ対シ、己レ一箇、信仰崇敬之

旨意相語り候迄之義ハ聞置届候へ共、信心教育施行、教導職ニ紛敷所業ハ不_レ相成_レ候事」との条件を付されて、当面の神動行為についての認可を受けた。それは、直接には、それまでかつがつではあれ金光大神の神動の認められていた戸長川手堰によるかの内達が、小田県の岡山県への編入に伴う戸長更迭と共に、その効力を有し得なくなつたことに對する処置ではあつた。^④けれども、そのことは同時に、金光大神をとりまいていた当時の宗教情勢が、この間にある變動をきたしていたことをも反映するものであつた。

明治五年、教部省の管轄下に教導職制が敷かれ、翌年に神仏合同の宣教機關として大(中・小)教院が設置されて、そのもとで推進された大教宣布運動は、その主意が、国家の主義・綱領を国民に教化することで政策の実行を容易ならしめることに置かれていたため、各教宗派が各自の教義を説くことを殆ど認めなかつた。しかしながら、そのようなゆきすぎの運動が長続きするはずはなく、年月を経るにつれ、各教宗派間には不満が募つていった。また、その一方では、キリスト教解禁に代表されるような西欧文明の摂取による開化政策の影響、更に仏教徒島地黙雷等の活動にみられたような自由民権思想の宗教界に及ぼした影響が、漸次この方面に自由主義的思潮を昂めさせていた。この動向の中で、大教宣布運動は、明治七年を頂点として、以後急速に崩壊の過程を歩むこととなる。明治八年二月、真宗四派の大教院脱退、それに促されて同年四月、太政官は神仏合同布教を廢止した。これを受けて教部省は、大教院を解散し、自今各自教院を設けて布教すべき旨(明治八年五月三日 教部省達乙四)を各教宗派に達し、ここに大教院は二年余の歳月をもって廢止された。これより先、神道側でも大教院に代わる布教機關の設置を願ひ、同年三月新たに神道事務局が設けられた。そして同年十一月、教部省は「信教自由の保障」をはじめて法令上に取上げ、翌九年に至り、日蓮宗不受不施派の布教を認め(明治九年四月三日)、神道黒住・修成二派の別派独立を認めた(明治九年一月三日)。こうして明治九年の頃には、神道国教主義の低迷に伴つて宗教施策の基調が大きく變更され、内容実質はとまれ、信教に對する自由が、維新政權の樹立以來はじめて制度上に保障されるようになりつつあつたのである。

金光大神が、先の出願に対して条件付きではあれ認可を受け得たのも、この間に以上のごとき情勢の推移があったからに外ならない。

○

新たな社殿建築の気運は、先のような宗教情勢下で金光大神が「敬神教育之義」についての認可を受けてから凡そ一年を経た明治十(一)年秋に起きてくる。すなわちそれは、当時大谷村内でも有数の地主であった川手直藏(一)年、當時五十一才と、その子息で大谷村の保長を務めていた川手与次郎(二)年、当時二十八才とが、同年十一月四日に金光大神の家を訪れ、与次郎から金光菘雄(当時二十九才)に対して、「宮のこと、お上へ神田豊の手続きで願えばらく」と、また直藏から金光大神に対して、「大谷村の金神社と申して、氏子中願い。祠掌神田豊に取次ぎ願い。なんでも神とあれば豊の構い(三)年。また村方氏が帰依すればどうでもなること、まあ任しておかれ、……若い衆へ任しておかれ」とそれぞれ申し述べてきたことに端を発している。これに対し、金光大神は、「人様ごやかいにならず、今のとおりに説諭できればよし。お上より、説諭もできんと申されれば、いたしかたなし。金光大神、仰のけだま取りて休みおり」との神示を得ながらも、彼らの申し出を無下に否定することを憚って、「きようなことごとざりますれば、お任せ申し。よろしゅうお願い申しあげ」との受け返答をなしている。(四)

このように、彼ら川手家の申し出に対する相反した二つの姿勢を金光大神が示す中で、以後、川手与次郎・金光菘雄を中心とする村内の青年達によって、社殿建築の動きが進められていくことになるわけである。

金神社

先の川手父子による申し出から半年程を経た明治十一(二)年六月、再び川手与次郎が金光菘雄を訪ね、氏神存置願 祠掌神田豊を通して岡山県との間に話がついた旨を伝えてき、それに従って所定の手続きを済ませて、同月二十四日、菘雄は大谷村村社賀茂神社祠掌に任ぜられた。(五)そして同神社の付属社とすることをもち、同月中に金神社の

存置願が、社号「金神社」、祭神「素盞鳴命」の名で萩雄から県に提出された。ところがこの出願に対し、県から、「金神社」の社号は「祭神ニ不適當ナルノミナラズ淫祠ニ属スル嫌モ有ラ」との理由で変更せしめられ、結局社号を「素盞鳴神社」と改めさせられて、同年八月にその存置が認可されたのであった。^⑩

そこで、当時金神社存置願提出の動きが起されたこと、更には、社号を変更せしめられながらも、ともかく存置が認められたことを理解するために、その背景に存在した諸動因について暫く考察しておきたい。

それにはまず、政府が、神社制度の整備途上において当時新たな一つの列格規準を提示してきていたことに言及しておかねばならない。

明治政府が、地方の行政区画に即応させて氏神氏子制度・戸籍制度を設け、それらの密接な関連のもとに神社の制度化を企図し、郷社定則・大小神社氏子取調規則・大小神社神官守札差出方心得の三布告を定め、更にその施行を徹底せしむべく府県に対し社格区別帳を調査提出するよう達していたことは、先の拙論で述べた。^⑪ こうして地方に府県郷村社が定められ、伊勢神宮を頂点とする神社の階級化が次第に整えられていったのであるが、しかし、それをもって直接地方人民の統治の具とまでなそうとした当初の方針は、以後次第に改められていった。すなわち「氏子調之義、追テ御沙汰候迄不及ニ施行ス」(明治六年五月二九日)(太政官布告二八〇)を達したのがそれであり、その後これに対応する沙汰は達せられずじまいで、従って前掲の三布告の意味は漸次消滅せしめられてきていたのである。一方、社格区別帳の調整によって、列格された府県郷村社はその区別を明確に指定されながら、列格社以外の社祠の取扱については放置されたままになっていたの、明治九年十二月十五日、教部省から、社格未定の社祠を対象とする三通の達令が示された。この三布達から伺い知れるのは、依然淫祠排斥の方針が強く、ことに衆庶参拝の私邸内神祠に対して厳しい統制の目が注がれてはいるもの、これまでの列格社以外の神祠であっても、しかるべき条件を具備する場合は、新たに列格、もしくは「無格」という一種の格付けによる加列の可能性が与えられてきていることである。そして具備すべき条件とは、奉斎神が「産土神

并別段縁由有」る神に類すること、その神祠に對して「人民情願ノ向」があり、更に「受持ノ神官相定メ永続方法ヲ相立」てること、そして地方管轄庁によつて社格の「見込相立」てられることである。このように神社制度の整備段階が新局面を迎えていたことが、金神社存置に関わる動きの惹起されてくる大きな要因として把握されねばならないであらう。

先の出願は、直接にはこの教部省三布達に對應してなされたものであると考えられる¹³⁾。川手父子の推挙で金光菽雄が村社祠掌となつたのも、彼らにとつて村民の帰依が意識されたことも、その根拠は提示された加列条件を満たすことに置かれていたのである。すなわち、奉斎神が天照皇大神の弟神であり、この地方の郷社羽黒神社の祭神の一でもあつた「縁由有」る神に求められ、受持神官には村社祠掌があたることとなり、副戸長が村社付属社として社格見込みを立てることをもつて、金神社の存置を県に出願したわけである。これに對して県が、以上の点については大旨是として存置を認めながらも、金神社という社号に関しては、これを否として変更せしめてきたことも、この三布達に照らしてみれば自ずから首肯できる。また条件を満たす上での大きな布石となつた菽雄の祠掌拜命については、神田豊への説得をはじめ、後述するがごとく川手与次郎の村内での地位を利用した根まわしに負うところ大であつたことに相違ないとしても、一つには先述のごとく、神社氏子取調べ制度をもつての人民支配の意味が漸次失効するにつれて、従前ほどには、国家による神官の特恵待遇及びそれ故の神官職に對する規制もなされなくなつてきたからに外ならなかつた¹⁴⁾。

さて、以上のごとき点にこの存置に関わる動きが起こされてくる大きな要因の存在を認めるとして、では一方、出願の側にあつては、金神社存置を必要とするどのような動因が存在していたのかを、更に論及しておかねばならないであらう。以下それに関して三点にわたつて述べておきたい。

その第一は、金光大神の身辺とその広前への参拜状況に関わつてのことであるが、前記したごとく、金光大神が「敬神教育之義」についての認可を得て以来、かえつて県当局からの金光大神の神勳行為に對する監視が強まつたことであ

る。認可後、再三にわたって鴨方や玉島から警官が訪れ、神勅の内容につきあれこれと尋問し、「供え物、初穂取るな」「拝むことすな、説諭でよし」等の指図を行っている。それは「敬神教育之義」の主意を徹底させる向きでの指図であったが、この過程で天地書付下付のことが取沙汰されるに至り、明治十年三月、書付の下付は遂に禁止される。このことから伺い得るごとく、当面の布教黙認とも言い得る先の指令も、その布教行為が当局筋からみて少しでも淫祠的性格を有すると判断される事柄に対して、より取締りを徹底させんがためのものだったのであり、かの出願は、むしろ金光大神とその周囲の人々にとって一面で楽観の許されぬ事態を招来せしめていたと言うことが出来よう。

ところが、その一方で、そうした監視下にはありながらも「敬神教育之義」の認可後は、当然それ以前に増して参拝者が金光大神のもとを訪れることになり、その広前は再び活況を取戻しはじめていたことが予想される。当時、容易ならざる布教情勢下にありながら、既に白神新一郎によって大阪の地に、また藤井吉兵衛・唐樋常蔵らによって山口方面にと布教の手が染められていたが、彼ら布教者を通して金光大神の教説に触れ、自ら大本社に詣でてその靈験に浴しようとする人々が頓に増していたであろうし、その上、明治十年にはじまり、十二年に至っては全国に猖獗を極めたコレラ病の流行が、当時の世情を騒がせ、恐怖や不安に掻きたてられていた人々をして一層神仏加護へと心を向かわしめてもいた。また、村内には「金神講」を組織しようとする動きが起きていたし、加うるに、ここに社殿建築を慫慂してきている川手直藏自身も、金光大神広前のあらたかな靈験を認めざるを得ぬ体験に遭遇して、当時広前に詣でた一人であったのである。

以上のことからすれば、社の存置出願の意味は、まずもって金光大神広前と、そこでの金光大神の神勅の営みに対する保障を十全ならしめるべき手だてとしてなされたことに見いだされねばならないであろう。

第二に、ところでこの動きが起こされるきっかけとなった川手父子の申し出の文言中に、「村方氏が帰依すれば」とか村の若者達に任せておけだとかとあるように、この動きの背後には、村民達の関心が、ことのほか意識されている

ことが認められる。また、それと関連して想起されることは、この金神社存置にあい前後して、仏像を安置する神仏混交のものをも含める村内小社祠が、等しく祭神を「素盞鳴命」とすることで、次々に存置許可を受けていることである。こうした点から推察されてくることは、村落内部の祭祀組織との関連において、金神社存置の動きも起きていると考えられることである。

かつての村民達の生活意識の中で、氏神については、それが治病除災等彼ら個々人の救済に与るより以上に、彼ら相互の集団的・組織的統合の表象として機能し、いうなれば、祭祀すべき神の名、個性、その特殊な機能よりも、むしろその祭祀組織を通して、地縁的に、あるいは血縁的に、いかに緊密な連帯が約束され得るかといった共同体的性格の相貌を如実に表すところに、その信仰の本質的特徴が認められると考えられてよいであろうが、こうした点に加えて、更に、近代初頭の村落祭祀については、「村落の氏神鎮守の祭祀組織は、村落内部の諸社祠の祭祀組織を自己の内に位置づけており、それらを統括するという構造を持つのが一般的」であり、また氏神鎮守は他方で祭祀以外の政治的組織や経済組織とも相即する関連をもち、それは行政村としての「村の統合の表象としての役割を果たした」という事実に基づいて、氏神鎮守とそれに一定の関係をもって結びついているその他の諸社祠が、上級政治組織と下級のそれとの関係を示すものとして現象した^②という指摘がなされている。そのように、村内諸社祠を氏神鎮守と同一の祭祀組織内に位置づけ統括して一村全体の組織的統合と安定を企図することは、近代初頭の村落一般に認められたようである。

その意味において、大谷村内の小社祠が、祭神を悉く等しくして同時に存置されたという事実の裡には、村民の側からむしろ積極的に、しかも意図的にそれら諸社祠を一定の祭祀組織の構造下に置き、村としての保全を図ろうとする内発的動機が多分に孕まれていたとみなされ得る。だとすれば、行政村としての村にあって、副戸長・氏神祠掌として各々の立場から村内治安の任に就いていた与次郎・萩雄にとって、村内の他の諸社祠のそれと併行してなされた金神社存置願の意味は、村内の生活組織統合の一環として、金神社を氏神同様の祭祀組織のもとに位置づけ、村民相互の連帯

意識を昂揚させることをもって、より一層村の治安を保持せしめようとしたことのうちにも見いだされねばならないであろう。

第三に、地方行政区画の整備変更に伴う村内有力者間の役職争奪に絡んだ個人的地位保全への欲求が、この動きの陰に潜んでいたと察知できることをも挙げておかねばならない。大小区務所編制期から郡区町村編制期への移行段階にあったこの時期には、区画改定の度に実施された戸長職の人事異動が著しかった^⑧。その過程は、こと大谷一村に限れば、従来庄屋役を継承してきた小野家と、村内有数の地主格川手家との間に繰り返された戸長職争奪戦とも言うべき様相を呈している。ちなみにこの社の存置後になされた戸長公選時には、川手与次郎が村民に酒食を振舞って自己への投票を依頼し、その結果二票の僅差で対立候補に立った小野慎一郎を破って当選したことが知れるのであるが、そのいきさつからは、職権獲得のためのかけひきが感じられる^⑨。

その意味で、川手父子が社殿建築を慫慂してくる心の裡では、職権獲得に繋げるための世俗的動機が作用していたと考えても、それはあながち憶測として否定できぬのではなからうか。

金神社存置の動きが起こされた背景には、以上三点にわたって論及したごとき内的な要因が存在したと考えられる。

素盞鳴神 前節冒頭に述べたようないきさつを経て「素盞鳴神社」としての存置が認められたことによって、それと社の成立 関わる新たな動きが進められることとなった。

同年九月になって、「須佐之男神社」の木札が、与次郎以下村内の一部の青年達の手で準備されて金光大神広前に持出され、同時に紙札も用意され、それらが、金光大神広前へ参拝する人々の求めに応じて配布されはじめ^⑩、また一方で祠掌萩雄によって賀茂神社の氏神祭や天長祭が執行されることとなったのである^⑪。

明治四年の郷社定則以下の三布告（本稿⁵頁参照）以来、守り札を媒介として戸籍区と対応した形で氏神氏子関係を結

ばせることは、当初政府の重要な人民統治の施策だったわけで、守り札の差出しは郷村社として列格された神社の祠官
 祠掌のみにしか許されず、また戸籍登載上戸長がこれに大きく関与していた。もともと、この制度に基づいた人民の取
 調べは、制度上先述の施行延期令以後漸次法規上の意味を失効せしめられていたわけであるが、神社守り札の差出しや
 祭祀の執行権が祠官・祠掌に限られ、戸長承認のもとになされねばならなかったことに変わりはなかったし、また、人
 々が守り札を媒介として、特定神社に帰属することで、集団的な守護を約束されようとした、元来の氏神氏子の慣行そ
 のものは、維新以来の国家の施策によって、助長されこそすれ、衰退することはなかった。今や菘雄は氏神祠掌となり、
 それを推挙したのは副戸長川手与次郎である。そこで、菘雄が氏神社の諸祭祀に従事すると共に、その一方では、その
 付属社として存置を認められたこの素盞鳴神社から、金光大神広前への参拝者に対し、いわば擬制としての守り札を媒
 介とする氏神氏子関係を取持たしめるべく、前掲の木札・紙札の発行に及んだものとみなされる。

そして、そのように守り札に擬し、それに類するものとみなすことで、明治十年三月以来警察当局からの指図で禁止
 されていた天地書付をも再び配布することが可能となり、また当の社殿を建築するための資金繰りとして、寄進札の発
 行掲示も同時になされることになったのである。^② 金光大神広前が、かかる有様を呈しはじめたことから、訪れる参拝者
 達にとっては、次第に金光大神広前と素盞鳴神社とを外見上から截然と区別できるものではなくなって、どちらも等し
 く「大谷村の金神様」とみなされ、かつその宮普請とみなされるようになった。それ故素盞鳴神社の木札を大本社の御
 神体として奉斎し、講社開設の際に「御神木」として取扱うといった参拝者達の対応ぶりも示されることになったので
 ある。^③

しかし、この木札・紙札の発行は、同年十一月になると与次郎からの申し出で打切られ、寄付札も漸次撤去されて、
 その動きはわずか二カ月で中止されるに至る。^④ これは、同年九月の郡区町村編制法公布による村の区画整理にあたり、
 与次郎がこの時期一旦職を解かれ、新たに小野慎一郎との間で大谷村戸長の地位を争うことになったからである（9頁

参照)。この郡区町村の編成に伴う大小区の改廃措置は、例えば村社の郷社への付属が中止されるなど、従来地方行政制度との密接な繋がりのもとに進められてきた神社制度に及ぼす影響も大きく、神社取扱についても改めて規則を設けねばならぬことになってきていたのである。このような制度上の移行段階にあって、戸長選挙への出馬を目前に控えた与次郎にとっては、氏神の一属社に過ぎず、現実には社殿も存在せぬ神社からの木札発行あるいは寄進行為が、法規に抵触してかえって以後の役職上の妨げにもなりかねないとの懸念から、慎重を期して差控えたものと推察される。選挙の結果、先述のごときいきさつで与次郎は改めて戸長に就任するが、その後も木札・寄進札の発行は行われず、暫くは神社制度上の成行きを静観せざるを得なかったわけであり、社殿建築の気配も当分は察せられなくなる。

二、「金之神社」の成立

第一回社 次に社殿建築に関わる動きが起こされるのは、二年後の明治十三(一八八〇)年秋のことである。同年九月、神社号改称願 境内地として金光家の家屋や敷地についての問数調査が行われ、十月には、それと関わって、萩雄と与次郎の間で社号改称の相談がなされはじめる。^⑤

ここに、彼らの間で、改めて社地と社号改称に関する種々の協議が取沙汰されることになってきたのは、当時の政府が、維新以来とり進めてきた社寺の取扱い対策に一応の結論を下すべく、二つの重要布達を内務省社寺局から府県に対して示してきていたことと大きく関わっていることであった。「社寺取扱概則」(明治二年九月九日(内務省達乙五七))「同、増補」(明治三年六月二日(内務省達乙三二))の制定と、「『神社明細帳』を府県に調えしむべき件」(明治二年六月二八日(内務省達乙三一))の布達とがそれである。前者は、これまで時宜に応じて布達されてきた対社寺法令の初の結論的取扱規則といふべきものであり、後者は、従前の「大小神社取調書」「府県郷村社社格区別帳」を受け、全国神社の実態把握及びその登載作業の最終段階として、特に郷村社以下の

無格の社祠を対象にした地方神社の網羅的把握を眼目に置いて調査せしめたものである。そのためには無格社の取扱い基準を予め設定しておくことが不可欠とされたわけであり、従って二つは相即不離の關係のもとに示された布達といべきものであった。社取扱概則は、取扱い上の原則四条と別紙雛形の様式呈示とからなるもので、これを神社に限って言えば、前記した教部省三布達を受けて、ここでは、従来禁止されてきた社殿創建や社号復旧についても、戸長承認のもとで永続財産の目処を立て、地所や建造物が「社ノ体（増補によりこの箇所）『社ハ本殿拜殿』と追記）ヲ具フル」といった条件を満たす場合には、認可のあり得ることを法規上に示してきたのであり、そしてその上で、改めて従来列格の対象外に置かれてきた村内諸社祠までもも含めてその実態把握を試みようとしたのが、神社明細帳の調整指令である。

こうした神社取扱い規則の変化が、与次郎達に察知され始めてきていたのがちょうどこの頃であつたと思われる。そして、これから県によって神社明細帳の調整が進められるに先立って、概則中に示された社殿創建と社号改称のことに関し、それに対応すべき新たな動きを起こそうとしていたと考えられるのである。

まず、社号については、社号「金神社」が祭神「素盞鳴命」に不適當との理由で変更せしめられていたので、改称の抛り所とすべき理由を祭神の増加に求めて、素盞鳴命と同じく、記紀神話に登場する「縁由有之」神々、大日靈貴（天照大神）、金山彦命・金山姫命を新たに合祀し四柱にするとか、あるいは社号に似つかわしい「思金神」を合祀するとか、認可に適うべく種々協議がなされ、その結果、ひとまず祭神に関しては、前者の三神を増加する取決めが菟雄、与次郎の間でなされたようである。^④

一方、社殿創建―この社の場合は名目上再興とされたであろうが―については、前記のごとく境内地や建造物が「社ノ体ヲ具フル」ことが認可の条件とされた上に、概則と同時に示された雛形や神社明細帳の書式においても、社殿間数、境内坪数から境内諸施設・社地の所有・地価・地種に至るまで詳細に記載するよう要求されてきており、従って、与次郎・菟雄にとつては、以前に比して、より具体的に社殿建築の実現策が考えられねばならなくなつてきていた。そして、

そのためには当面社地を決定する必要があった。そこで改めて地所の問題が生じてきたのである。

ところが、この社地については、萩雄と与次郎の間で考えが相違して中々決着をみなかった。萩雄は、金光家の敷地内、もしくはその西側の平地を若干拡張して、そこを境内地にするつもりであった。それは、明治五年八月の神伝以来、金光大神にとって一貫して保持され続けている思いでもあった。それに対して与次郎の側では、川手家が所有する多くの土地のうち、金光家東側の山地を開いてそこを境内地に定めようとし、それを萩雄に強く申し入れてきていた。それはまた、村民一般の支持する考えでもあったようである。^⑤

このように双方の思惑が食い違つて、加えて同年十二月には、新開地での開墾生活を終えて引揚げてくる藤井恒治郎、くら夫妻のための新居建築の話が持ちかけられ、その建築場所が社地に関係していたために、事態は一層紛糾をみせて、一時は与次郎をして、「思惑にさせねば断り申し、手引き」とまで言わしめることになるのである。^⑥

こうしたいきさつもあって、結局社殿再興の届け出は据え置きのまま、とにかく社号改称のみの手続きがとられることとなり、翌明治十四(一八八一年)三月、社号改称願が県に提出されたのであったが、しかしこの出願は県から認可されなかった。^⑦

第二回社号改称願 先の社号改称出願が失敗に終つて、認可の容易ならざる現実を一段と認識せしめられたことから、今度はその実体が少しでも「社ノ体ヲ具フル」ことが、以前に増して必要なこととされてきた。それには、社地の

決定が一層急がねばならなかったわけである。けれども社地については、前記のいきさつに加えて、その後更に社地購入に要する費用の点で問題がもちあがり、相変わず紛糾が続けられるのである。先に挙げがっていた二つの候補地――すなわち金光家東側の山地と金光家敷地を中心とした西側平地――は、いずれにしろ川手家所有地に触れることになるので、それを購入する必要があったが、川手家の側では、両候補地の地価に著しい差をつけて、金光家側にその購入を迫

ってきたのである。つまり、もし萩雄の考え通りに、金光家敷地内を中心に西側の平地へと社地を拡張しようとするれば、かなりの借財をしなければ購入できぬほど、そこへ多額の地価を示してきたわけであった。^⑧

かつての存置願認可後とは違って、この頃には表立って寄進を募ることもなされていなかったもので、資金面においては樂觀できる状態ではなかった。そこで、借財をしてまで社地を購入し事業を進めることには萩雄も大いに躊躇し、金光大神からの諭しもあって、社殿建築を断念し、それと関わる一切の動きを中止することを、いったん与次郎に申し出るのである。ところが、それに対して与次郎は、「普請やめては、わしらが顔が立たん」「普請のこと、どういうことやめるといふ箇条を聞かせい」と、一層強圧的な態度に出て、その続行と、そのための社地決定を申し入れてくるようになる。^⑨既に神社明細帳の調整作業が県下で進められている情勢下、自ら世話方として積極的にこの社の存置に関与した彼からすれば、戸長としての威信にかけても、この事業を中途で頓挫させるわけにはいかなかったのである。

戸長の権威を振りかざしたこの強引な申し入れには、萩雄も従わぬわけにはいかず、中止の申し出を撤回して、社地についての考えを以後は川手与次郎に委任せざるを得なくなった。同年八月末には、与次郎から萩雄が招喚されて金光家東側の山地を社地とすることを前提とした金銭面での話し合いがなされ、萩雄も一応そこを購入して社地とする決心をする。その後十一月になって、更に与次郎から、「社地の決まりいたし、絵図面をいたして出し。お上願いあげねば、はや延引になり」との催促がなされ、結局金光家東側の山地が社地に決定され、約一年にわたって紛糾した社地に関する問題は、ここに一応の結着をみたのである。^⑩

かくして社地が決定すると、与次郎達村民の間では、再び社殿建築に向けての気運が大いに昂められ、まず翌十五年(1872)年春からは、改めて木札・紙札の発行がなされることとなり、一方、建築資材の調達も漸次取運ばれて、いよいよ境内地の構想も大方整ったであろう明治十五年九月、敷地の基礎工事に着手することになった。村民を招いて、地形始めの祝宴が催され、翌十六(1873)年の初頭にかけて、社地造成の作業が進められたのであった。^⑪

こうして、社殿建築のための基礎的準備が一方で調えられ、「社ノ体」が幾分か備わってきた上で、明治十六(一八八三)年六月二十九日、再度の社号改称願が県に提出されたのである。けれども、この出願もまた県から却下される。^④その時の書類によれば、社号改称の出願事由は以下のごとく記されている。なお、これは正式書類中に「金之神社」の名がはじめて明記されたものである。

・ 右者素々金神社ト称居候処存置願之際墨書(素盞鳴神社)之通御示相成奉拜畏候然ル処氏子之モノ氏依然旧称ヲ唱へ来り兎角社号ヲ誤り候様相成基タ不都合奉存氏子一同協議之上社号前朱書(金之神社)之通改称仕度候…。

それに対する県の却下理由は、

・ 書面願之趣ハ祭神(素盞鳴命)ニ不適當ニ付……。

というのであり、存置願の際と同じ理由に基づいてのことである点が記されている。

ここに示された出願理由は、結果的にみて全く片手打ちだったと言わなければならぬ。つまり、「淫祠ニ属スル嫌モ有之」とされる金神社を「金之神社」に改称する理由が、単に参拝者や菽雄・与次郎達出願する側の便宜をのみ一方的に図っているにすぎない。「金之神社」と改称するからには、併せてその社号に相応する祭神へ変更するか、もしくはそうした祭神を増加することが、当然事由に加えられねばならなかったであろう。とはいえ、前記の過程から知れるごとく、祭神の変更や増加に関する具体的な神名を挙げての協議は既になされていたはずであり、また、社殿建築の下準備も進められつつあったわけであるから、社殿建築について願い出ても然るべきであった。にもかかわらず、それらについては全く触れられていないのである。

しかし、それらの点を事由から見合わせたことについては、以上述べきたったとき過程とはまた別の面から、この社号改称出願の背景を伺い、更にこの出願後の経過を追うことによって、了解され得ると思われるので、次節で改めて

考察することとする。

金之神社　ところで、第二回社号改称願が県に提出された直前に、実は、それまでの前節で述べたような経緯を辿るの成立　て進められてきていた動きに少なからざる影響を与えたと思われる二つの事態がもたらされていた。

その一つは、社の存置以来、世話方として積極的にこの動きに関与し、特に社地の決定と社殿の建築には執拗なまでに関わりを示してこの動きを進めようとした川手与次郎が、出願の直前になって戸長職を退いたことである。村内社祠の存置廃合措置が戸長承認のもとで県に伺出ることになってきたことからして、出願直前に彼が戸長を退いたことは、県の許可をとりつける上で、従前に増して慎重さを要することになったと思われる。④　それまで与次郎の性急な要請のもとに調えられた社殿建築への諸準備が出願目的や事由に何ら反映されなかった原因の一つはそこに求められ得よう。

今一つは、同じく出願の直前に、二代白神新一郎・近藤藤守が金光大神広前を訪れ、神道大阪事務分局員来訪の旨を伝えてきたことである。

当時彼らは、神道大阪事務分局教会講社に付属する派出説教所名義で、取締り当局の監視下、布教の活路を求めていたが、彼らは、それ故不本意な神名を奉掲して布教に従わねばならないことに、大きな不都合を感じていた。彼らにとっては、もはや金光大神の教えを通して知らしめられた神が、天照皇大神の系列に連なる神々によって包摂されたり肩代わりされたりするような存在ではなくなってきた。たとえ、制度上は淫祠の部類に属せしめられようと、天地金乃神を世に知らしめることが彼らにとっての切なる願いとされてきていたのである。そうしたことから、次第に彼らの間では、より本意に則した祭神名を掲げて布教活動のできるような合法化の方途を求めることが、切実な問題とされてきていた。その彼らにとって、大本社で進められていた宮普請の動きは、彼らの布教活動の前途、更には奉掲すべき祭神名にも深く関係するものとして、時を経るにつれ、一層強く関心の対象にあがっていたであろう。ここに彼らが、

神道大阪事務分局に対し、祭神変更の意図を打ち明け、また、より有効な布教公認の方途を講ずるために、まず同分局員による大本社の実情視察の約束をとりつけたのも、その故であったろう。そして、明治十六年六月、彼らは金光大神広前を訪れ、その旨報告し、更に金光大神から佐藤範雄^⑤と相談するように促されて、白神・近藤・佐藤の間に鼎談がもたれ、一教派として独立する方針が協議されることとなったのである。^⑥

彼ら三者の協議の中で、神道大阪事務分局員の来意が以下のように伝えられている。

分局員武津八千穂、吉本清逸、亀田加受美の三人が来月（明治十六年七月）八日出立し、一応備中へ下り、金光様に面会して、直々に何ういふ教か能く聞きたし………。亀田氏は、「美濃国国幣中社南宮神社は金山彦命であるから、其の御分霊を勧請して祀れば筋立った道になる」と頻りに勧められるのである……。

『信仰回顧六十五年』上巻六〇～六一頁

すなわち、分局員来訪の要件は、現下大谷で進められている宮普請をもって布教を筋立てようとするならば、国幣社の社格を有する南宮神社の祭神「金山彦命」を分霊として勧請し、その崇敬講社として各布教者達の広前が布教活動を行うのが得策であるという、いわば与次郎や萩雄によって考えられてきたことは趣意を異にする布教公認の方策を示すことにあった。それは、布教公認の意味において、大谷でとり進められている宮普請の成就を密かに願っていたであろう白神・近藤が、布教上奉掲すべき祭神にあくまで執着を示したが故に、それを分局員の側が慮った上での方策でもあった。

ところで、分局員達が実際に来訪したのは、それから一カ月後のことであったが、もちろん白神・近藤がその旨を伝えてきた時点で、この方策の大筋は、金光萩雄の耳にも入っていたことであろう。このように、社号改称出願の直前に、祭神変更を容認せしめるための別の別の方策が示されてきていたことから、それまで祭神の変更や増加について種々協議がなされていたにもかかわらず、改めて考慮し直さねばならぬ事態が生じていたのである。それが、ひとまず出願目的や

事由から、祭神の変更や増加のことを差控えさせた一つの理由として求められ得るのではなからうか。

さて、同年七月、ちょうど第二回社号改称を県に出願中、神道大阪事務分局員が金光大神広前を訪れ、先述の要件を申し述べてきた。しかし金光大神は、彼らに対し、天地金乃神がそうした神とは異なる点を説き明かすと共に、南宮神社の分霊を勧請する意の無いことをはっきり示して、丁寧なその申し出を断った。^⑤そして、第二回社号改称願の却下の判決が下ってより二カ月後の同年十月十日未明、金光大神は、こうした動きの最中において現身の営みを終えた。

その後明治十七(1884)年三月に至って、改めて「祭神増加及社号復旧願」が県に提出され、同年五月十四日、出願通りに認可され、ここに「金之神社」の社号が成立したのである。^⑥

その出願書類には、事由が以下のごとく記されている。

・ ……素々社号並祭神トモ前朱書(社号一金之神社、祭神一金山彦命・大日靈貴命・素盞鳴命・思兼命)ノ通ニ御座候処、明治十一年六月中存置上願ノ際誤テ前墨書(社号一素盞鳴神社、祭神一素盞鳴命)之通祭神素盞鳴命ト書上候……然ル処信者ノモノ在昔旧称ヲ唱ヘ候モノ往々有之且實際ノ祭神脱漏相成候テハ不都合小ト尠全ク存置請願ノ節取調方粗漏……何卒特別ノ御仁恤ヲ以テ前朱書ノ通祭神増加且社号復旧ノ儀御聞届被ニ成下ニ度……。

それに対する県の判決は次のごとくであった。

・ 書面願之趣聞届候事。

ここに、元来社号が「金之神社」で、祭神も前記四柱であったというのも、存置願提出の際に書き誤って三神を脱漏したというのも、これまでの経緯考察からして、今回新たに捏造された事由であることが分かる。けれどもそれによって先の出願時に指摘した片手打ちが是正され、祭神変更及び増加への配慮が事由に加えられたことは、県の認可を受け得た大きな条件となつたであろう。また、その一方で、この間に、先の出願時「金之神社」の社号が許可されなかつたに

もかかわらず、それ以後の実際の動きにおいては、認可の有無に関わりなく「金乃神社」の社号を世間に用い、「金乃神社社務所」の名を公式書類上にも使用するなど、事前の既成事実化を図っていたことも、認可を容易にした一理由とみなし得よう。

以上見てきたように、第二回社号改称出願の前後から、この「祭神増加及社号復旧」の認可に至るまでの過程においては、白神・近藤・佐藤らの布教者にとっても、大谷でとり進められていた宮普請の動きが大きな関心の対象とされるに至り、川手与次郎の戸長退任に伴って、むしろ彼ら布教者の側が、その布教方途を講ずる上で、以後この動きと積極的な関わりを求めることになってきていたのである。また、それに連れて、これまでのように社殿建築それ自体を急ぐことよりも、この社がいかなる祭神と社号をもって認可され、それが彼ら布教者達の活動をどのような形で保障することになるかといった点こそが、より重要な関心事とされてきていたのである。

そこで、ここまでの経緯考察を結ぶにあたって、では、彼ら布教者達とその布教方途を講ずる上においては、この大谷で進められていた宮普請の動きが、いかなる性質と意味を有するものであったとして把握できるかにつき、以下に論じておきたい。

それには、これまでに述べてきたような神社制度の整備過程を踏まえて、更に、その当時の国家による宗教政策上の画期的な転換の企てについて触れておかねばならないであろう。

神社取扱いに関わる諸規則を次々と制定して、一通り神社の序列的階統構造化を果たした政府は、明治十年代も半ばを過ぎると、神社を更に国家の祭祀機関として位置付け、それを国家神道の名のもとで保護監督するための措置として、一方に「神社は宗教にあらず」との見方に立って神社神道を宗教一般から区別分離し、他方では信教自由の保障を建前に宗教諸宗派の独立を容認し、教導職制度に代わる管長制度をもってそれを統轄させる方針を打出してきた。この、い

わゆる政教分離の国家神道体制を確立するため、まず、「教院・教会所・説教所」が「神社ノ所為ニ做フモノ有レ之候テハ不都合」との理由から、それらの施設で「葬祭ヲ執行シ或ハ平素衆庶ニ参拜セシムル」ことを禁じ(明治一四年一〇月三日、内務省達乙四八、戊三)、続いて「神官ハ教導職ノ兼補ヲ廢シ、葬儀ニ関与セザルモノ」(明治一五年一月二四日、内務省達乙七、丁一)として、神社ニ神官ニ葬祭執行及び礼拝と、教院・教会所・説教所等一般宗教施設ニ教導職ニ教導説教との機能分離を示し、その上で明治十五年中に、日蓮宗不受不施講門派と、神宮派をはじめとする神道七派の布教を相次いで容認した⁵⁷⁾。そして、以後、神社施設と一般宗教施設との弁別を徹底させるため、創立再興復旧途上にある神社の建設年限を指定すると共に、新たに講社を結集する場合の手続き方として、以下の三達令を各々別に示してきていたのである。

(一) 府県社以下神社を対象に府県へ

府県社以下神社付属ノ講社ニシテ教法部類ニ非ルモノ、今後新ニ結集スル者ハ地方庁ニ於テ調査認可シ当省へ可ニ届出シ此旨相達候事
(明治一五年一月二七日、内務省達乙六四)

(二) 官国幣社を対象に官国幣社神官へ

一社付属ノ講社ニシテ教法部類ニ非ルモノ新ニ結集候ハバ、其方法場所等ヲ詳具シ、地方庁ヲ經テ当省へ伺出ヘシ此旨相達候事
(明治一五年一月二七日、内務省達丁三)

(三) 神仏各教宗派及び神道事務局を対象に、各教宗派管長及び神道副総裁へ

各地ニ於テ教会講社結集説教所等設置許可ノ節ハ本人ヨリ該地方庁へ可レ為ニ届出シ此旨相達候事

(明治一六年三月一五日、内務省達戊二)

すなわち、(一)は府県社以下の神社を対象に、(二)は官国幣社を対象に規定している点に相違はあるが、共に神社崇敬講社として、各神社に所属する信徒の下部組織に充当され、国家神道の体制下に組込まれるものであり、それに対して(三)は、神仏各教宗派及び神道事務局を対象に規定したもので、教法系講社として、各教宗派管長及び神道副総裁の統轄下に置かれ、各教宗派又は神道事務局に属する下部組織に充てられるものである。そして、先述の国家方針に基づき、前

二者は祭祀・礼拝を旨とし、後者は教導説教を旨とするといったごとくに、その組織活動上の機能を、結果処置方によって大きく異ならせることになっていたのである。こうして政教分離の諸施策を敷いた上で、明治十七(1884)年八月、政府は神仏教導職を全廃し、住職の任免・教師等級の進退などの裁定を各管長に委任した(明治十七年八月二日。大政官布達一九)。

以上、その当時の国家の宗教政策を達令に従って見てきたが、それに基づいて、これまで大谷で進められてきた動きを考察してみると、それは氏神賀茂神社の付属社を大本社とし、各地の布教者達はその出社＝崇敬講社として布教方途を講ずる、つまり(一)の達令に従った容認の求め方として理解されるであろう。それに対し、神道大阪事務分局員の建議によるそれは、上の方途ではその社格からして祭神も社号も変更が認められがたい上に、社殿自体も実在しないのであるから、とりあえず国幣社の社格をもち、祭神名においても相通ずる南宮神社の分霊を大谷に勧請した上で、各地の布教者達の広前を更にその崇敬講社として布教認可を受けるのが得策であるという、いわば(二)の達令に従った容認の求め方として理解できよう。確かに以上のことからすれば、後者のほうがより容易に認可を受け得たかも知れない。しかしながら、いずれの方策であれ、それらは神社崇敬講社としての布教容認に変わりなく、従って、行く末国家神道体制下に組込まれて、国家祭祀とその礼拝を専らとし、教えを宣布する意味での布教活動が著しく抑制されようとしていたことに変わりはないのである。

そして「金之神社」は、(一)の達令に基づき、大谷村に鎮座する創立年月不詳の無格社として成立した。

これに対し、神道大阪事務分局員の来訪に際し、彼らと金光大神との間の折衝の任にあたった佐藤範雄は、その体験を踏まえていよいよ一派独立の念を固め、以後布教公認運動の先頭に立って教団組織化を画策し、明治十八(1885)年六月、神道備中事務分局所属の教会講社として「神道金光教会」設立の認可を取りつけ、そのもとでの布教者達の結集を図ることとなったが、それが(三)の達令に従ったいわば教法系部類に属する一講社としての出発であったことは、今更断るまでもないであろう。しかしながら、その過程では、それに先立って佐藤が広島県下の布教者達を、「金乃神社信徒」の

名をもって神道広島事務分局下に結集せしめ得たことが、大きな前提となった。また、神道金光教会の設立に際しても、規約中第三条に、「備中国浅口郡大谷村鎮座金之神社ヲ尊信毎日敬拜スヘシ」とされ、更に明治二十一(一八八八)年の規約改正時には、第三十二条中で、「金之神社大祭、中小祭」が本教祭典の一つとされるなど、本教の成立時点にあって、「金之神社」の名は、一つに彼等布教者達が結集を果たす上で、一つに彼等が合法的に集団祭祀・礼拝に関与し、それをもって宗教本来の機能を保有し続ける上で、重要な役割を務めたと言い得よう。そしてまた、それが名ばかりの存在であったが故に、かえって本教独立以前にあっては、集团的・組織的統合の象徴として作用し、その意味においては、彼ら布教者達にとっても、「大本社」と殆ど同義語であったのである。

その建物が「社ノ体ヲ具」えたのは、漸く明治二十四(一九一〇)年になってのことである。

三、金光大神と「金之神社」

氏神祭祀と 民俗学者柳田国男は、村落所在の小社祠が神社明細帳へ登載されることになった時の人々の心情の一端金之神社 を、次のように語っている。

……明治以前の神社には、各地思ひ思ひの名称が付いて居た。さうして村々の小さなものは、大抵は社、又はヤシロの名を以って呼ばれて居た。それがいよいよ台帳に登録せられることになって、村持のものはどんな無格社でも、すべて神社ということになったのだから大悦びであった。……

近代的な神社制度確立のため、国家がそれらの社祠の信仰に対しても祭儀教義を一定の形で注入したことによって、従来の神々と人々との関係に大きな間隙をつくってしまったことは、結果的に見れば否めないことである。しかしながら、国家がいかにそうした神社制度の確立を企図したとしても、その過程で人々一般から支持を得ずしては、かくも順

当に実現を見なかつたはずであり、その意味でこの柳田の言葉には傾聴すべきものがある。それは、いわば人々の側に、伊勢神宮を頂点とする神社の階統構造下へ積極的に繋がれようとする伝統的基盤が存在していたことを証すものである。つまり、国家による神社の階統的格付けを承認し、支持した人々が社会の基層に存在し、それらの人々は、村内の諸社祠を、新政府の創出した神社制度の中に位置づけることに喜びを感じたのであり、それはまた、彼らの祭祀するそれら神社の権威づけでもあると考えたのであった。

そのような日本人の伝統的基盤の上で、多くの人々の根強い支持を受けて成立していたのが、村々の氏神鎮守の祭祀にその典型を見る氏神信仰であった。そして氏神信仰は、血縁的であれ地縁的であれ、何よりも一定地域の生活集団、別言すれば地域的な家の互助集団である村落を包括的に守護するための信仰として、村を単位に成立するのが常であった。その村は、明治以降、行政末端機構―行政村―としての位置付けがより鮮明となり、中央集権強化のためになされた目まぐるしい区画整備に伴って、急激な変動を迎えていた。学舎・産業組合・消防団・青年団といった諸活動組織が新行政村ごとに次々と設置され、村々はそうした移り行きの中で、村としての再編と統一を改めて求めねばならなかったのであった。その場合、それら諸組織の基礎に置かれ、各村の組織的統合の紐帯としての役割を多く担ったのが、氏神祭祀組織であった。否、むしろ氏神祭祀組織こそは村落組織それ自体であるのが本来的であるとも言い得るのである。^⑧

さて、前章までにその経緯を述べたような宮普請の動き、すなわち、素盞鳴神社として成立し、後に金之神社と改称されるに至った社の存置及び社殿建築に関する動きについても、それに当初から積極的に関与してことを運んだ川手与次郎以下、大谷村内の青年達の意識の基底に、上述のごとき氏神に対する心情が根深く存在していたとみなされなければならぬであろう。彼らにとって存置すべきは、なによりも「大谷村の金神社」なのであった。すなわちその宮は、氏神信仰とその祭祀とに結合した形で、伊勢神宮の階統構造下へ積極的に繋がれることによって、神社としての権威づけと安定とを得るべく求められていたと考えてよいであろう。

そして、その意味において、この宮普請の動きに最も積極的な姿勢を示したのは、川手与次郎であろう。菟雄を祠堂に推挙してその段取りをつけ、村内青年達を動かして木札・紙札の配布に関わり、あるいはそれを停止せしめ、社地の決定を急ぐ等々。そこでのいづれの言動も「お上願いあげねば、はや延引になり」との言葉に集約されるように、神社制度への対応姿勢を積極的に打出しているからである。そのことは、彼がその基本姿勢においては、村内行政者の立場で、この宮普請に臨んでいたことを示すといつてよい。もちろん、そこには金光大神広前の信者氏子達の先頭に立って、制度的対策を講じようとした面もあったであろう。しかしその信仰の内実において、金光大神の信仰を、漸次国家神道体制下に組入れられつつあった一般の氏神信仰と、なんら区別するところなく受けとめていたばかりか、その言動からすれば、彼にとって、信ずる神の権威は、「村の司」としての世俗的権威に従属する形となって現れていたとみなさざるを得ない^⑧。それ故、村内社祠の権威づけと秩序の回復のみを焦って、勢い社殿の建築自体を急ぐこととなり、そこに主眼を置いた行動に奔ったのであった。

では一方、それに対して、金光大神のもとに訪れてその信仰に接する中から、自らも布教を志すことになった人々はどうであったであろうか。彼らは、その布教活動が活発化するにつれて、取締当局による干渉の受け方や迫害の度合を異にしながらも、折々その合法性・非合法性が問われる様な事態に遭遇し、各自当面の布教認可を得るための措置を講ぜざるを得なくさせられていた。その結果、よんどころなく神道系の独立教派や神道事務局付属の教会講社、あるいは既成神社の崇敬講社に所属して、それらの講社の世話係となったり、もしくは教導職資格を取得したりして布教活動の保障を求めねばならなかった。そしてその際には、当然奉掲する祭神と教義の内容の合法的改変が要求されてきた。もちろん彼らにとっても、各々の土地柄で差はあれ、上述のごとき氏神に対する信仰感情が心の底に存在しなかったわけではなかったであろうし、^⑨そのような心情を巧みに取込んで国家神道体制を確立しようとしていた政府の目論見が十分に理解されていたわけでもなかった。従って、祭神や教義の改変も余儀なしとして自ら制度に順応しようとする一面が

彼らの側になかったはずはなく、また何らの妥協もなせずに布教の活路を求めることは殆ど不可能に近かった。しかしながら、その反面で、やはり彼らの多くは、心中に奉ずる神とその教えを、なんとかそのままに世に打出す道を求めて、そのための公認方途を模索していたのである。

そうした布教者達にとっても、大谷で進められていた宮普請の動きは、殊更興味を惹きつけられるものであったろう。既述したごとく、白神・近藤が神道大阪事務分局員に対して大谷の実情視察を懇請したことの背後には、彼ら布教者達の広前を、大谷に建築されようとしていたこの宮の崇敬講社とすることによって、結集を果たし公認を求めようとしたその意中が十分に感じとれる。その意味では、彼らもやはり宮建築の成就を密かに願っていたに違いない。けれども、川手与次郎が、先述のごとき観点から、社殿建築自体を性急に求めたのに対し、彼らは、その社に奉掲さるべき祭神名にこだわりを示し、社号改称をこそ主眼に置いた点で大きく相違していたとされねばならない。それは、彼等の打出せうとする神が、基本的に氏神の配下にとどまる神ではないことを、金光大神の教えを通して、知らしめられてきたからにはほかならない。

では、金光大神は、この素盞鳴神社としての存置にはじまり、金之神社として成立するに至った過程において、人々の宮普請に関わる動きと、そこに建築されようとしていた宮とをいかに受けとめていたのであろうか。

「此方の宮」 ○ 人様ごやかかいにならず、今のとおりに説論できればよし。お上より説論もできんと申されれば、いたしかたなく金之神社 し。金光大神、仰のけだま取りて(仰臥して)休みあり。
〔明治十年十一月四日、『覚帳』(三一—26)〕

○ 氏は大谷村の金神社と申し。天地金乃神、生神金光大神、日本開き、唐、天竺、おいおい開き。右のとおりに説論いたし。村中の氏が此方の宮のこしらえたの建てると言えば、石までも、くれと言えばやれ。

〔明治十年十一月四日、『覚帳』(三一—27)〕

○ お宮のこと地内建て。村氏子どこへ宮建てても、其方が行かねば空宮。はじめ巳の年より先二十五年ぶりまで待てい。今のとおりよし。

○ 元、此方はじめた宮は二間四面。此方の外へ間敷、内改めあり。〔明治十一年二月二十五日、『覚帳』(二二一—三)〕

○ 氏神のように思えば、どこへなりとも宮建て。神と思えば、此方地内建てくだされ候。よそへ建てても此方には行かんぞと申しおき。〔明治十四年八月二十九日、『覚帳』(二五一—二)〕

ここに示したのは、前章までに述べた過程の折々に金光大神に下った神伝である。注目すべきことに、以上の神伝は、宮普請の動きを与次郎達が改めて進めようとする都度、それに先立って下されてきているのである。冒頭の三つの神伝は、川手父子によって金光菘雄の氏神祠堂推挙の話が持込まれた頃、すなわちこの動きが進められるそもその発端に下されたものである。これらの神伝を得た上で、金光大神は、菘雄が祠堂となつて社の存置を願ひ出ることを認めていたのである。四番目の神伝は、社地や社号改称の問題が新たに持ちあがつてきた時に、改めて下つたものである。その上で、金光大神は、社号の取決めを菘雄達に任せ、社地決定の相談に応じたのである。最後の神伝は、川手与次郎の強引な申し入れによって、社地決定をみるに至るその直前に下されたものであり、この神示を得た後、金光大神は、境内地の基礎工事の進められてゆくなりゆきに身を委ねていたのである。つまり、前章の各過程での動きが進められるに先立って、その都度、金光大神は、これらの神伝により、基づくべきところに基づかしめられた上で、村人達の行動に従い、与次郎達の言を聞き入れていたことが知れるのである。従つて、金光大神の基本姿勢においては、今はまだ「此方の宮」建築が成就する時節に至っていないこと、それ故これまで通りに説諭が可能であればそれで差支えないことをもつて、当初からこの動きを積極的に受け入れる意志のなかつたことが窺知できよう。そして以後においても、それを積極的に推進せしめようとする川手与次郎達の行動に身を委ねつつも、彼らが氏神と同様の考えから、それを大谷村内の一神社として鎮め祀らうとしていた宮と、「此方の宮」とを明確に区別し、たとえ彼らの考え通りに宮普請が成就した

としても、それは元治元年正月朔日の神伝に基づく宮とは相違するものであって、それを「此方の宮」として受け容れようとする意志はなかったのであった。

このように、金光大神が、ここに人々が「氏神のよう」に考えて建築しようとしていた宮と、「此方の宮」とを区別していたことは、この宮普請に関わる動きが進められていった過程において、金光大神が、以下に述べるごとき姿勢を人々に示していたことによって、一層確認せしめられるであろう。

まず第一に注意されるべき点は、この過程でなされた木札・紙札の発行に対して、金光大神が示した姿勢である。

明治十一年九月、素盞鳴神社としての存置が認められてより、いわゆる守り札を媒介とした氏神氏子制度に擬することをもって木札・紙札が発行されるようになり、それに伴って、明治十年三月以来警察当局からの指図で禁止されていた天地書付の配布もなされはじめたであろうこと、しかし、その後二カ月を経て、与次郎の側の事情から木札・紙札の発行が中止されたことについては既述したが、その直後、金光大神は次のような神伝を受けている。

○ 幸い出すな、小紙札も出すな。 【覚帳】(二二一—31)

○ 木札、守り出すな。小の、こまい氏子が助からん。……此方には拜まいでもかまわん。守り札出さん。書付だけ出せい。

【覚帳】(二二一—34)

ここからは、元来木札等守り札の発行は神意にそぐわぬものであり、神の本意は、天地書付が下付できるようにすることにのみあったことが窺知できよう。そのように、天地書付が守り札と様式上類似し、人々の側からはとかく同一視して受け取られがちであったとはいえ、神と金光大神との間では、はっきり別のものでして下付されていたのである。そして、以後当分は天地書付の下付のみが続けられたわけである。^⑧

ところが、明治十五年に至り、社地も決定してよいよ社殿建築の基礎工事が開始される段になると、今度は改めて次のごとき神伝が下されている。

○ 書付やるを見合わせ。書くことは兩人に書かせ、ためおき。ほか守り札、無理から言う者には金光明神に出させ。萩(雄)の所へ行くと申し。此方には、氏子の身信心の話だけいたし、聞かせ。……
『覚帳』(二五―三六)

つまり、それまでとは逆に、書付類の下付を中止し、以後守り札を強いて願う者には萩雄から出させることとなり、そこから再び木札・紙札の発行がはじめられることになったのである。^④

この様に、木札等守り札の類と、書付類との発行・下付を区別せしめる神伝が下されていることは、そこにけじめをつけることをもって、書付に示された神が氏神の配下に属する神ではないこと、更には、現下建築されようとしている「氏神のよう」な宮を「此方の宮」として受け容れる意のないことを、神の側から密かに示した一つの証しとして受けとれ得よう。^⑤

次に、今一つ注目しておきたい点は、説論・理解でよしとする神伝が、この過程において幾度か下ってきていることである。

○ 教導職ではいけん。教導にまぎらわしきことせず、まじないもせず、説教も。出て歩く道でもなし。内で説論とも理解とも話をして聞かせ。末を楽しみ。
〔明治十三年七月三十一日『覚帳』(二四―五)〕

これは、金光菽雄が教導職試補となってから丁度一年後に下されたものであるが、これと同様に、「今のとおりの説論できればよし」との神伝が下ったのは、既述した通り金光菽雄が氏神祠堂に推挙される話の持ちあがった時のことであった。そのことからして、この説論・理解が、祠堂としての神社祭祀への関与、あるいは教導職としての三条教憲にのつとる神道思想の宣布など、神官総教導職制下で神職に課せられていた勤めと対比する形で語り出されていることは明らかである。^⑥

以上のように、金光大神は、この宮普請の過程で、木札・紙札の発行と書付の下付とに区別を設け、祠堂・教導職と

しての勤めを否定して説諭・理解を強調することをもって、自己の信仰の、氏神信仰との異質性を示し、それによって明治政府の神社制度下にとり納められようとしていたその宮を「此方の宮」として受ける意のなかったことを示していたといえるであろう。このような金光大神の基本姿勢には、この宮普請の動きに関わった人々の多くに認められたような、制度への積極的対応を示す姿勢とは、明らかに一線を画すものがあつた。

それでは、金光大神にとって、「此方の宮」は、いかに想念されていたのであろうか。

○ 宮殿楼閣七堂伽藍、いらかをならべて建て続けさせる。〔明治十二年一月二十一日『覚帳』(三二一—三二七)〕

○ 宮地こしらえ。親神天照皇大神宮の宮も、地中(内境)へ建てさせ。先祖の宮建て、同じく。大阪白神の宮建て、同じく。そのほか氏子、神になり、同行(同)に。〔明治十五年十一月二十日『覚帳』(三六一—三六二)〕

○ 子供五人、四方四天王、七堂伽藍建て、物事安心安心なり。〔明治十六年四月二十二日『覚帳』(三七一—三七五)〕

これらの神伝には、晩年の金光大神によって描かれた宮の姿が端的に表出されている。ここに示されてきている宮構想については、それがかつての元治元年正月朔日の神伝に基づかしめられてものであることに相違ないとしても、それと「二間四面の宮」との関連、あるいは明治初年の頃の金光大神の記述に現われる「金光大神社」との関連などを明らかにする考察がなされねばならないし、また、この宮構想の究明は、金光大神晩年の信仰内実を把握する上においても、今後の大きな課題とされねばならないであろう。それらの詳察は、後日を期すほかはないが、今ここに一つの仮説的見解を示しておきたい。

それは、これらの神伝に示された言葉が、宗教的曼荼羅を想起させることと関わる。宮殿楼閣七堂伽藍は、たとえば神仏習合の修験道本山に配置されている神社仏閣を、また四方四天王はその一つの伽藍配置の形式を表現した言葉であり、それらはしばしば修験寺院や密教寺院に曼荼羅として描かれているものを想起させる。そして、この曼荼羅について、エリアーデやユングが指摘するところに示唆を得るならば、こうした神伝によって示されているのは、まさし

く金光大神の心的世界で象徴的に構築された、「神代」の世界像イデオロギンゲの端的な現出であると考えられる。それは、伊勢神宮や吉野・熊野本山など日本の代表的な神社仏閣に模して表現されてはいるものの、むしろそれら既成の伝統的神社仏閣を「過去の遺物」として断念したところで、純粹に構築し直された独自の神代を表現するものであったろう。そこでは金光大神の五人の子供が、四天王のごとくに配され、更に先祖の宮、白神の宮、神となった氏子達の宮が諸方に配される。天照皇大神の宮も決して中心に配されるわけではなく、相対的位置を占めているかのごとくである。それは、日本の伝統的な神仏や先祖と同様に、生神の働きを体現した人々も神として交感同化し合う神代である。金光大神は、神伝に基づいて、そのような内面化された曼荼羅を描くことを通して、国家の強制する神国思想、あるいは氏神祭祀と同一化して建築されようとしているその宮に抗する心の防禦としたのではなからうか。

以上、この度の宮普請に関わる動きを金光大神がいかに受けとめていたかについて、この過程で下された神伝に基づき、検討を加えてきた。

要するに、金光大神は、元治元年正月朔日の神伝によって託された宮建築への願いを、生涯一貫して抱き続けながらも、建築の時機尚早である現実を、神伝によって折々に確認せしめられつつ、更に時節を待ち続けたのである。そして宮建築が成就することよりも、人々への説諭・理解、あるいは天地書付の下付を通して、現状において可能な限りの人助けに恵念し、教導職・祠掌など、政府から与えられる資格を拒否することによって、制度への安易な対応や国家権力への妥協からは一線を画した姿勢を終始保持し続けたと言えるであろう。

結 び

最後に、以上の論述を踏まえつつ、この過程において、宮の存置及び普請の当事者としての任を負った金光菽雄の立

たされていた位置と、その彼がいかなる考えのもとでこの度の動きを進めたのかを伺うことをもって、本稿の結びとしたい。

明治十四年六月十七日、丁度社地の決定についての紛糾の最中、加えて社地の購入に多大の借財を要する事態を迎えていた時であったが、「金を借りてはすな。神より普請は断り申して延べおけ」とのお知らせが下り、その夜、金光大神と菟雄は広前で次の様な会話をとりかわしている。

○ 夜に菟へ申しつけ。宅(金光)もそはで聞きおる。菟は、やめるつもりと申し。宅は、やめると言い切りと申し。神様、言い切りてしまえい。先こと心配すな。祠掌せいでも、なんにも世話すな、と申し。宮できんでもかまわん。氏子が助かるがよし。助けてやる。

『覚帳』(二五—八)

ここからは、菟雄が、宮普請に祠掌として関わりを持ちつつも、当時それを続行する上で大いに逡巡し、苦悩していたさまが如実に汲みとれよう。村内秩序の回復と組織的統合とを眼目として社殿建築を急ぎ、積極的に制度への対応を図る戸長川手与次郎。成行きに身を委ねつつも性急な制度への対応を拒んで時節を待ち続ける金光大神。両者の間に立つて、一方では氏神祠掌としての国家の任務を背負われ、一方では金光山神と神より用いられて、菟雄は、それぞれ、氏神の氏子である村民達と、此方の神の氏子としての出社信者達とが彼を取りまく中で、金光家の行く末と布教の行方を担わねばならなかったたのである。そして、先の会話がとり交わされた後も、戸長の強圧的な要請にあって、結局宮普請を続けねばならなかった彼であったが、他方では、その頃から佐藤範雄と共に神誠神訓の拝記にとりかかり、布教公認方途としての信条作成に努めた彼でもあった。神伝に導かれつつも、戸長の強引な申し入れには従わざるを得なかったその立場では、なかなか自身の思い通りに事を運ぶことは難しかったであろう。

しかし、その彼が、この過程で唯一積極的に事を進め得たとしたら、それは明治十六年六月に提出された第二回の社号改称出願時であつたらう。^①

その彼は、この出願の最中に訪れた神道大阪事務分局員と金光大神との会談の内容を、次のように伝え残している。

大阪の神道分局にて亀田加受美、吉本清逸なる兩人来りて（近藤先生尽力したり、佐藤先生来りて大分話し居たり）管長（萩雄）応接せられたるが、親切にてこちらの話を聞き、

「かくせられては——」と言ひて、「金乃神と言へば金山彦命——」

「私は文□なれども、神よりかく唱へよとの事にて、かく押し居る。」

「神様の前は、それにて済みませうが、上へ書き立てる時には、それぞれの筋が立たねば……」と言ふ。

「それは御尤もにて、お話も、上々を重んずる様致し居り、信心も家々の鎮守を一番に願ひ、村の氏神、其次は国の一宮へ願へと話し居れり。」

「一の宮から伊勢の大神へ出る様にせよ。」

と仰せられたり。

金光萩雄所伝『言行録』七五七

この伝えは、同じこの一件に関する近藤・佐藤の伝えや、あるいは金光大神自らの伝えるところとも、若干表現のニュアンスを違えている。確かにいずれの伝えにおいても、南宮神社の分霊「金山彦命」を勧請してはとの分局員の提案に対し、金光大神が、金乃神はそのような神とは違う点を説き明かし、申し出を拒否したとしている点では同様である。しかしながら、その結果について、近藤・佐藤が、分局員達は、「議論の外ぢや。大神徳ぢや」と敬服するのみで、別に何の取り決めることもなく帰阪してしまった、と伝えているのに対して、金光萩雄は、更に続けて伝承内容後半のごとき会話が金光大神と分局員との間で交わされたことを伝えているのである。彼が、その会話の内容を、かくも具体的に伝え得ているのは、おそらく、そこに表されているような考えが、当時既にかなりはつきりした形で彼自身の意識の中に想定されていたからではなかったか。つまり、誰よりもまず彼自身のところに、そうした布教公認の筋立て方が強

く求められていたのではなかったであろうか。この会話の内容が、果たして金光大神自身の語った言葉の通りを伝えているかについて、今は確かめる術もないが、一方に村民達を無視して布教公認の方策を立てるわけにはいかなかった金光菽雄の立場からすれば、それは両方の条件を満足させる最も理に適った方策として受けとめられていたに違いなかったし、その伝承内容にこそ彼自身の卒直な心情が吐露されているように思えてならない。

かくてこの宮は、伝承内容に示された筋道どおり、氏神賀茂神社の属社とされ、大谷村の無格社「金之神社」として成立をみた。

なお、金光菽雄は、本教が教団組織化の歩みをはじめた頃、「讃岐の金比羅さん位になればよい」とか、「高松稲荷のようになればよい」との考えを持っていたことを、後年周囲の人に語ったと伝えられている。^②それらは彼によって当時描かれた教団構想、あるいは境内地構想のモデルを示すものであり、また、そこから彼が想い描いた教団としての規模も推し量られてこよう。

けれども、彼の心に描かれるそうした教団構想とは裏腹に、爾後、国家神道体制が確立されていく過程においては、この金之神社が、一教団としての独立をもたらすことはおろか、その規模においても、大谷村内に鎮まり、国家の祭祀礼拝のみを専らとする一神社にとどまらざるを得ぬ結果を迎えたであろうことは明らかである。その意味で、佐藤範雄が、以後の組織化の過程において、金乃神社信徒としての布教者達を神道事務局のもとに結集させ、神道備中事務分局付属の金光教会の設立をもって、組織化の歩みを進ましめ得たことは、本教が一教独立を果たす上でまことに幸いであったとされねばならないであろう。

(教学研究所員)

注

① この社殿建築の動きが、その後辿った経緯については、これを岡山県への提出書類や後年の佐藤範雄の記録をもとに考察した次の論文がある。

牟田満正「金之神社について」『金光教学』第一四集所収。それに対して本稿は、金光大神直筆記録『お知らせ事覚帳』の記述を基に、改めて県に出願した側の立場から、その間の実情解明を目指すものである。

② 高橋富枝の伝承に次のようにある。

。世話方より説諭願を村へ出したり。其後は御被なく御届は出来、御裁伝ありたり。『言行録』一三八五

また、この願書提出に対して、次のような神伝が下されている。

。氏子はよいと思ひ、神のよろこばんこと。

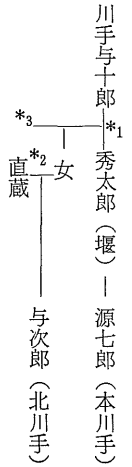
『覚帳』(三〇一頁)

③ 明治八年十二月十日、小田県は岡山県に合併された。

④ 金光大神は、明治五年の神前撤去後一カ月を経て、戸長川手堰から神勅再開の内達を受けていたが、明治九年七月、大小区務所編制にあたって、大谷村担当の戸長が佐方村の荒木耕四郎に代わった(本稿注⑧参照)こともあって、かの内達では意味を有し得なくなつた。その頃から、警官がしばしば金光大神のもとに尋問に来るようになって、小田県時代の内許のこと、すなわち、かの内達が問題とされるに及び、「小田県ことは今はいけ

ん。ご規則変わり。神を拜む者が白き物とは何のことなら」など、度々警告を受けていた。『覚帳』(三〇一頁、28)。

⑤ ここに以下の論述に関係する範囲で、『大谷村里正譜・百姓系図』をもとに、川手家の人的関係を示しておく。



*1 秀太郎(堰)は、小田郡横谷村庄屋、福武仁吉(実は与十郎の弟)の子で、伯父である与十郎のところへ養子に入つた。

*2 直藏は、小田郡三成村庄屋、赤松茂藏の弟で、与十郎の長女に婿入りした。

*3 与十郎の次女は、小野慎一郎に嫁いだ。

なお、保長とは、正副戸長の指揮を受け、区内の事務を担当するもので、定員は各区によって異なり、二〜五名であった。

『岡山県郡治誌』(以下「郡治誌」と略記) 上巻一五九〜一六〇頁。祠掌とは、神官職制上、郷社定則に定められた地方郷社ににおける神官のことである。村社には祠掌が、郷社には祠官・祠掌があてられた。また大谷村の氏神賀茂神社は郷社定則に基づき村社として列格され、玉島羽黒神社(無社)に属し、この時までは、神田豊(訳〜、当時四五才)が祠掌として祭事を執行していたと思われる。

- ⑦ 『覚帳』(二二一、26、27)。
- ⑧ 『覚帳』(二二一、12、13)。なお、川手与次郎は同年三月以来、大谷村副戸長の位置にあった。本稿注②参照。
- ⑨ 言うまでもないが、この「金神社」は社殿の実在しない名ばかりの存在であった。
- ⑩ 牟田前掲論文に掲載されている「大正二年調整神社明細帳『金之神社』」(明治十六年出願)「明治十七年出願社号改称願」(明治十七年出願)「明治十七年出願祭神増加并社号復旧願」中の記載事項参照。
- ⑪ 紀要『金光教学』第一八号四二～四四頁。
- ⑫ ここに各達令の概要を示す。
- ⑬ 第三六号▽「今般当省ニ於テ明治神名牒編纂」にあたり、「各管下所在産土神并別段縁由有_レ之神社ニテ社格未定ノモノ村社加列之儀」につき、「人民情願ノ向ハ管轄庁ニ於テ取纏社格見込相立テ別紙明細雛形ニ照準明細書絵図面相添_レ」えて、「明治十三年三月限伺出」よというもの。
- ⑭ 第三七号▽「各管内山野或ハ路傍等ニ散在セル神祠仏堂ノ類」の存置廃合処置につき、「矮陋ニシテ一般社寺ニ比シ難ク且ツ平素監守者無_レ之向」は「最寄社寺へ合併」させるが、「人民信仰ヲ以テ更ニ受持ノ神官僧侶相定メ永続方法ヲモ相立存置ノ儀願出候ハバ管轄庁ニ於テ聞届_レけ、「別紙雛形ニ照準シ一同取纏メ」て届け出よというもの。
- ⑮ 第三八号▽「人民自邸内所祭」の「神祠」に「衆庶参拜」して一般社寺同様の姿になっているのは不都合であるから、「自
- 今繪テ参拜可_レ差停_レ」きであるが、「尤其建物等更ニ信向人共有_レ之筋ヲ以尚参拜之儀願出候ハバ永続方法並神官僧侶之受持等夫々取調為申出候上管轄庁見込相立伺出_レ」よというもの。
- ⑯ 岡山県庁保有の大正二年調整神社明細帳について調べてみると、この頃に存置願許可となっている神社は、すべて無格社であり、金光町について言えば、無格社が二十社あって、それらは明治十一年七月から十月の間に相次いで存置願許可となっている。牟田前掲論文二頁下段及び注④参照。
- ⑰ 翌明治十二年になると「府県社以下祠官・祠掌の等級を廃し、身分取扱は住職同様とす」(明治十二年一月一日)との布告が出される。このことから知れるように、国家による神官特恵待遇及びそれ故の神官職規制は、当時次第に弱まっていたのである。
- ⑱ 『覚帳』(二〇一、25、二二一、3)。
- ⑲ 『覚帳』(二二一、4)。
- ⑳ 白神新一郎の大阪布教については、佐藤金造「初代白神新一郎師」参照。また、藤井吉兵衛・唐樋常藏の山口県地方での布教については、徳永篤孝「山口県東部初期布教について」『金光教学』第五集所収参照。
- ㉑ 小鹿島果『日本災異志』によれば、「初明治十年虎列刺病流行ノ後ヲ承ケ十一年ノ一月ヨリ其餘孽ノ萌生スル地方少ナカラズト雖氏多クハ散発或ハ類似症ニシテ未ダ流行ノ名ヲ下スニ至ラズ……茲ニ本年(十二年)ニ至リ春寒未ダ去ラザルニ復愛媛県

ニ始マリ大分県ニ及ヒ遂ニ全国ニ蔓延シテ之ヲ十年ニ比スレバ更ニ大ナル流行ヲ来セリ……」とある。

①⑨ 金光大神事蹟資料「大西秀探訪記」七〇九頁。

②⑩ 「直蔵さんはふしぎなおかけを頂いてお道の人となられたお方であります。親の信心と社会的地位とから、その子供の与次郎さんが、世話方になったのであります。」金光真整「教祖時代の宮の御建築について(上)」『金光青年』昭和三年六月号七頁。また、直蔵の受けたおかけについて、口伝によれば、「大谷に帰る途中、久々井で急に腹痛をおこし、『むかいの金神(金光大神のこと)、この腹痛を治せるものなら治してみい』と念じたところ、急に痛みがおさまったので信仰をはじめた」とのことである。金光真整氏談。

②⑪ 牟田前掲論文二二頁参照。

②⑫ 米地実『村落祭祠と国家統制』一〇五九頁参照。

②⑬ 『郡治誌』をもとに、大谷村における当時の戸長・副戸長職の異動を以下に示す。

《大小区務所編制期》

。明治九年七月一日 大谷村第十七区(浅口郡) 小十二区(大谷・

須恵・佐方三村) V

・戸長 荒木耕四郎(佐方村) 副戸長 欠員

☆この異動により、それまでの大谷村戸長川手環退職。(『小野氏年譜』に拠る)

。明治十年十一月八日 浅口郡佐方村第十戸長役場小五区(六

条院村) 及小十二区(大谷・須恵村) V

・戸長 大西京平(六条院村) 同 荒木耕四郎

☆翌日小区内各村に副戸長置かる。但し大谷須恵は両村に副戸長一名とされる。

・大谷村 副戸長 小野慎一郎

。明治十年十二月九日

・大谷村 副戸長 中島久真太(大谷村)

・須恵村 副戸長 小野慎一郎 依願免職

。明治十一年三月十六日 第十戸長役場 V

・戸長 荒木耕四郎 同 小野慎一郎

☆大西京平、区務所詰職に伴う異動

・大谷村 副戸長 中島久真太 同 川手与次郎

* 三月十九日増員

《郡区町村編制期》

☆明治十一年九月二十日郡区町村編制法施行に伴い、戸長(九・十二)副戸長(十一・六)を廃職、新たに戸長公選とされる。

。明治十一年十二月六日 浅口郡大谷村 V

・戸長 川手与次郎

。明治十五年七月二十五日

・戸長 川手与次郎

。明治十六年二月六日 浅口郡第二十五

戸長役場(佐方・大谷・須恵三村) V

・戸長 荒木耕四郎

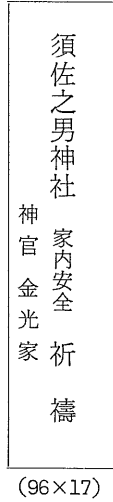
②⑭ この投票の時のことを小野慎一郎は以下のごとく書きとめて

いる。

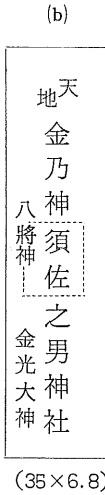
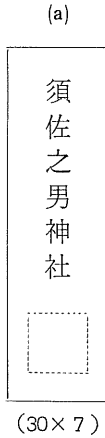
「(川手与次郎が)親屬ノ結縁アルモノニシテ酒食ニテ施シ、奸謀ヲ以テスルハ人面獸心トヤ云々。爾後陽ニ親クシ陰ニ心ヲ計スヘカラズ……」『小野氏年譜』。

②6 この木札・紙札とは左図に示したごとき形式のものであったと考えられる。

木札 (田尻教会蔵)



紙札 (田尻教会蔵)



※ □の箇所には、朱で「須佐之男神社印」が押されている。

②6 『覚帳』(二二一頁、25、28)。なお、佐藤範雄が、金光大神の神前の有様に関して、「御神床に向ひて右方に白川資訓の筆にされる天照皇大神の幅を懸け、左方に素盞鳴神社と記したる三尺

位の山神様御筆の木札を立てられてあり」(『教祖の立教と制度の沿革史要』(以下『沿革史要』と略記)二五頁)と伝えていることや、萩雄の居宅であった東長屋が社務所にあてられていた(『信仰回顧六十五年』(以下『信仰回顧』と略記)上巻三八頁)と伝えていることは、この時以来の処置であつたらうと考えられる。

②7 当時金光大神広前に訪れた参拝者の一人、柏原トクは、この時のことを次のごとく伝えている。

。(明治)十一年、教祖御普請始と聞き、金五円献納す。教祖御真筆、御書下を頂き、三畳間にて修巻箱の上奉り、昼夜信念こらす。『言行録』二二五七

②8 寄付札掲示については、次のような伝承がある。

。川手等が世話して、寄付札を立てかけて居られる時なりしが、「金光様、お宮が出来ますさうで。」と申上げしに、「あがんことを拵へる言うてやって居られるのじゃが、出来るか知れませんが。神様はまだ時が早い言うてのじゃが。」

山本定次郎所伝『言行録』一八六九。父の或る日のお参りの時、お広前の周囲の壁に沢山な寄付札のかかってあるのを見て、「金光様、御普請が出来ますさうで。」と申上げると、教祖様には、「寄付札をかけることあ、神様の御気感には叶わぬが、世話人衆があのようなことをするのでう。」と仰せになり。……。

土岐光一所伝『言行録』二五六四。なお、寄付札は川手与次郎のところにも立て並べられたとの

伝承がある。金光真整「教祖時代の宮の御建築について(II)」
『金光青年』昭和三年六月号五頁参照。

②9 徳永前掲論文一七二頁参照。

③0 『覚帳』(二二一頁)。また先に挙げた土岐光一の伝承(『言行録』二五六頁)の続きに、次のようにある。

……その後参拝致した時には、一切の寄付札は取り除かれてあったそうです。

③1 『覚帳』(二四一頁、13、14、15)。この間の明治十二年七月二十八日に菟雄は教導職試験に補せられ(佐藤篤雄「沿革史要」三六頁、また与次郎は先の公選以来引続き戸長職にあった。なお教導職試験とは、教導職七級以下の者で、神官であってもまだ訓導等の資格を有しない者に申し付けられる、いわば教導職見込者としての一種の資格である。そして教導職試験を受けて認められた上で「允当之本職」に薦擧されるのであった。この当時、既に教導職制度そのものが形骸化の途を辿りつつあったが、なお総ての神官は教導職資格を取得しなければならなかったのである。

③2 いわば教導職制度のために設けられたというべき教部省は、大教院解散等によって教導職制度が形骸化する中でその必要性を失い、明治十年一月廃止され(本政宣、社寺教務関係の事項は内務省の管轄下に移されて、内務省社寺局が設置された(明治九年一月〇省達二))。

③3 ここに「社寺取扱概則」の条項の概略を神社取扱いに限って

示す。

△第一条▽ 創建再興復旧に関わる規定で、「民有地ニ建設スル」場合について、「神官氏子信徒ト為ルヘキモノ連署戸長奥書ヲ以テ願出、永続財産ノ目処且其地所建物、社ノ体(増補により「社ハ本殿拝殿」と追記)ヲ具フルモノニ限り允許スルヲ得ヘシ」とあり、別紙雛形の様式に倣って届け出よというもの。

△第二条▽ 社祠の移転廃合と社号改称に関わる規定で、第一条の条件を満たした上で、その「事由ヲ詳記シ願出ルモノニ限り聞届」けるといふもの。

△第三条▽ 邸内社祠の取扱いに関わる規定で、第一、第二条に準ずるとしたもの。

△第四条▽ 列格改定等、前三条中に例記のない事柄については、その都度内務省に伺出よというもの。

③4 『覚帳』(二四一頁)。但し、金光家所蔵の教祖直筆断片によれば、「すさ王ノ神(素盞鳴命)・大日めノ神(大日靈貴)・おもい兼ノ神(思兼命)・金山彦ノ神(金山彦命)」の四柱があげられている。また、ここに以上のごとき祭神名があげられてきているのは、当時大阪布教に取組んでいた白神新一郎の広前でも、これと同様に祭神についての取沙汰がなされていたことと無関係ではないであろう。明治十三年の白神の広前は、参拝者が月に千名を越すほどの目覚ましい教勢を示していたが、その頃より次第に官憲の監視が厳しくなり、同年五月と秋との二度にわたって布教停止処分を蒙っている。その都度、周囲の世話係達に

よって種々手だてが講じられたが、同年七月に制定された違警罪によって、そうした行為が刑事犯としての処罰対象にされていたこともあり、それらの周旋も中々効を奏さなかった。その中で、世話係近藤与三郎は、難波神社宮司で中教院役員の権大講義武津八千穂と昵懇の間柄となり、彼と交渉を重ねた結果、白神からも了解を得て、白神の広前を、神道大阪事務分局教会付属「八重垣講社」出張所の名義で、また祭神「天照皇大神・素盞鳴命・金山彦神」とすることで府の認可を受けたのであった。『近藤藤守先生伝記(第一部 稿本)』(以下『近藤伝記稿本』と略記)三四〜三七、八〇〜八一頁。そうした大阪布教の動静は白神の広前から金光大神広前へ参拝してくる人々を通して、逐次金光菽雄の耳にも入っていたことであろう。そのような大阪での動静を踏まえた祭神名の協議であったろうことは十分考えられることである。

③⑤ 『覚帳』(二四一〜二五)。

③⑥ 『覚帳』(二四一〜二七〜二九)。なお、藤井恒治郎・くらの新居について、以下のごとき伝えがある。

。(明治十年)恒治郎が播州から帰って間もなく、鶴新田という新開地へ開墾に出かけた。……四年間新開地で農耕に従い、明治十四年に、教祖から「帰ってこい」といわれて帰ってきた。

……大谷村に帰って……教祖が五十円出して下さり、六畳二間の二階建て(六畳四間)を建てて下さったということである。

……その家は、金乃神社の社地にあつたので、後に境内を拡

げる時、金光菽雄氏の申し出で、他家と交換した……。藤井記念雄「藤井くらの信心についての一考察」紀要「金光教学」第三号八五及八七頁。いずれも藤井しげのからの間書きによる。

③⑦ 佐藤範雄『沿革史要』二六頁に、次のごとくあるのが唯一の根拠であり、書類は現存しない。

「御社号なりとも教祖の御神意に副ふやうにと信心の有志者は明治十四年三月、同十六年六月再度出願せしが認められず……」

従って、具体的にどのような事由によって、いかなる社号へと改称が願ひ出られたのかは不明である。事由については、その一つに、先述したごとき協議内容からして、素盞鳴命に、大日靈貴・金山彦命・金山姫命もしくは思金神を加えた四柱への祭神増加のことが挙げられて然るべきはずであるが、後述するとき第二回社号改称の出願の内容からすると、この時にも、その点は差控えられたようである。一方、社号についても、これも第二回の出願時と同様「金之神社」とされたかどうかは一概に判断できないことである。改称の事由や社号の同じ出願を二度繰返すということもあり得ようが、あるいはこの第一回出願時には社号を元来の「金神社」へと復すべく出願されたとも考えられる。

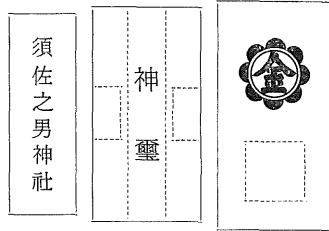
③⑧ 『覚帳』(二五一〜七八、一八、二〇)。もちろん山地と平地とでは地価に差のつくのは当然であるが、これらの記述からは、それによって自己の考え通りに社地を決定せしめようとする川手家の

側の腹の内を読みとれるほどの格差がつけられていたと推測される。

③『覚帳』(二五―八―11)。

④『覚帳』(二五―13―14, 18―21, 29)。

④『覚帳』(二五―36, 二六―4)。この時発行された紙札として以下の形式のものが難波教会や田尻教会に現存している。



※□の箇所には、朱で「須佐之男神社印」が押されている。

そのうち、難波教会所蔵のもの裏面には近藤藤守の筆で次のように認められている。

明治十五年一月十日、斯御守初り御下ヶ被下候、夏明治十七年旧五月一日、斯御守御取ケシト相成金乃神社ト改候、夏乍恐藤守書ス

明治十七年新六月九日書之

なお、ここに明治十七年旧五月一日(新五月二十五日)から改められたとされる「金乃神社」の紙札については、現在、数種類のもの(その中には「金之神社」となっているものも含まれる)が確認されている。

④ その当時の資料調達に関して伝えるものに、宮永延蔵所伝『言行録』二八六八、近藤藤守所伝『言行録』八一六などがある。

④『覚帳』(二六―15―17, 二七―3)。

④ 牟田前掲論文二九頁(資二)参照。

④ 明治十六年二月六日、戸長役場区域の改定(佐方・大谷・須恵三村同一戸長役場となる)で、三村担当の戸長に再び荒木耕四郎が就き、与次郎は戸長を退いた。本稿注②参照。

④ 同(明治十六年一月)をもって、境内地の基礎工事は中止され、その後長く放置されたままになった。『覚帳』(二七―3)。

④ 初代白神新一郎は、明治十五年四月死去し、その次男白神信吉が父の教蹟を継ぎ、父の名を襲って新一郎と改めた。

④ 明治十五年四月、近藤与三郎は金光大神から藤守の名を授かった。

④ 明治十三年当時の白神広前が、近藤の斡旋によって神道大阪事務分局付属「八重垣講社」出張所の名義で、祭神を「天照皇大神・素盞鳴命・金山彦神」として布教していたことは既述したが(本稿注②)、その後、近藤自身、幾度か官憲の弾圧を蒙りながらも、神道大阪事務分局員吉本清逸の尽力により、明治十五年十月、同分局教会付属「正道講社」の世話係の名義で布教

に従うこととなり、更に明治十六年三月には、その広前が同分局派出説教所として認可され、六月には、教導職試験に任ぜられていた。『近藤伝記稿本』七五～八六頁参照。そのように神道事務局や、あるいは由緒ある神社にその崇敬講社として所属することは、無資格の民間布教者達が、当時とり得べき殆ど唯一の方法であった。山根聖真「明治前期宗教政策についての一考察」紀要『金光教学』第二〇号一〇六～一一一頁参照。

⑥0 次に示す伝承は、それを端的に物語るものと言えよう。

。「金光様、素盞鳴の神と金乃神とは一つの神様で御座りますか。」

。「さいや、同じ事です。」

その人

。「それで解りました。難有う。」

と立帰りし。其を傍に聞きて居られし二代白神様が、

。「あれは真実じゃらうか。」

と自分に聞かれるから、「それは違ふ。」と答えた。

すると白神様は、

。「けれども金光様は虚言はつきなされはすまい。」

と言はれた。自分は、

。「それでも違ふ。あの人は、そう思ふて居るからそう仰ったのであらう。疑はしくば金光様に御伺せられよ。」

と言へば、白神様は直ぐに広前に参られ、

。「今仰せられた素盞鳴命と天地金乃神とは一つで御坐ります

か。」

と御伺せられた。教祖、

。「そうじゃのう、天地金乃神は素盞鳴の神位はお使ひなさるじゃらうのう。」

近藤藤守所伝『言行録』九四二

⑥1 佐藤は、明治八年の入信後、近郷の国学者黒坂昌芳のもとで学問を修めたこともあつて、明治十三年二月には早くも教導職試験の資格を得、その直後神宮教広島本部より同教師補の辞令を受けていた。そのため、白神、近藤の場合とは異なつて、当面さしたる支障もなく布教に従事し、高橋富枝の広前や金光大神のもとで説教を開講し、家屋に隣接して神舎を建築するなど、比較的自由な布教活動を行ひ得ていた。そして、その後、沼名前神社宮司吉岡徳明を訪問し、一教派として独立するためには信条（教義）が不可欠である点を耳にしてからは、早速金光救雄と共に神誠・神訓の拝記に専念することとなった。そうした矢先に、白神・近藤が訪れてきたわけである。佐藤範雄『信仰回顧』上巻一～六二頁参照。

⑥2 『近藤伝記稿本』八九～九一頁参照。

⑥3 佐藤範雄『信仰回顧』上巻六二～六五頁、『近藤伝記稿本』九一～九二頁参照。なお、『覚帳』には、次のごとく簡潔に記されている。

権大講義吉本清逸、中講義亀田加受美、午生れ六十二歳と申し。神徳と申され。金乃神と申し立て、得心いたされ、安心

して帰られ。(二七七一)。

⑤④ 牟田前掲論文二九〇頁(資三)参照。

⑤⑤ 明治十六年十二月二十日提出の「金乃神社信徒取扱願」に「金乃神社事務所」印が認められるが、これは「金乃神社」として認可される以前のことである。また、「河合嘉藤治修徳練成川相教会記録『加らみ草』抜抄」には、明治十六年九月二十日頃のこととして、「……大谷村に金乃神社という靈験の顯著しき尊き神社ある事を予て聞き居りぬ故に……参詣す」(二頁)とある。従って、一般には、制度上認可される以前、少なくとも明治十六年には、「金乃神社」の名で世間に通用していたと考えられる。(なお「金之神社」と「金乃神社」については、前掲牟田論文注⑬参照)。

⑤⑥ 但し、これはまず官国幣社神官を対象に規定したものであって、「府県社以下神官ハ当分従前之通」とされた。しかし、神官と教導職を分離する方針は明白であり、やがて明治十七年八月には、総ての神官の教導職兼補が廃止されるのである。

⑤⑦ 日蓮宗不受不施講門派の派名公称及び布教許可(明治一五年三月六乙)、神道神宮・大社・扶桑・実行・大成・神習各派の特立(明治一五年五月一五日)、神道御嶽派の特立(明治十五年九月二八日)。以上の神道七派に、既に明治九年に特立していた黒住派を加えた八派は、派名を改め、教名に称したきことを願ひ出、許可を受けて(明治一五年一月六日)、神道教派―後に一般に教派神道―と称され、神社神道から区別された。

⑤⑧ 明治十五年十一月、内務省達乙五九号。その内容は以下のごとくであった。

……今後滿二年以内ニ建設セシムベシ其建物巨大ニシテ工事数年ニ渉ル可キ者ハ更ニ状ヲ具シ伺出許可ヲ受ケル者トス其他在来ノ社ニシテ震災ニ遭ヒ建物悉ク皆烏有ニ帰スル者ハ滿五年ニ再建セシメ……右期限ヲ過ギ建設セザル者ハ一面許可ヲ停メ、一面神社明細帳ヲ削除スベシ。

⑤⑨ 佐藤範雄『信仰回顧』上巻八四〇―八六頁参照。

⑥⑩ 同右書、一一〇―一二一頁及び二〇八―二三頁。但し、明治十八年の「神道金光教会規約」においては、その第三条中に「金之神社ヲ尊信、毎日敬拜スヘシ」とされたのに対し、明治二十一年の規約改正による「神道金光教会条規」においては、第三拾条に移され、「金乃神社ヲ尊信、毎日遥拜スヘシ」と文面が改められている。なお、明治十九年から二十三年までは、金乃神社境内地とされた木綿崎山上において祭典が行われ、明治二十四年、金乃神社が建築されてからは、大正十年の大教会所新築に至るまで金乃神社において祭典が行われた。前掲牟田論文三四頁注⑩。

⑥⑪ 佐藤範雄『沿革史要』三七―三八頁。

⑥⑫ 柳田国男『氏神と氏子』『定本柳田国男集』第一一巻四〇〇頁。

⑥⑬ 米地実、前掲書一八八―二八頁参照。

⑥⑭ 例えば、社地の決定に関して紛糾をみせた時の、「思惑にさ

せねば断り申し、手引き」『覚帳』（二四―28）とか、「普請のこと、どういうこと、やめるという箇条を聞かせい」『覚帳』（二五―27）とかの言葉に、「戸長としての権限を背景にして、官普請を推進せしめようとする手前勝手な態度が見てとれよう。

⑥5 金光大神が、参拝者達に対して彼らの氏神に対する信仰感情を無下に否定することなく、時には彼らの心情に即して、以下のごとくに理解する場合のあったことからしても、当時、氏神がいかに人々の篤い信仰心に支えられ、尊ばれていたかが知れよう。

。参る所がなうても、土地の氏神にお参りしてお願ひすれば、氏神が天地の神に届けに来るから、氏神へ参って信心をせよ。

……

槇つね所伝『言行録』二七二一
世の中の人は金神を恐れるが、恐れることなく、氏神同様に思つて信心せよ。

塩田茂八所伝『言行録』一一五六
村のうちがみ宮が金神のでやしる也。

市村光五郎所伝『言行録』二七三

但し、注意を要することは、これらの理解からしても、金光大神にとって、決して金乃神が氏神と同列とされたり、あるいはその配下に置かれてはいるわけではないということである。その願うところが、人々の氏神に向かう場合と同様の心をもって、金乃神に向かわしめることにあったことは、言うまでもない。

⑥6 加えて、明治十四年初頭には、次のごとき神伝が下って「金光大神直筆」と称される書付も書きはじめられたが、それも天地書付同様、守り札とは区別された書付類として、下付されることになったであろうと推測される。

。（明治13年旧）十二月二十一日早々、金光大神直筆書き、書きだし、願う氏子に。

生神金光大神

○ 天地金乃神

○ 大しやうぐん不殘金神

『覚帳』（二四―30）

なお、ここに記された様式、更にこのすぐ後の記述「辰（明治元年）より十三年ぶり」『覚帳』（二四―31）からして、それは、かつての日天四・月天四：書付の様式を踏んだ神号書付であったと推察される。

⑥7 『覚帳』の明治十五年三月二十七日（旧二月九日）の記述に次のようにある。

。新田中島□吉、親類見舞いに祈念札願ひ。菘に書かせ、やり。その日より紙札も出しはじめ、総方へ。

『覚帳』（二六―4）

⑥8 ここで、金光大神にとって、守り札と天地書付とは、その教説上においてどのように区別されていたかについて論じておこう。

金光大神の言行を伝える資料の中には、守り札や寄付札をも含めて、お札を發行することを打ち消す教えが数多く見いださ

れる。たとえば、「守りが商法腹で御札を売って金銀をためる事計り考へて、氏子を苦しめて居る。此方にはそう言ふ事はせぬ。御札や御守はない」(市村光五郎所伝『言行録』一四三三)とか、「御神符には墨がついとるのみ」(島村八太郎所伝『言行録』一一八八)とか、「お札からおかけが出るものではない」(津川治雄所伝『言行録』一四四五)等々。すなわち、お札自体から御陰が授けられると考えられたり、それが金銭集めの具とされたりしがちな当時のお札信仰の悪風を批判して、金光大神の信仰がそのようなものとは相容れないことを先ず強調するのである。とはいえ、またその一方で、打ち札はともかくお札信仰そのものを頭から否定するばかりではなかったことも、次の伝承などから知り得ることである。

。金神はおふだはなしと言へども、氏子一心に願えば目当をやるぞ。そまつにすな。天地金乃神、一心に願、金光大神様。おかけは和賀心にあり。今月今日でたのめい。金神様より御まむりは須佐廼男神社。右おふだも御まむりも金神がさげると言へども、氏子自あてにまよつておがみ信心はならず。それでも一心に拝めばおかけもある。

市村光五郎所伝『言行録』三二一

教えを受けた伝承者の心情が、それを汲んで説いたのであろう。金光大神の教えの脈絡の中に混入したまま表現されたかのごとくで、一見矛盾したような理解の内容となっているが、それだけに、ここには、当時の人々のお札やお守りに対する心情と、

それを踏まえて教えの要諦を示そうとする金光大神の姿勢とが端的に反映されているとみてよいであろう。記述したように、お札に神霊が籠り、それをお守りとすることで神の加護を得ようとすることは、古来広く認められ、当時なお多くの人々から支持されていた信仰感情であった。国家が守り札を媒介として一定神社と氏神氏子関係を取持たしめ、それをもって人民統治の具となそうとしたのも、そのようなお札信仰を受け容れる素地が人々の側にあつたからであつた。そうした、人々の信仰心を繋ぎとめる「お守り」ということに關して、この伝承から知られるごとく、金光大神は頭から打消していたわけではない。むしろ人々が神に心を向けるための「目当て」として、その必要性を認めるのである。その意味では天地書付もやはり「お守り」に相違はなかつた。様式上からしても類似するものであつた。しかしながら、金光大神がその天地書付を通して人々に訴えたのは、神は決してお札自体に籠るのではなく、むしろ神に對して一心に願うその人々の心の中にこそ神も現われ、お陰も現われるということであつた。いわば金光大神にとっての「お守り」とは次のようなものだったのである。

。此方の道では、肌身に付けたり、門口や壁などへ貼り付けて居く様な、木や紙でこしらへた守り札は一切下げぬけれども、心に懸けておく御守りは下げるぞよ。

八木栄太郎所伝『言行録』二九八〇

端的に言えば、金光大神にとっては、守り札が、神を鎮め祀る

宮社に人々を繋ぎ止める役割を果たすものであったのに対し、天地書付は、神が直接人々の心の中に祀られるべく、神を宮社から解き放って人々の心へと送り届ける役割を果たすものであったと言えよう。

⑥9 既述したごとく、氏神信仰においては、氏が血縁的・地縁的共同体を守護し包括する神として機能したが故に、個々人の安心よりもむしろ村民全体の安寧が優先して求められていた。とりわけ、近代初頭には、氏神祭祀の性格が国家的レベルで規定されたことによって、その傾向は顕著さを増した。すなわち、氏神祠堂の祭祀目的は、村全体の合同祭祀の執行とその祭祀組織の下に村民生活上の他の諸組織を基づかしめることによって、行政村としての村の統合を図ることに置かれたのであり、従って、教導職制下、彼等神官によってなされた説教も、その目的は、信心教化による個人の救済によりは、敬神愛国の思想を押し並べて国民全体に施し、天皇制国家としての統一と安定を求めることに置かれたのである。

ここで言う説論・理解が、そのような教導職制下での説教と同質のものでないことは断るまでもないであろう。それは人々になべて語り出されるものとは異なり、願い出る人それぞれに依じて説き諭されるものであった。しかも、その説論をもって語り出される神は、「日本開き、唐、天竺、おいおい開き」とあるごとく、単に大谷一村内にとどまる神ではなく、世界中に開かれている神であり、また、次の伝承が示すように、宮社に

鎮め祀られてあるのではなく、天地に遍満し、人々の心の中でその神性を開示する神であったのである。

。天地金乃神は天地一杯に御座る。宮社に鎮り納まってゐられるのではない。真一心の心に神が御座って、おかけになる。

福嶋儀兵衛所伝『言行録』二六〇六

⑦0 ユングやエリアーデは、曼荼羅に関して、次に列挙することと興味ある指摘を行っている。

。曼荼羅象徴は、人類の最古より、あらゆる民族や文化のうちに共通して見いだされる宗教的象徴の一つである。

。曼荼羅の特異な象徴表現様式には、像の諸要素の類型的配合と対称性という点に、到るところで同一の法則性が現われており、それらは悉く中心に関係づけられ、円又は多角形多くは明らかに「四」という数への傾向を示している。の形をとり、これによって、全体性を象徴化しようとしている。

。円と四角は曼荼羅の画面を区画する二大要素で、円は一方に聖域を区画し、他方では中心に結びつき、人間の心さらには生命の究極的な全体性・聖の極致を示し、四角は俗なる身体や現実を示し、円と四角は凡聖不二を端的に現わしている。

。曼荼羅に共通して現われるモチーフ、円・中心・四という数、これらは、みな同一の心的法則性に基づき、それに向けて揺ぎなく接近することを最高の課題とする目的像であり、混沌を秩序立った世界に変化させるのがその使命である。

。曼荼羅象徴についてはっきり言い得ることは、そこに自律的

な心的事実が現出することであり、その現象は、心的紛糾の解決と、内的人格の情動的及び思考的錯綜・混乱状態からの解放とを招来し、統一的存在を生み出す。

。曼荼羅が必要とされるのは、より真正な宗教体験の必要性を感得した人々にとって、伝統的儀礼が既に過去の遺物と化してしまった時であり、自分の意識の中にある原初のシンボルを蘇生させる為には、外的な曼荼羅を断念し、内面化された曼荼羅に頼るようになる。

。内面化された曼荼羅の一種であり、「支え」の役割を果たす純粹に心的に構成されたその場合には、人は心的に曼荼羅の内部へ自己を没入させ、それを通して集中と共に、不注意と誘惑に抗する「防禦」の働きを体現する。

ヤコービ『ユング心理学』二四三～二五二頁、エリアーデ『イメージとシンボル』エリアーデ著作集第四巻七一～七三頁参照。

⑦① この年二月に川手与次郎は戸長の職を退いていたし、また金光大神は、この年五月三十一日、その生涯における最晩年、次のような神命に従い、子息達に後事を託していた。

。一つ、改めあげどおり、せがれ願いどおり、氏子の思いどおりにいたさせ、四柱まつり、広前せがれに任せ。金光大陣。

『覚帳』(二七〇六)

つまり、この出願時こそ、これまでの過程で、最も彼が自身の意に従った行動を取り得た時であったと言えるだろう。

なお、先の神命の内容と関連して、金光秋雄自身の伝えによれば、金光大神から、「今までは、私が自由を言うてすんだが、これからは時勢に従うて行けい」(『言行録』七七六)。「なに、神号はどうでも、靈験は一心にあるのじゃから、まあ吾一代は此儘でよい。又御前達の代になったら何となりともよいやうにするがよい。学問からはどうなっても、神様からの名はかうじゃ」(『言行録』三八八二)と言われたことである。

⑦② 金光秋雄による次の伝承も、同様の筋からのものと考えられる。

。家の内にては、土公神が一番、外へ出れば氏神様が一番ぢやから、其手統を経て金神へ願へ。故に此神を信心するからには土公様を大切にし、氏神様を大切にせよ。

『言行録』七〇九

⑦③ 本稿注⑥参照。

⑦④ 教団自覚運動史関係記録「長谷川雄次郎氏よりの聴取資料」二頁、及び、同記録「畑徳三郎の教監時代」四一頁。

戦時時局下における手続関係の形成

西 川 太

はじめに

昭和十六年、松山成三内局は教規の規定に基づいて手続の明徴化を行い、教会間の手続関係を確定した。手続関係は、松山内局の前任の内局である高橋正雄内局のもとで、取次の関係であると信念されていた。松山内局の手続明徴は、その信仰の理念が、輔導・輔翼の関係としての教会間の本末関係であると、具体的な形態を与えられたものとして見ることが出来る。

信仰は常に具体的な形態を伴って存在している。手続関係、教団体制などは、信仰の具体的な形態に他ならない。在り得べき信仰の在り方を求めていくについては、形をもたない信仰の理念と、理念の具体的な表れとしての具体的な形態との関係が、常に問われ続ける必要があるだろう。本稿はこのような問題意識に導かれて、高橋内局のもとで信念された信仰の理念が具体的な形態を備えていく過程を、当時の教団状況、時代状況との関連において追究しようとするものである。

なお、本文で引用した資料中、旧漢字は新漢字に、歴史的仮名遣いは現代仮名遣いに、片仮名表記は平仮名表記に改め、句読点を適宜付したことを断っておく。

一、高橋内局の課題^①

大教会所御広前奉仕は教祖立教の神宣に基づき、一教信仰の中心、本教の源泉たれば、その伝統を護持することをもって教政の運用、布教の実施等、すべての基本とせらるべきこと。

右は、高橋正雄が昭和十年四月二十六日に教監に就任したその前日の二十五日、高橋から宿老佐藤範雄宛に提出された「答申書」の第一項である^②。この「答申書」は、高橋が教監就任にあたっての条件を示したものであり、高橋は、「答申書」を管長金光家邦に承認させて、教監に就任した。そして同時に、この第一項は、高橋内局が教務教政を執行する際の基本理念であった。

この第一項の内容を具体的に実現すべく制定されたのが、昭和十年六月一日に公布された教則第五十号「大教会所規則」である^④。「大教会所規則」を貫く基本的な考え方は、神務の至高性を実現していくということと、その方途として、神務と事務とを区別していくというものであった。内局はこの方針を基調として、以後、教務教政を執り進めていくのであるが、そこから様々な課題に直面していくことになった。

課題の第一は、神務の至高性を実現していくことを基調とする内局と管長との関係の問題であった。教規において管長は「本教規に依り本教を統管す」(第四条)と、管長が教団統理者であることが示され、教規の第五条以下第十一条まで、その内容が記され、その中には、「管長は教規教則を執行」(第八条)することや、教師、本支部・教会所職員の任免を行うことなどが規定されていた^⑤。したがって、高橋が、「答申書」第一項に見られるように、大教会所神前奉仕の伝統を護持することが教政の運用の基本であると信念したとしても、教規が改正されていない以上、教師、職員の内局を執行にせよ、管長の決裁を得なければならなかった。内局は教務執行の上において、管長を教団統理者として認めざるを得なかったのである。

管長は、神務と事務を区別して神務の至高性が実現されることによって、管長権が相対的に低下していくような教務の在り方を容認しなかった。したがって、内局が神務の至高性の実現という基調に忠実であろうとすればするほど、管長との関係が問題にならざるを得ない。以後、昭和十六年の教規改正まで、内局は管長との角逐的な緊張関係の中で、教務教政を執行していかねばならなかった。

課題の第二は、従来の管長専断の教団統理を許容してきた本部―支部制という教務体制を、改めてどのように考えていくかという問題であった。内局に課せられたこの課題について、以下、二点に分けて検討を加えてみたい。

第(1)点は、当時の教規教則に規定されていた支部部長の職責と、内局の基調である神前奉仕の至高性実現のための神務と事務との区別ということとの齟齬・矛盾の問題である。当時の支部部長は、教区内の教会所に關する設置・廃合等すべての事項、また、教師に關する任免・異動等身分についての調査と、それらについての部長としての意見を添申すべきことが義務づけられていた。^⑥その結果、部長が職責を遂行するにあたっては、管長の統理権を背景にして教区内の教会所、教師を指導・監督することになっていった。内局はその事態を、神務が事務によって侵されていることとして問題化した。教監高橋は、第五十一回定期議會(昭和十一年二月二十四日―二十七日)において、本部支部の職員は、各教会所の神前奉仕を仰ぐことを職務遂行上の姿勢とすべきであって、教規教則に示されている職責から教会所、教師の取締りを行うべきではないとして、従来の本部―支部制における教務執行の考え方や在り方に対して問題を提起した。^⑦

第(2)点は、手続関係に現れた支部部長の在り方についての問題である。支部部長の職責には先に記したものの他に、その教区内における予備布教の承認ということがあった。^⑧この承認権によって、支部部長が他教区から来る新規布教者を自己の教会所へ転属させた上で、その出社として布教させ、いつまでも自らの教会所を親教会所として仰がしめるという事態が生起していた。^⑨内局はこのような事態を、手続関係の私有視から来る問題であると見て、専掌関口鈞一は、全鮮教師協議會(昭和十一年六月二日)において、次のように発言した。

今日は、事務上、信仰上の手続が随分と欲で乱れている。これは今日までの立法精神から已むを得ないことである。……一人で神務と事務をしているから、手続もまた事務上、信仰上の乱れを来してきたのである。……信仰上の手続というものが御取次ということである。手続と取次は一つ事である。ところが、事務上に教師補命の上に、そこに非常な權威が出て来た。本部・支部というものは取次の御手伝い、御世話係の立場の御用である。信仰上のことき權威あるものではない……^⑩

この一文が意味するところは、取次は神務であり神聖不可侵である、また、信仰上の手続は取次であるから手続も神聖不可侵であるというものである。この立場から従来の手続關係を見た時に、内局は、神務が事務によって侵されている事態を見たのであろう。それゆえに、事務は神務の世話係であると、事務の位置・役割を明確にしたのである。以上のように、ここには手続と取次の關係、および神務に対する事務の位置・役割が明示されている。

課題の第三は、当時の政府の方針、宗教政策と、神前奉仕の至高性を実現していくことを基調とした教務教政の方針とは、何ら齟齬するものでないことを、教内外に徹底させていくことであった。

高橋内局が発出した当時は、政府が国体明徴声明を発する(昭和十年八月、十月)など、国民が「尽忠報国」^⑪「挙国一致」^⑫のスローガンのもと、「国体」へと強力に統合される一方、「国体」觀念に反するとされた思想が弾圧されつつある時期であった。また、政府は宗教団体に対しても厳しい態度で臨み、この時期、多くの宗教が弾圧された^⑬。内局は、昭和十年前後から厳しさを増してきた政府の宗教政策に対して、懸命の対応を試みていかねばならなかった。第十六学区教師協議会(昭和十一年三月十九日)において、専掌関口鈞一は次のように述べている。

国体明徴ということが非常に問題になっておりますが、我が国家の統治の主権は、憲法発布の詔勅に(あるように――筆者)「朕がこれを祖宗に受けて、これを子孫に伝うる所」のものでありまして、伝えることが中外に悖らぬ天地の公道である。親の心を己が心とし、己を空しゅうして親の心を相続することが公道である。それが我が建国の

大精神である。……教祖の御神業の御取次は、建国の大精神と同一である。親の心を心とされて、神業、家督の一切のことまでも受けて伝えられたのである。……御広前御取次におかせられてもその精神であって、祖から受けて子孫へ伝えることが、その本質である。教祖様より四神様へ、四神様より現御広前金光様と三代に亘らせ給うているのである。^⑭

国体明徴声明（昭和十年八月三日）では、憲法発布の詔勅の一節「国家統治の大権は、朕がこれを祖宗に受けて、これを子孫に伝うる所なり」に基づいて、天皇に国家統治権があることを明示し（注⑩参照）、己を空しゅうして親の心を相続しそれを子孫に伝えること、つまり、親から受けて子に伝えるということが「公道」「建国の大精神」であると規定している。そして、この論理に重ね合わせて、「教祖の御神業の御取次」「御広前御取次」と「建国の大精神」とが同一であることを立証しようとしている。内局は、このように神前奉仕の精神が国体明徴声明の内容と同一であることを示して、国民を「国体」へと統合していく国家方針に沿う在り方へと、全教を領導していこうとした。^⑮

以上が高橋内局発足当初の課題であった。内局がこれらの課題を持ちつつ、手続関係をどのように形成していったかについて、次章以下で検討を加えていきたい。

二、信仰的な手続関係の確認と組織化への動き

高橋内局は、昭和十一年六月から九月にかけて十六回にわたり、全国教会長御奉仕神習会（以下、「神習会」と略記）を開催した。神習会開催の目的は、新制度の精神と時局認識とを各教会長に徹底することであった。^⑯また、神習会において特に強調された点は、神前奉仕の神聖不可侵という理念から展開されてくる、教師は教祖の手代りであり、各教会所は教祖広前の延長であるという考え方であった。^⑰この考え方を受けて、神習会の懇談の席上で、参加教会長から毎回

のように出されたのは、手続関係についての問題であった。それは、教区に縄張があるとか、親教会所と出社との間で信者の争奪が行われているという問題であった。^②内局は、それらの問題に答える形で、手続関係についての信仰上の意味を徹底せしめようとはかった。内局の考え方を要約すると次のようになる。

手続関係は、生神金光大神の手代りである各教会所神前奉仕者の取次を受ける所に生ずる。したがって、手続関係は信者の立場から生ずるものである。それゆえ、手続関係は、純信仰的なものであって制度的なものと考えるべきではない。^③手続関係は取次関係であるという基本的な認識から展開されてくる所論は、手続関係を信念的・道義的に重んじねばならぬものとして、従来の教務体制の支配下から超越させ、手続本来の姿へと戻そうとしたところからのものである。このことによって内局は、管長の統理権を背景にした支部部長の職権が、神務であるべき手続関係の上に及ばないように企図したのであろう。

内局は、神習会において示した手続関係についての信仰上の意味合いを更に徹底していくために、教祖大祭の執行に併せて開催した「長老並びに主なる教会長懇談会」(昭和十一年十月六・七日、八・九日の二回開催)において、手続問題を中心的な議題のひとつとして取り上げた。ここでは、①信念上より見て手続関係はいかにあるべきか、②師弟関係の形式化、封建主義化の弊をいかに矯正すべきか、③教線の争い、という点々について懇談がなされた。しかし、その内容については、詳細を窺い得ない。^④

この懇談会后、内局は十二月十五・十六日に開催した支部部長会議に、布教承認の問題について左の案を提出した。

- (イ) 布教担当者の人物に重きを置き、厳選主義を取ることを
- (ロ) なるべく布教稀薄の地方へ(布教せしむべきこと——筆者)
- (ハ) 今後新たに(布教を——筆者)承認せんとする場合は、支部部長は本部に経伺の上、これを決すること
- (ニ) 本部は、承認を受けたる出願者及び布教担当者の出頭を求め、充分信念上の打ち合わせをなすこと。^⑤

この案は次の二つの目的を荷なわされている。一つには、(イ)の項から窺えるように、布教承認については本部に伺った上でなければ決定できないとして、支部部長の布教承認権を実質的に剝奪することである。二つには、(ニ)の項から窺えるように、出願者(予備布教に出ようとする者が在籍する教会所の教会長)と布教担当者の本部出頭を求めることによって、手続は取次であるという理念に立って、両者の信仰的・道義的確認をしようとしたことである。したがってこの案は、予備布教承認権を剝奪することと手続関係を信仰的に確認していくことによって、管長統理とそれを機能せしめてきた本部―支部の教務体制を内側から形骸化していく方策であった。また、この方策は、神務の領域をより充実しようとするものであったと言えよう。

以上のように、支部部長に与えられていた権限を縮小しようとするなど、具体的に教団体制の改革に着手していた内局に、世界の緊迫した状況は、政府からの国民精神総動員運動の要請としてのしかかかってきた。昭和十二年七月七日の蘆溝橋事件以後、軍部は中国との戦争を一挙に拡大し、政府は国内政策として戦時体制の強化徹底に乗り出してきた。政府はその政策の一環として、国民精神総動員運動を起こすことを決定し、昭和十二年九月十日付文部次官通牒をもって、金光教管長に対してその運動を起こすことを要請してきた。^{②③}内局は、その要請に全教を挙げて応えていくべく、その方針を固めた。

政府の要請を受けて、新たに内局に課せられた課題は、神務の至高性を実現していく中で、政府が要請してきた運動をいかに展開せしめていくかにあった。内局はこの運動を展開するに当って、『時局に処する本教者の信念』を、文部次官通牒を受けて間もなくの九月二十五日に刊行した。そこでは次のように述べられている。

……信者は、実意丁寧を旨とする本教の信心を各自の職業の上に実現しつつ、国家のこの際のいかなる御用にも御奉公申し上げる。その御用の上に大御陰の現れるよう、神前奉仕の御取次御祈念は、信者が奉仕する御用を通して国家社会の上に実現されていく。信者は、自分が従事する日々の仕事は固より、時局に処してのすべての御用に

奉仕しつつ、その一切を、絶えず御取次御祈念を願ひ、その御陰を受けさせて頂く。この神前奉仕と信者とのあひ、よかけよの間柄にこそ、本教信心の靈徳は顯れるのであります。

これは、国家奉仕にむかう信者が神前奉仕の取次を受け、またそのことによって、神前奉仕の取次祈念の内容が国家社会の上に実現されていくというように、神前奉仕、国家社会、信者の三者の關係を示したものである。このように三者を整合的に關係づけることによって、内局は、神前奉仕の至高性を実現するという基調のもとで、国民精神総動員運動にむかう信念的基礎を固めようとした。

このような信念を全教に提示した内局にとっての次の課題は、全教が一体となって活動を展開していくにはどのような教団体制を形成していけばよいかという問題であった。

内局がこの課題に対して具体的な方針を示したのは、十月一日付教監通牒「国民精神総動員実施に関する件」においてであった。

今次の事変に關し……政府は曩に告諭を發し国民精神総動員を実施せんとし……本教亦全教を挙げてこれに參加し、左記実施要綱および実施方途に基づき、縦に愈々信心の手續を密にし、横に益々教会所の結合を堅くし、普く教信徒を統合して一体一心尽忠報国の至誠を抽んで奉るべきなり……

右通牒に見られる中心的な考え方は、「一体一心」という言葉に象徴的に表現されているように、縦には手續關係を、横には教会所の連繫を取合わせる教内一致の体制を形成することにあつた。その体制を形成していく基本的な方針を示したものが「国民精神総動員実施要綱」である。その内容を要約すると次のようになる。①手續關係を明徹純一にすること、②親教会所、親先生に奉仕することによって信心を培うこと、③手續教会所、手續教師に対しては、純信心をもって愛育指導すること、④縦に上下の道を疎通して、全教一心、教祖より流れ来る同一信心の生命に生かされることを期すること。

内局は教内一致の体制を形成していくについて、私利私欲で乱れた手続関係を、右のような本来の関係・在り方へ返していくことで果そうとした。この手続についての基本方針を実現するためには、従来の親教会所―手続教会所の関係を、新たな信仰関係として信念的に取り結ぶことで実現する以外にはなかったのである。手続関係は、上下の道を疎通し、大教会所を起点として教祖の信心が流れ来る信仰の動脈として位置づけられた。さらに、新たな手続関係は、信仰の動脈であるがゆえに私欲で乱されたり錯綜してはならず、明徴純一な関係でなければならなかった。そこで②③のように、手続教会の相互の関係は親への奉仕と子の愛育指導という信仰的な在るべき関係として示されねばならなかったであろう。

しかし、この時点では手続関係が教会所の関係として考えられてはいたが、それを明徴化純一化していく具体的な方途は示されてはいなかった。内局は、十月八〜九日に開催した支部部長会議で、直ちにその問題を指摘された。

△支部部長林保太▽手続関係を、金光様の御神命を仰いで定めて頂きたい。

△専掌和泉乙三▽制度上のことにするのか、信仰上のことにするのか、その態度によっておのずから違う。もし、制度のことにすると天理教のようになるが、それで支障はないのであろうか。

△教監高橋正雄▽熟考の上、決定したいと思う。^④

林の要求は、手続関係の明徴純一を企図するならば、錯綜している手続関係を、「金光様の御神命を仰いで」決定する方途を内局として立てるべきだというものである。内局としても、手続関係の明徴化純一化を具体的に進める方途は、当然検討せねばならない事柄であったであらう。しかし、内局が林の要求に対して、「制度上のことにするのか、信仰上のことにするのか」と逡巡し、「熟考の上、決定したいと思う」と慎重な態度を示したのは、次のような問題が伏在していたからであらうと思われる。

手続関係の明徴化純一化を制度上のこととして具体的に進めていこうとすれば、世話係としての内局の調停によって、

手続関係をそれぞれの教会間に定めていくことになる。そして、それを林の提案のように「金光様の御神命を仰いで」決定していくならば、実質上、大教会所神前奉仕者を教団統理者として機能せしめる制度を作ることになる。しかし、内局の教務執行は管長の下にあって行われるものであり、大教会所神前奉仕者を教団統理者として機能せしめる体制は、明らかに、教務上の責任職としての管長、およびその権限に抵触するものであった。つまり、この構想の実現を目指すことは、内局発足以来、神務と、その世話係としての事務とを区別することによって、ようやく得られていた管長と内局との均衡関係が破れ、ぬきさしならない対立関係へ入ることを意味していた。

また、混乱している手続関係を具体的に明徴化純一化していく方途として、いかに手続関係のあるべき姿を明示したとしても、その理念だけで、現実の乱れを整序し、新たに手続関係を組織立てる程の力はなかったであろう。

林の提案は、十月一日付教監通牒において、手続関係を動脈化、組織化する方向へ既に歩み始めていた内局に、そこに含まれている問題性を改めて認識させるものであった。制度的に手続を明徴していく方途も閉ざされ、信念的に手続を組織立てる方途も閉ざされている状態では、内局は、全教一体となつての国民精神総動員運動を展開することはできなかった。

三、手続明徴と教規改正

教監高橋は、昭和十二年十一月七日、大阪軍人会館において開催された本部主催の時局講演会において、「時局と本教者の覚悟」と題して講演し、次のように述べた。

今日、この本教の信念、覚悟をいかに生かすかというところに、組織連絡の問題があるのでございます。この点につき、今日までの本教は行届かぬ所があります。銘々個人の信心は熱心で相当行届いております。縦、横、網

の目のごとく連絡統制をとって行くことができます。……しかし今日はそれが個人の信心だけに止まったのでは、お役に立たないのです。連絡、組織を立てて、いざという場合、全国千四百の教会所、三千四百人の教師、何十万の信徒、いずれも「我身は我身ならず皆神と皇上との身」……ということにならなければお役に立たないのではありません。²⁸⁾

右の発言中、「信念、覚悟」の内容は、この講演においては「お国の仰せられるところは何でもさして頂く」とことさされている。十月一日付教監通牒において、「尽忠報国の至誠」と表現されているところと同一内容のものである。

この発言で注目すべき点は、国民精神総動員運動を進めていくについては、「信念、覚悟」をそのまま表していくことのできる組織がどうしても不可欠だと主張している点である。しかし、この発言には「縦」という手続をおわす言葉が出て来ているにもかかわらず、「国民精神総動員実施要項」で示した動脈としての手続関係に触れていない。このことは、「組織連絡」網を具体的に形成していく方途が、内局において明確でなかったことを示しているのではないだろうか。

内局は、方途が立っていないということを、昭和十三年二月二十三〜二十七日に開催された第五十六回定期議会の教監の理事者説明で表明し、次のように述べた。

御取次、言い換えれば御結界内の御事は、正に天日の如く御奉仕下されているのでありまして、この位はつきりしたことはないであります。……ところが御結界外の御用に当る一団体、一組織としては、いかにあれば御取次を頂いたということができるといふことは、実に容易ならぬことではありますが、私共にもそのことがはっきりしないのであります。²⁹⁾

高橋が理事者説明に対する答弁において、「教派教団として御取次を頂くということが、どうさせてもらったらそうなのからぬ³⁰⁾」と述べているところからすれば、理事者説明の中で言われている「一団体、一組織」とは「教派教団」

ということであろう。

内局は、このように、昭和十三年度の方針を立てるにあたって、議会に、教派教団として「御取次を頂い」ていく組織の在り方を考えてもらいたいと提起した。内局からの問題提起を受けた議会は、当局者も含めて協議を重ね、決議並びに建議を提出した。

決議では、全教会長教師が大教会所神前奉仕を一層仰いでいく「全教一致信仰振作の信念運動」を起こすことが求められ、そのためには手続関係を明確にすべきことが指摘された。また、建議においては、信仰手続の基本である親教会長を本部の機構に組み入れることが提言された。決議、建議の意味するものは、教内が一致して国家奉仕を貫いていくについては、大教会所を頂点とした手続関係を組織化せよ、ということである。ここにおいて内局は、議会の協賛を得て、これまで神務であるとおさえてきた手続関係を組織していくという内容で、新たな教団の在り方を構想することが可能となった。

しかし、内局が新たな在り方を構想し、その構想のもとに教内が一致して国民精神総動員運動を進めていくことを求めても、教内は一致して内局の方針に従ったわけではなかった。三月十四～十五日に開催された支部部長会議において、高橋は、このことについて次のような問題を提起した。第一には、自分の手続関係にのみ閉じ籠って、教団として運動していくことには全く無関心な態度を示したり、あるいは「高橋流」だと批判する者があったりしたのでは、内局は教内に対して責任が持てないという問題であった^④。これは、内局発足以来一貫して取次関係であり神務であると主張してきた手続関係を組織化していこうとする内局に対して、批判的な立場を取る者があって、全教が一致して手続明徴に向かっている事象を示している。第二には、内局が時局活動の報告を求めてもなかなか報告が提出されないの、支部の活動実態が把握できず、内局として政府に責任を負えないという問題であった^⑤。これは前年十一月、大阪軍人会館での講演において、高橋がその必要性を強調した「組織連絡」の問題が、内局の示す新たな教団の在り方の中で、いよい

よ問題になってきたことを示している。

この支部部長会議は、前月の議会での決議、建議の内容を具体化するために手続関係の意義を改めて定義し、その組織化を進める方途を求めることに開催の主たる目的があった。そこで成文化された文案は左のようなものであった。

手続関係は教会所の手続をいう。

教会所の手続とは、布教所あるいは教会所設置の場合、甲教会長の御取次の信念を奉じ、乙地に布教せんとの祈願を受けて乙地に設置せられたる場合、甲教会所を本教会所（本社）とし、乙布教所または教会所を手続教会所（出社）とす。

親教会所は「子供のことは親が願ひ」との御神意に基づき、出社教会所の一切の責めに任ず。出社教会所に対する責めに任じ得ざる場合、支部または本部と協議の上、信仰的に出社を返還し、本支部はこれを適當の教会所に依囑して再興を図らしめ、この場合該教会所の手続を変更す。

出社は「親のことは子が願ひ」との御神意に基づき、報本反始の信仰を熾烈にし、親教会所の御比礼を仰ぐものとす。

手続関係不明の場合は、当該教会長は本部の指示を仰ぐものとす。

この場合、本部は関係教会長と協議の上、これを決す。⁵⁸⁾

この文案の特徴点は、次の二つである。①手続関係を本社―出社として教会所の関係であると規定している。このことは、手続関係を、教会所設立の由緒に基づかしめ、「子供のことは親が願ひ」「親のことは子が願ひ」というような信仰的な関係であると強調したものである。これは、手続関係を再編成するとしても、それが取次関係であり、神務の関係であることを貫こうとしたからである。②手続関係を明確化するについて、本部、支部がその役割を果すべきことが指摘されている。これは、手続関係が信仰の流れる動脈であると位置づけられたところから、手続上、関係が切れて

いたり不明な教会が存在してはならないという意味である。その場合には、世話係としての教務が手続関係を取り結ばしめる働きをしていくことを示している。以上のような特徴点から、この文案の意図するところが、決議、建議に示された大教会所を頂点として手続関係によって繋がる教団体制の実現にあることが窺えよう。高橋の指摘した、全教一体となって運動を展開し得ないという問題は、このように信仰動脈としての手続関係を再編成し、各教会所を教団体制の中に有無を言わず組み込むことによって克服されていこうとしていた。このことを内局は期待したのである。

手続関係再編成の方途をこのように明らかにして、教監高橋正雄は、六月十六日の独立記念祭において次のように挨拶した。

…：かように重大に国家の全方面が進んで参ったにつきましては、お互いはかねて頂いておりますところの我が道の御信心の働きを本当に現してまいることが、お国のお役にそのまま立つ時になった、…：これすなわち、本教における国民精神総動員であり、信心の総動員であります。そしてこの信念を定めさせて頂くにつきましては、各教会所における御広前神前奉仕御取次を仰ぎ、その御取次を手続手続によりまして、大教会所神前奉仕御取次を頂くことにより天地を貫き、惟神なる我が御国の御稜威、御比礼を頂くことができますのでございます。⁷⁷

ここで語られている手続は、言うまでもなく、大教会所を頂点とした信仰動脈としての手続関係である。それゆえに高橋は、「手続手続によりまして、大教会所神前奉仕御取次を頂くこと」が可能となったと発言できたのである。言い換えれば、三月の支部部長会議で手続関係の意義・再編成の方途を確定したことによって得た構想を、高橋はこのような表現で全教に宣布しようとしたと言えよう。

しかし、内局の構想は、管長が教団統理者であると規定した教規体制下では、制度としては実現できないものであった。内局の構想は、神務としての手続関係を組織化して教団体制とするものである。換言すれば、大教会所神前奉仕者を教団統理者として仰ぐ体制を形成することに他ならない。しかし、教規の規定上はあくまで管長が教団統理者であり、

このことは動かしてはならない現実であった。内局は、大教会所神前奉仕者を教団統理者として仰ぐ体制を形成したいが、現実には管長が教団統理者として存在しているという問題に立ち至ったのである。内局発足当初からの課題であった管長との関係は、ここに至って、決定的に相対立する関係になった。

この問題は、教団統理者としての管長が更迭されない限り解消し得ない問題であった。教監高橋は、手続明徴化の構想を持ちながらも、翌昭和十四年二月の第五十八回定期議会において、前年の第五十六回定期議会におけると同様の理事者説明をせざるを得なかった。

四、手続関係の確定と戦時時局活動

昭和十四年四月七日、政府は宗教団税法（以下、「宗団法」と略記）を公布し、それまで多岐にわたっていた宗教関連法規を宗団法に一本化し、すべての宗教団体、宗教結社を同一の規制の下に置いた。宗団法は、主務大臣に宗教団体、宗教結社の設立認可取消の行政処分権を与え、その行政処分の基準を「安寧秩序を妨げ、または臣民たるの義務に背くことに置いた。」^④この基準の発動が政府の考える「国体」に沿うか否かによって決定される以上、宗団法の目的は、すべての宗教教団を「国体」のもとに「強力」に統合することにあつたと言えよう。

宗団法の公布によって、金光教も教規の改正を迫られることになった。前章の終りに記したような問題に逢着していた内局にとって、宗団法の公布は、その問題を克服する好機として看取されたであろう。管長の承認を得るについては非常に困難が予想されるにせよ、内局の考える教団体制を教規に規定する機会が到来したからである。内局は四月に教制審査委員会職制を定め、教制審査委員会において改正教規の立案を開始した。この教規改正の主眼点は、神前奉仕の至高性を実現する体制を作り上げることであり、そのために、管長の世襲制を選挙制へと改正しようとしたことである。

紆余曲折を経て、昭和十六年三月三十一日付で新教規は文部省より認可された。^④

ここでは、「管長は、教祖の子孫にして金光の姓を冒せる男教師中、教祖の信心を継承し教統を保持するに足るべき徳識ある者につきこれを選挙す」（第二十六条）、「本部教会主管者は管長たる者を以てこれに充つ」（第二百六十九条）と規定された。

このことよって、従前の大教会所神前奉仕者金光攝胤を管長として選挙、推戴することができ、その管長が本部教会主管者となることとなった。大教会所神前奉仕者を教団統理者として仰ぐ体制が実現されるに至ったのである。高橋内局が当面させられ続けた問題は、ここに至って解消した。

手続関係については、従前の大教会所神前奉仕を仰ぐ信仰動脈として手続再編成の構想を現実のものとするのができ、次のように規定された。

第二百三十九条 一般教会は齊しく本部教会を教義伝統の本源と仰ぎ、これに帰一すると共に、その成立の由緒に基づき、一教会とその分脈たる教会との間に本末の関係を有し、前者を親教会とし後者を子教会とす

前項の本末関係を手続関係と称す

第二百四十条 親教会は子教会を輔導し、子教会は親教会を輔翼す。但し別段の定めある場合を除くの外、手続関係の故を以て教務上の事項に干渉することを得ず

第二百四十一条 手続関係に付き疑義を生じたるときは、当該教会主催者において管長の裁定を請うべし

この規定は、昭和十三年三月の支部部長会議において作成された手続関係の組織化についての文案と同様の特徴点をもっている。^⑤このことは、手続に関する当時の構想が制度として教規に規定されたことを意味し、さらに、その構想の実現が教務の作用に委ねられたことをも意味している。

新教規施行に伴い昭和十六年四月一日付で発足した松山成三内局は、六月五日、教学部長名で「手続関係に付き調査

の件」と題する通牒を、各教務所長、布教管理所長宛に発し、手続関係を明確にするために、調査することを命じた。^④
内局はその理由を、六月十七～十九日に開催された第一回臨時教派会で、

……本教において手続関係が重大なるものであることもまた、今更申す迄もありません。寔に教派体制の信仰的根幹でありまして、これが明徴を欠き、これが筋立てられないということでありましては、信心の興隆も、総親和の具現も、体制の革新も、結局は空念仏に終るのであります。^⑤

と述べた。内局の指示に基づいて、各教務所、布教管理所は、各教会に手続関係の報告を求めた。内局はその報告に基づいて、手続関係が重複、齟齬を来している場合、あるいは不明な場合には、関係主管者間での手続確定の調整を図っていた。高橋内局が昭和十三年三月に描いた手続明徴の構想は、松山内局のもとでようやくその具体化の運びに至ったのである。松山内局は、このように従来錯綜していた手続関係を確定し、「教派教団として御取次を頂く」体制を形成していった。

このように手続関係が定められていく一方、時局の展開とともに教団の戦時体制も一層整えられていった。すなわち、十月四日に、全教会・信奉者を時局活動に巻き込むことになる金光教報国会が結成され、対米英開戦後の十二月十五日に、日華事変以来、北支・中支で施療、教育活動を展開していた事変事務局を戦時事務局と改めて、戦時体制強化を企図していった。

松山内局は、約一カ年をかけて手続関係確定の作業を進め、その最終段階に至って、親教会子教会の間に血を通わせるべく、教会主管者懇談会を計画した。^⑥松山内局は手続関係の確定を見るとともに退任し、この計画は、次の白神新一郎内局に引き継がれていった。

その計画実施のことが、昭和十七年八月五～六日の第九回所長会議において話し合わされた。^⑦その席上、教監白神は次のように述べた。

……教会の手続が明らかにになり、教会の親子関係が定められ、上下相通じ、生命のある教派として活動できるようになった。これを生かしていくことが我々に課せられた大きな仕事である。今や支那事変から大東亜戦争に変わり、教派の御用も愈々重大となった。……各自が自我功利の心を捨て、管長様の手となり足となり肉体となり細胞となり、^⑤ 教派全体が有機的に活動し、国家に御奉公せねばならぬ。

ここでは、時局活動を進める教団の有機的な信仰動脈として、手続関係が再確認された。そして、まず第一回目には、十月十三日、本部教会直属の子教会主管者懇談会が開催された。この懇談会は、本部教会と直接の手続関係にあると定められた教会の主管者がその構成員であった。この懇談会において、「手続関係に関する管長教諭」が出された。

……それ本部教会は、一教教義の源泉、信仰の中心にして、また、実に手続関係の総結たり。されば全教の手続関係をして脈々たる生氣と穆々たる和親を保たしめ、教風を発揚し、教勢を振作し、以て大東亜戦下、上は畏みて八紘為宇の天業を翼賛し奉り、下は謹みて教祖立教の本旨に応うる所あるべき……^⑥

ここでも手続関係が時局活動を進める教団の根幹であることが確認され、本部教会直属の子教会主管者懇談会は、原則として毎月九日に開催されることが決定された。教会主管者懇談会は、本部教会と手続関係にあるもの他に、十七年度中には、大阪、芸備、下関の各教会の手続関係にある教会の懇談会が開催された。そして、十八年度には、子教会の十カ所以上ある教会で、それぞれに教会主管者懇談会が開催されていくことが求められていた。^⑦

教会主管者懇談会は、このように手続関係の層を追って開催され、また、その開催が求められていった。このことは、手続関係が時局活動を進める教団の信仰動脈、あるいは教団体制として機能せしめられていったことを意味しているよう。その事例を次の場合に見ることができる。

昭和十八年一月二五〜二六日、靈地において「聖旨奉戴金光教全国大会」が開催された。^⑧ その開催に先立って、一月九日、第三回目の本部教会直属の子教会主管者懇談会が開かれ、その席上、教監白神新一郎が全国大会についての趣旨、

精神を説明し、大会の主題として予定していた国民生活の立て直し（注⑥参照）について懇談がなされた。このことは、内局が懇談会を大会の趣旨・精神徹底の場として捉えていたこと、つまり、手続関係を教務機構の一部に組み込んでいたことを示している。

この大会後、「聖旨奉戴必勝生活確立運動」が開始されて生活の立て直しが叫ばれ、それが百万円軍費献納運動として展開されていった。この運動の推進母体は、十六年十月に結成された報国会であった。報国会は各教会ごとに分会を置き、分会を単位として活動を進めた。分会を置いた教会に対しては、手続関係を通して時局活動の信念が徹底され、報国会活動の信念的基盤が与えられていった。このように、手続関係と報国会とを組み合わせた体制によって、教団は時局活動を進展せしめ得たのであった。

昭和二十年八月に終戦を迎え、報国会は解散したが、松山内局のもとで時局活動を進める教団体制として確定された手続関係は昭和二十九年の教規改正までそのまま存続した。

おわりに

教団状況、時代状況との関連という観点から、手続関係形成の経過と、手続関係が果たした役割を見てきた。神習会開催前後、手続関係は、管長統理の教団体制の中で、取次の関係であると信念された。このように信念された手続関係は、国民精神総動員運動開始とともに高橋内局のもとで、運動を荷なう教団の基軸として構想され、松山内局のもとで構想が実現され、白神内局のもとで時局活動を展開する機能を負わされた。この過程は、手続関係が時局活動という契機を得て、具体的な形態となっていたことを表している。

戦後、昭和二十九年に教規が改正され、制度的な関係としての手続関係は教規条文からはずされ、信念的な関係とし

て教規前文において再確認された。しかし、この再確認が、改めて今日の我々のものとなるためには、手続関係が形成されてきた歴史そのものから問い直される必要があるのではないだろうか。

(教学研究所所員)

注

① 昭和一〇(一六)年の高橋内局に課せられていた課題については、久保田紘二「『御奉仕神習会』変遷の諸問題」紀要『金光教学』第一五号参照。

② 「答申書」全文についての詳細な分析は、佐藤光俊「管長罷免要求運動の軌跡と歴代内局の立場——昭和九・十年事件史考——」紀要『金光教学』第二一号参照。

③ 高橋正雄が教監に就任したのは、昭和一〇年四月二十六日であるが、専掌に小林鎮、和泉乙三、関口鈞一、畑一が就任したのは八月二九日である。本稿では高橋が教監に就任した時点をもつて、内局の成立とした。

④ 「大教会所規則」中「第二章 大教会長及神前奉仕者」では次のように規定されている。

第三条 大教会長ハ管長ヲ以テ之ニ充ツ

第四条 大教会長ハ大教会所ノ事務ヲ総攬ス

第五条 大教会所ノ神前奉仕者ハ金光教祖ノ系統ニシテ金光ノ姓ヲ冒セル男教師中ニ就キ教監専掌及支部部長ノ協議ニ基キ管長之ヲ任免ス

第六条 大教会所ノ神前奉仕ハ本教至高ノ聖務ニシテ他ノ侵犯

ヲ許サルモノトス

第七条 大教会長事故アルトキハ事務長其事務ヲ代理シ神前奉仕者事故アルトキハ第五条規定ノ有資格者中ニ就キ管長臨時ニ之ヲ依嘱ス 『教報』三八五号。

⑤ 第九条 管長ハ教師並ニ本支部及ヒ教会所付属ノ職員ノ任免ヲ行フ

⑥ 昭和二年三月一五日教令第五号「支部事務規程」には、次のように規定されていた。

第一条 部長ハ常ニ其教区内ニ於ケル教会所ノ実状並ニ職員及教師ノ勤務行状ヲ精査シ布教ノ發展ト部内ノ統一指導ニ任シ之ニ関スル意見ヲ管長ニ開申スヘシ

第二条 部長ハ其教区内ニ於ケル左記各号ノ事務ニ関シテハ之カ調査ノ責ニ任シ管長ニ申請スル書類ニ対シテハ意見ヲ添申スヘシ

一 教会所ノ設置、廃合、移転、改称、建築及等級ノ昇降等
 総テ教会所ニ関スル事項

一 支部、教会所職員ノ任免黜陟其他身分ニ関スル事項

一 教師ノ任免異動其他身分ニ関スル事項

一 前各号ノ外教務ニ関スル事項

⑦ 「部長が部内で最高の方と云ふ意味は、従来の部長、殊に独立当時の部長に於てさうであつた訳ですが、然し時勢が変り、手続関係からしても、さうは行かなくなつたのであります。従つて今日では全教的に、支部長及支部員が、御広前の御比礼を仰いで御用に当るのでなければなりません。又神前奉仕が最高の御用であると云ふことを、各教会所の先生が自覺して奉仕して頂くやうになりたいのであります。本部なり支部なりの職員は各教会所御奉仕の先生を拜むべきでありまして、教会所へ視察に行くとか乗込むとかいふのはどうかと思ひます。……独立以来何時とはなしに弊風となり、本部支部が妙な存在となつて、布教の本流から邪魔物のやうになり、而も職責上、取締りもするといふことになつてゐたのを、根本から改めねばならぬと思ひます。」『金光教第五十一回定期議會議事録』七一〜七三頁。

⑧ 「教会所細則」第二条には、「教会所設置ノ目的ヲ以テ予備布教ヲナサントスルトキハ之ニ従事スルニ先タチ当該教区支部部長ニ届出テ承認ヲ受クヘシ」とあつて、支部部長に予備布教承認権があつた。

⑨ 昭和十一年四月八日の支部部長會議で、支部部長の予備布教承認権と關つて手続問題が討議された時、当時教務課主任であつた大淵千巳は、その席上、「いつまでも予備布教所設立時の仮の親教会所が手続關係を履行せよという一筆考」義務を要求し、そのために困るということを開くのであります」と述べている。「支部部長會議記録」。

また、昭和十三年二月七〜八日に開催された第一五回教団自覺運動に關する会合において、大淵は當時の問題を振り返つて、「予備布教の承認権を支部長がもつてゐるということ、そこからおこるいろ／＼な問題、手続というのでもそこから、支部長の手続にならなければ、布教してもらえないということで、混乱しているところもありますし……」と述べている。教団自覺史資料(15)『御奉仕補習會について』(以下、『會舎記録15』と略記) 一一二〜一一三頁。

⑩ 『全鮮教師協議會要項』。昭和十一年五〜六月、内局は、各教区で教師協議會を開催し、内局の方針を説明している。全鮮教師協議會もそのひとつである。

⑪ 政府が八月三日に出した聲明は次の通りである。

「恭しく惟みるに、わが國體は天孫降臨の際下し賜へる御神勅に依り昭示せらるゝ所にして、万世一系の天皇國を統治し給ひ、宝祚の隆は天地に窮なし。されば憲法發布の御上諭に『國家統治ノ大權ハ朕力之ヲ祖宗ニ承ケテ之ヲ子孫ニ伝フル所ナリ』と宣ひ憲法第一條には『大日本帝國ハ万世一系ノ天皇之ヲ統治ス』と明示し給ふ。即ち大日本帝國統治の大權は 天皇に存すること明なり。

若し夫れ統治權が天皇に存せずして天皇は之を行使する為の機關なりとなすが如きは、是れ全く万邦無比なる我が國體の本義を愆るものなり。……』『現代史資料(4) 國家主義運動(一)』みすず書房刊 一四九〜一五〇頁。

⑫⑬ これらの言葉は、昭和九年九月に陸軍省新聞班から発行されたパンフレット『国防の本義とその強化の提唱』の中で、改めて強調されたものである。早稲田大学社会科学研究所、プレファシズム研究会編『日本のファシズム——形成期の研究——』（早稲田大学出版部、昭和四五年刊）によれば、このパンフレットは、名目上は一新聞班の作成であるが陸軍当局の公式見解であり、軍部が政治に公然と発言・介入した最初の事件である。

パンフレットは「尽忠報国の精神に徹底し、国家の形成発展のため、自己滅却の精神を養うこと」「真に挙国一致の精神に統一すること」と述べている。これは中国大陸での戦争を拡大しつつある軍部が、政治に介入して、政治の方向性を軍部自身が決定していくこうとしていることを示しているよう。

⑭ 弾圧された思想に、美濃部達吉の天皇機関説がある。美濃部は以前から、統治権は天皇ではなく国家にあり、天皇は国家の機関であるという憲法学説を表明していたが、内務省はその学説が述べられている『逐条憲法精義』等を発禁処分にした。そして、政府は注⑩に示したような国体明徴声明を発したのである。『現代史資料(4) 国家主義運動(一)』 みずす書房刊 一四八～一五二頁参照。

⑮ 当時弾圧された主な宗教は次の通りである。大本(二〇年二月)、神政竜神会(二十一年三月)、ひとのみち(二十一年九月)、天津教(同上)、新興仏教青年同盟(二十一年二月)、大日本観音会(後の世界救世教、同上)。小池健二・西川重則・村上重良編『宗教弾圧

を語る』岩波新書 巻末年表参照。

⑯ 『神戸懇談会記録』。神戸懇談会とは第一六教区教師協議会のこと。

⑰ もとより、このような教祖の信仰と国家イデオロギーの一体化は、この関口の講話をもって最初とするわけではなく、歴史を溯るならば、明治二十七年の日清戦争の勃発に際して刊行された『講録』にその嚆矢を求めることができる。『講録』では「身をも心も唯管大君の御為め国の御為めに尽さねばならぬ訳であるとの吾教祖の御教へであります」と、教祖の信仰を国家イデオロギーへ結びつけている。その後、教団は、日露戦争(明治三十七三年)、戊申詔書の発布(明治四一年)という流れの中で、信忠一致、信孝一致の教義を鮮明化していき、教祖の信仰と国家イデオロギーの一体化した方方を、教団体質として伝統化していった。したがって関口の講話は、国家の宗教政策に対する単なる対応ということではなく、伝統化されてきていた従来の体質が、教務教政の新たな基調と結合して、改めて表現されたものとして見なければならぬ。

⑱ 昭和十一年五月一日付で各教会長宛に出された教監通牒では、神習会開催の趣旨を次のように述べている。

「今回新タニ御奉仕神習会ヲ本部ニ開催シ全国教会長諸氏ノ御参集ヲ得テ親シク御比礼ヲ仰キ奉リテ信念ノ練修ヲ期スルト共に懇談ヲ重ネテ新制度ノ精神ト現下ノ事態ニ対スル認識ヲ明確ニシ全教ヲ挙ケテ一意報教護国ノ至誠ヲ至シ奉ラント念願スル

ニ有之候条右趣旨ノ存スル所ヲ諒トセラレ万障ヲ排シテ此ノ舉ニ参加セラレ相共ニ此ノ大願ノ達成ヲ期スル様致度此段通牒候也」『教報』四〇四号。

⑲ 第二回神習会（昭和二年六月二一―二三日）の開会の辞において、教育学部長関口鈞一は次のように述べている。

「特に一言御挨拶に代えまして申し上げたく存じますのは、教団の二大要素とも目すべき教師と教会所に関する事であります。……教師は我が教祖のお手代りとして、教会所は我が教祖以前の御延長として、絶大の意義がありまして、この二つは、実に我が教団の最も大切な内容なのであります。」『会合記録15』六一―六二頁。

⑳ 「ドウモ教区ニナワバリアルトイケヌ、ソレデハオ道ノ真ノ発展ニナラヌトオモフ」『第十回御奉仕神習会記録』。

「信者の争奪戦、あさましう行はれておる。親教会所と出社（の間で―筆者）。」『第十一回御奉仕神習会記録』。

第一五回教団自覚運動に関する会合において高橋正雄は、神習会で手続問題が出された理由を次のように述べている。「それ（昭和九・十年事件―筆者）が一通り固まって来てみると、これはどういふことじゃろうかと、そこに大変な問題がある。中央にもあるが、それが地方にもある。あの運動でできた問題もある。気付いた問題もある。その眼があいたという以上は、そのあいた眼をもって自分の教会を見る、手続をみる、自分の手元をみる、足元をみる、そうするとその問題がどういふ問題かと、

それで問題が浮んで来るということになる。まず第一番に、それが御奉仕神習会へああいう形で出たわけです。」『会合記録15』二四六―二四七頁。

㉑ 関口鈞一は次のように述べている。「手続ト取次ハ同ジナリ。我ハスグ教祖ヘ行ケヌ。自分ノ親先生ガ生神金光大神ノ御手代リトナル。ソコニ手続出来ル。シカシ之ハ信者トシテノ立場ナリ。親教会所ヘ参ルハ先生トシテ参ルニアラズ。信者トシテ参ルナリ。」『第九回御奉仕神習会記録』。

また、和泉乙三は次のように述べている。「手続は元來信仰上の問題、それが制度化する憂ひがある。そうなると手続問題ということが嫌な感じを与へることになり易い。そこいらが純信仰で信仰上の美風でありたいと思ひます。」『第三回御奉仕神習会記録』。

「……手続関係ハドウデモヨイト言フに非ズ。制度ノ上デ重ソズルニ非ズ。信念的、又ハ道義的ニ重ソズルナリ。……手続関係ヲ制度ノ上ニシクト難シクナル。ソノ帰スル所ハ無統制ノ状態ニ陥ル。之ハドウシテモ信念ノ上カラ重ソゼバナラヌ。手続トイフ事ノ生ズルハ、信者トシテ御取次ノ先生ニ御取次ヲ願フ、ソレデ神様ノ御蔭ヲコウムラセテ頂ク。之ガ手続ノ根本ノ関係ナリ。」『第十一回御奉仕神習会記録』。

㉒ 『教報』四一四号参照。教報記事には、本文に記した項目が掲げられているのみである。

㉓ 「支部部長会議記録」。

②4 八月二四日、政府は閣議で国民精神総動員実施要綱を決定した。『近代日本総合年表』岩波書店。

②5 昭和二年九月一日付金光教管長宛文部次官通牒は左の通りである。

国民精神総動員ニ関スル件

今般閣議ノ決定ニ基キ左記要綱ニ依リ国民精神総動員ヲ実施スルコトト相成タルニ付テハ適切ナル計画ヲ樹立シ所属教師ヲ督励シ宜シク信徒ヲ教導シ其ノ実ヲ挙グルニ万遺憾ナキヲ期セラレ度

記

一、運動ノ趣旨

挙国一致堅忍不拔ノ精神ヲ以テ現下ノ時局ニ対処スルト共ニ今後持続スベキ時艱ヲ克服シテ愈々皇運ヲ扶翼シ奉ル為官民一体トナリテ一大国民運動ヲ起サントス

二、名称

国民精神総動員運動

三、四、(略)

②6 一〇月一日付教監通牒「国民精神総動員実施ニ関スル件」中、「国民精神総動員実施要綱」は左の通りである。

一、会長、教師ノ協力ニ依ッテ

(一)信心ノ手続關係ヲ明徹純一ニシ、上ハ親教会所、親先生ニ奉仕スル事專一ニシテ、自ら信心ノ生命ヲ培フ事ヲ常ニ怠ラズ、下ハ手続教会所、手続教師ヲ愛育指導スルニ専ラ純

信仰ヲ以テシ、苟モ私利私情ニ流レル事ナク、縦ニ上下ノ道ヲ疎通シ、全教一心、教祖ヨリ流レ來レル同一信心ノ生命ニ生カサレン事ヲ期スル事(以下、略)

②7 「支部部長會議記録」。

②8 「信行」第二卷第一二号。

②9 「金光教第五十六回定期議會議事録」九頁。

③0 同右 三一頁。

③1 議事録を見ると、議会は当局者を入れて協議会を開催し、討議を重ねたことが分かる。しかし、協議会の詳細は分からない。

③2 「決議」の全文は左の通りである。

今ヤ東亞未曾有ノ變局ニ際会シ全世界ニ負ヘル皇國ノ使命更ニ重大ヲ加フ此ノ秋ニ当リ信心一本ノ教義ヲ奉スル本教ハ益々教義ヲ興隆シ教風ヲ發揚シ以テ大ニ奉公ノ誠ヲ輸サ、ルヘカラス然ルニ本教現下ノ情勢ヲ察スルニ曩ニ制定セラレタル新制度ノ其精神未タ徹底セズ各教会所御広前力真ニ大教会所ノ御延長トシテ御取次ノ真義ヲ發揮スルニ至ラサル現状ニ在ルハ今次第五十六回本教定期議會議頭ニ於ケル教監ノ説明ニヨリテモ之ヲ知ルヘシ惟フニ今日ノ情勢斯クノ如キ所以ノモノ固ヨリ多々アルヘシト雖モ要スルニ全教教會長教師ノ職ニ在ルモノ、自覺タラサルニ因ルモノト謂フヘシ斯クテハ曩ニ起サレタル本教革新運動ノ本義ニ副ハサルノミナラス現下ノ時局ニ際シ本教負荷ノ大任ヲ全ウスル能ハサルヲ痛感ス真ニ一大猛省ヲ要スルノ秋ナリ仍テ茲ニ本教教師実践ノ要項ヲ定メ一致結束堅持躬行以テ其ノ

本分ヲ全ウシ謹ミテ 皇運ヲ無疆ニ扶翼シ奉ラムコトヲ誓フ
右決議ス

昭和十三年二月二十七日

金光教議会議長 長谷川雄次郎

実践要項

- 一、現下ノ実情ニ鑑ミ「死シテ思フテ欲ヲ放シテ」トノ教祖立教ノ神意ニ復リ御取次ノ真儀ヲ体シテ全教一致信仰振作ノ信念運動ヲ起コスヘキコト
- 二、本教信仰ノ手續ヲ明確ニシテ上下ノ真情ヲ篤クシ其ノ疎通ヲ図リ以テ一教信仰ノ作興ヲ期スヘキコト
- 三、全教ノ各教会所神前奉仕ハ大教会所神前奉仕ノ延長トシテ一ニ之ヲ規範ト仰キ以テ其ノ実ヲ現ハスヘキコト
 - (イ)御結界奉仕ノ恪勤
 - (ロ)教会長教師ノ家庭生活ノ更生
 - (ハ)教会所教師間ニ於ケル交際並ニ社会人トシテノ生活改善

以上

③ 『金光教第五十六回定期議會議事録』七一頁。
「建議」の全文は左の通りである。

本教信仰ノ手續ヲ明確ニシテ上下ノ真情ヲ篤クシ其ノ疎通ヲ図リ以テ一教ノ信仰ヲ作興センカ為メ本部当局ハ速ニ本教信仰ノ基本タル教会長ヲ選ヒテ実情ニ即スルヤウ本部ノ機構ニ加フルト共ニ教内各機関ノ機能ヲ愈々發揮セシメル為メ適切ナル方途

ヲ講セラレタシ

右建議ス

昭和十三年二月二十七日

金光教議会議長 長谷川雄次郎

金光教管長 金光家邦殿

同右議事録七一頁。議事録に掲載の決議、建議は案であるが、原案のまま可決されたので「決議」「建議」とした。

④ これらの問題点は、四月六日大祭前夜の教師会において福田源三郎が、三月一四～一五日の支部部長会議での高橋の発言を紹介・説明している中にある。福田によれば、高橋は次のように語った。「本部の御用を教内の人はどう考え、どう見て居るでせうか。本部としては外には政府に対して責任を持たねばならぬ。一ヶ所の教会所に問題がありましても、それについて本部は責任を負はねばならない。又教内に対しても御比礼の立たないものがあれば責任を負はねばなりません。教外に対しては、教内に対しても責任があります。教内の人は自分さへやつて行けば良い、手続関係さへどうにかやつて行けばよいといふ様な態度をとつて居る人が少くないのである。又、中にはあはれは高橋流ちゃと云ふ人があります。これなどは本部のやる事は全教の事として見ず、云はば、何等の関心も持つて居らず、白眼視しておるのであります。然るに責任は本部が全部負はねばならないので、これでは本部としてどうやつて行けばよろしいか、それでも何とかしてやつて行かねばならないのでせうか。

……又……時局に対しても、その時局活動に対しても、その報告を求めても、報告されない。政府の方からは報告をせよと命ぜられてきても、その報告が捗々しく来ない状態である。この調子でやつて行けば政府に対しても責任が持てないこととなる。これは全く自分のやり方が悪いので、全教が動いてくれないのでありませう。……教監としては現職のまま休養さして貰ひたい……」『教師会記録』。

③6 『本部関係書類』36—A。

③7 『教報』四五五号。

③8 ……今年教監の御用を承りまして、教団がどうしたならば教団として救はれて行くものか、どうしたならば御かげを受けて行く事が出来るのかと云ふ事が、私としても一つはつきり分からぬのであります。昨年の議会も御相談願ひました。……私は金光様にお取次を願ひ、御取次を頂いて御用して居るのであります。金光様の神前奉仕の御取次と私の御用との間のひつつき具合と云ひますか、通じ具合と云ひますか、さう云ふところも一つシヤンとしないところがある。……それが各教会所々々々のつながり具合にも現れて来ねばならぬ。それが一向筋立つて居らぬ、それがどうも切れて居り、道がついて居ないと云ふのでありましたならば、私が金光様の御取次を願ふとか頂くと云ふても、途中で切れて居るのであります。

……『金光教第五十八回定期議会議事録』。

③9 宗団法下においては、それまでの公認教団は宗教団体、それ

までの非公認教団に類似宗教団体は宗教結社と呼ばれた。

④0 第十六条 宗教団体又ハ教師ノ行フ宗教ノ教義ノ宣布若ハ儀式ノ執行又ハ宗教上ノ行事ガ安寧秩序ヲ妨ゲ又ハ臣民タルノ義務ニ背クトキハ主務大臣ハ之ヲ制限シ若ハ禁止シ教師ノ業務ヲ停止シ又ハ宗教団体ノ設立ノ認可ヲ取消スコトヲ得

第二十五条 第十六条……ノ規定ハ宗教結社又ハ其ノ代表者若ハ布教者ニ之ヲ準用ス

④1 渡辺治「ファシズム期の宗教統制」東京大学社会科学研究所編『ファシズム期の国家と社会』4 戦時日本の法体制』一五九—一六〇頁参照。

④2 新教規が文部省の認可を受けるまでの主な経過は、左の通りである。

14・6・1 教制審査委員会職制により委員会を設置

10・5 第一回教制審査委員会開催

15・7・15 第一次教規草案を文部省に提出

8・8・14 管長、文部省に出頭し教規私案を提出

8・8・22 文部省、教団の意見をとりまとめるよう指示

11・28 第二次教規草案を管長に提出

16・2・4 管長、教規草案に対して、金光家邦の子孫による

管長世襲制度を規定すべき旨、意志表示を行う

2・16 23 教制審査委員会開催、管長の提案事項不採用

を管長に答申

3・17 金光教新体制確立運動開始

3・30、31 第六二回臨時議會、東京出張所において開催、第二次教規草案可決

3・31 管長、教規草案の認可申請を決議、該草案を文部省に提出

4・16 教規認可の指令を受く、三月三十一日付をもって認可、即日施行

④③ 昭和一六年七月二五日、管長選挙が行われ、金光攝胤が当選した。金光攝胤は八月一日付で管長に就任した。

④④ 但し、第二四〇条で「但し別段の定めある場合を除くの外、手続関係の故を以て教務上の事項に干渉することを得ず」と規定されているところが違っている。これは、手続関係が制度ではあっても、あくまで信仰的な関係であることを強調したものである。

④⑤ 昭和一六年四月一日より一七年六月二九日まで。専掌は、井上定次郎、福田源三郎、竹部寿夫、大淵千仞。

④⑥ 通牒は左の通りである。

教会ノ手続関係ハ信仰上一教体制ノ動脈タルト共ニ教務上ニモ重要意義ヲ有スルモノナレバ恒ニ明確ニ致シ置クベキモノト思料致サレ候万一此点ニ明確ヲ欠キ疑義ヲ生ズル等ノ事有トセバ信念上忌クシキ問題タルヲ免レズ且又近ク制定致サルベキ教会規則ニ記載ノ際困難ヲ伴フモノト予想致サレ候 就テハ此ノ際之ガ明確ヲ期スル為資料ヲ蒐メテ調査致度候条左記（略） 御含ミノ上貴管内教会主管者ニ対シ御指示相成度此段通牒候也。

『教報』五三四号。

一右通牒中「教会規則ニ記載ノ際」とは、一六年九月一日に公布された「教会規則準則」に基づいて各教会所が教会規則を作成する際のことを指している。「教会規則準則」第二条、二三条に、その教会の親教会、子教会を明記すべき旨が規定されているので、手続関係が明確でないとその記載が困難だというのである。

④⑦ 『第一回臨時教派会議事録』、教監理事者説明。

④⑧ 従来の教会長は新教規下では「教会主管者」と称せられた。これは宗団法第七条に「教会ニハ教会主管者ヲ置クベシ」と規定されていることによる。

④⑨ 専掌福田源三郎は、第三回定期教派会（昭和一七年三月四～五日）の理事者説明で次のように述べた。「教会規則の制定が出来ますと手続関係が明確になります。さうして更に教規の上に親教会子教会の責務が明らかになつて参りますので、此の手続関係が書類の上で明確になつただけでなく、本当に其の間に血が流れ、親教会は子教会を輔導し、子教会は親教会を輔翼すると云ふことになつて来れば、只今申しますやうな願ひも或程度成就して行くのだ、斯様に思ひますので、手続関係の層を追つて先ず教会主管者の懇談会を開催したいと思つて居ります。先ず第一に本部教会直属の教会主管者にお集りを願つて、……本部教会の直接の子教会、直信教会と云つた自覚をしつかり持つて頂く、それから沢山の子教会を持つて居られる教会主管者に本

部へ集つて頂く、……………。直屬の教会主管者がお帰りになりま
したら、本部教会を如何に親教会として仰ぐかと云ふ信念をし
つかりして頂いて、今度は子教会と本教を担つて立つ心組で懇
談願ふ。さうしてさういふものを次々に流して頂いて行く。其
のうちに沢山の子教会をお持ちのところからは本部教庁からも
出て行きまして互に話合ひをして行くと云ふやうにしたいと思
ひます。」『第三回定期教派会議事録』

⑤⑩ 白神新一郎内局は、昭和一七年六月二十九日から二〇年九月一
日まで。専掌は、小林鎮、高橋正雄、竹部寿夫、大淵千賀、
福田源三郎。福田は、一八年一〇月三十一日に免ぜられ、同日、
堀尾保治が任ぜられた。

⑤① この所長會議に提出された、教会主管者懇談会に關しての方
針は次の通りである。「教学部本年度ノ方針トシテ先般教会規
則制定ニ依リ決定シタル各教会ノ手続關係ヲ一層明確ニシテ親
子トシテ名実相伴ヒ真実ナル血ヲ通ハセ全教信心興隆ノ根基ヲ
ラシメ且ツ明年教祖六十年祭ヲ奉迎スベキ精神準備トシテ近ク
靈地及地方ニ於テ教会主管者會ヲ開催スル方針デアル。……………
靈地ニ於ケル分ハ出来レバ今月下旬頃ニ二日間位ノ予定デ開催
シ本部教会ヲ親トスル子教会主管者ト多クノ子教会ヲ有スル有
力ナル教会主管者ニ出席シテ頂く予定デアル。」『教報』五六
九号。

⑤② 『教報』五六九号。
⑤③ 『教報』五七一号。

⑤④⑤⑤ 「本部教会デハ教会主管者即チ管長様ガ本部教会ノ子教会
ノ教会主管者ヲ集メラレ、親シク協議ヲ頂イタノデアルガ、本
部教会ノ子教会ハソレ以来毎月九日親教会デアル本部教会ニ參
集シ、信心ヲ練ツテ頂イテ居ル。ソノ次ガ次第第二行ハレテユカ
ネバナラヌノデアルガ、現在ノ処デハ大阪、芸備、下関ノ各教
会デ手続ヲ集メテ懇談ガデキタノミデアル。本年度ニ於テハ次
々ニ実施サレテ行く事ト思フ。」第七回定期教派会(昭和一八年
三月二二—二四日)での福田専掌理事者説明。『第七回定期教派会
議事録』

⑤⑥ 同右議事録。

⑤⑦ 昭和一七年一二月二八日付教監通牒では、その趣旨を次のよ
うに述べている。

本年十一月二十六日畏クモ天皇陛下宗教団体ノ管長及教団統理
者ヲ宮中に召サセ給ヒテ拜謁仰付ケラレ我が管長亦此ノ破格ノ
光榮ニ浴シテ恐懼感激戰時下宗教ノ上ニ垂レサセ給フ大御心ヲ
奉戴シ愈々責務ノ重キヲ痛感シ帰任直後諭告ヲ發シテ教祖立教
ノ本義ニ徹シ滅私奉公ノ実ヲ挙ゲベキ旨ヲ諭シ更ニ之ガ具現ノ
為明年頭一月四日全教各機關ノ代表者ヲ率キテ神宮ニ參拝祈願
ヲ捧ゲ今後愈々一教ヲ挙ゲテ信心報國ニ邁進センコトヲ期セラ
ル乃チ聖旨奉戴金光教全国大会ヲ開催シ之ヲ通ジテ戦局ノ現段
階ニ鑑ミ国内即戰場ノ自覚ノ下生活ノ全面ヲ報國ノ一途ニ立テ
直シ無限ノ活力ニ溢ルル国民力結集ノ中核ヲランコトヲ期シ其
ノ方途ヲ立テ粉骨碎身全教ヲ挙ゲテ実動ニ入ルノ決意ヲ明確ニ

シ以テ上ハ謹ミテ聖旨ニ答ヘ奉リ下ハ烈々タル皇軍ノ忠誠ニ応フル所アラントス『教報』五七三号。

⑤⑧ 『教報』五七四号参照。

⑤⑨ 内局は、昭和一八年三月二十六日、教監通牒「『生活立直シ祈念ノ日』設定の件」を發し、その「実施方法」第二項において次のように述べている。

毎月（各教会ノ——筆者）報国会ノ常会ニ於テ會員各自ノ生活立テ

直シノ目標ヲ表明シ又ハ會員ノ共同目標ヲ申合セ之ガ共励実現ヲ期スルコト

⑥⑩ 昭和一六年一〇月四日に公布、施行された「金光教報国会規約」第一五条で、次のように規定されていた。

本会ノ分会ヲ各教会ニ置キ其ノ教会名ヲ冠シテ之ヲ金光教何々報国会ト称ス

本教女性布教者についての一試論

——特に初代女性教会長について——

森川眞知子

はじめに

今日、布教史研究の動きが各所に起こりつつある。すでに、先師伝や教会史、あるいは地方布教史等の研究という形で、布教現場を活性化し続けた、布教者の活躍の様態が数多く発表されてきている。それらの著述をもって顧みると、人が助かることを専らみずからの願いとして生きた無数の布教者たちのエネルギーによって、教祖金光大神に始まる本教の信仰が、今日まで伝わり続けたことが知らされてくる。

しかしながら、それら布教者の中に数多く含まれていた、女性布教者に関しては、研究調査も今日まであまりなされておらず、極く断片的な資料が残っているに過ぎない。教祖直信を例にとってみても、難波ナミ・大森梅・藤沢勇・藤井きよの・千田志満・仁科志加など女性布教者たちの存在が伝えられるものの、その人生や信仰及び布教の実際について、詳細を知ることには困難である。その理由として次の二つのことが考えられる。第一に、過去の女性たちの多くは、文字による表現能力に乏しかったために、女性布教者が自らの信仰歷程について記した自記資料が無に等しい。第二に、

教団の公的記録は、女性布教者の活躍を研究的にたどるには、補助的な資料でしかない。なぜなら、女性たちは、公的文書や記録に残るような立場に身を置くことが少なかったからである。実際上は布教活動の中心でありながら、教会長とか教師という教団的な肩書きを持たなかった女性布教者は多い。

女性たちには、その性によって、歴史の表面に残り難いような社会的状況があったのである。その中で、女性が布教という積極的な役割を担い、人助けのために社会へとその身を向けていくと、大小の圧迫を受けずにはすまなかったであろう。にもかかわらず、彼女らは、社会と切り結びつつ、布教現場で地道な努力を重ね続けた。そうした彼女たちの布教エネルギーのありかを尋ねて、その人生と信仰を追求する試みは、現在進められつつある布教史研究上の重要な課題の一つでもある。

この試みを進めるにあたっては、前述のような資料の限界に加えて、新たに試みた資料調査の段階で、幾つかの問題に逢着した。まず、出生・結婚・出産など、個人の私的生活の側面に触れざるを得ないことから、ある程度公開可能な資料を選択する必要に迫られた。次に、夫婦や親子の家族単位で布教に従事した例、あるいはすでに教会形成の基盤が男性の先師によって準備されていた例などにおいて、女性たちによる布教活動が補助的な程度にとどまるか否か、不明な場合が多い。そこで、厳密な意味で、一人の女性が布教活動の中心として社会的な責任を負っていたと判定し得る、客観的な基準が求められる。さらに、人生と信仰の軌跡をたどるには、入信の前後にわたる最低限の経歴が確認できればならない。以上の点を考慮して、今回の試みには、あえて次の条件を満たした女性布教者たちを選択した。

- (一)、すでに公刊された教内図書及び当教学研究所において閲覧可能な資料に収録されている者。
 - (二)、初代の布教者で初代教会長ないしは実質的な教会創設者と判断し得る者。
 - (三)、入信以前の生活・入信の動機と時期・信仰経歴・布教活動、について、(一)の資料に記載されている者。
- このような選択基準の設定によって、結果的に、ごく一部の女性布教者を論述の対象とせざるを得なくなった。基準

を満たさず、割愛せざるを得なかった多くの女性布教者の足跡が、今後明らかにされてゆくことを願って、ささやかなこの試みを研究ノートにとりまとめることとした。本文は二章からなり、それぞれ四例の典型的な女性布教者を紹介して、そのあとへ簡単なまとめを付した。今回、見落としたであろう初代女性教会長に関わる資料、及び本文中の事実誤認等に関しては、お許しを願うとともに、ご教示頂ければ幸いである。

なお、文中、敬称はすべて略し、生没年には（西暦）を付した。地名・年齢は原則的に資料のままを引用したが、特に年齢に関しては、計算方法及び資料間の齟齬などのために、多少のずれがある。文中に紹介した八例以外の布教者については、氏名の下に「教会名」を記した。参考資料は、出典を随時△▽で示し、引用文の漢字は現代表記に統一した。『金光大神』別冊人物志は「人物志」と、「典籍編修委員会資料」は「典籍」と、それぞれ略記した。

一章 試練・神秘・布教

初めに、女性布教者の一つの典型を、群として挙げてみよう。この群の特徴は、救済活動にあたって何らかの神秘的な事跡が伝えられており、本人の布教意欲にかかわりなく、周囲に救済を求める人々が自然に集まって、広前の形成をみることである。複数の例を検討することによって、このような女性布教者が生まれるに至った、何らかの共通要因を追求してみたい。

高橋富枝は、天保十年(一八三九)備中国浅口郡六条院西村(現鴨方町)の没落しつつある旧家の次女として生まれ、十三歳の時に婿養子であった父を失った。彼女を片腕とも頼んでいた父の遺志を汲んで、富枝は一家再興の願いを抱き、天台宗の且那寺で聴聞した因果応報の理の通りに、信仰を貫く以外に道はないと心を定めた。殺生戒・慈悲善根を心がけ、観

音に丑の刻参りもしたが、現世の果報はなく、仏者の教えに疑問を抱いた。以後は、氏神天王宮へ百夜の丑の刻参りをし、金比羅宮にも信心を凝らすうち、十七歳の大病にあたって、うつつのうちに紋付き羽織を着た人に声をかけられ、それより次第に病気の全快したことがあった。

十九歳頃嫁し、婚家の隣人黒住福之丞から金光大神の教えを聞いて拝み始めたのであった。やがて男児を生んだが、十日程でその子を失った時、「あまり泣いては血の道がおこる」とお知らせを受けた。その頃、金光大神広前へ参拝し、二十歳頃離婚して生家へ戻った後も、信心に励んだ。二度目に参拝した時に、はじめて金光大神から言葉を受けたのである。その時の様子は、以下のようなものであった。

此の時は参拝の人多くして土間迄も人を以て埋めて居りましたから、私は後の方より拝んで居りましたが、教祖様の御祈念中に、私の体は手を合せて座って居る俣自から三飛び飛んで教祖様の御後に参りました。教祖様御祈念を終へ給ひ私も一礼して座を下りしに、教祖様も座に直り給ひ、参拝者一同に向ひ、此の婦人が今独りで飛んで御神前に近づいて来たのは、皆の衆には訳が分るまいが、之れは此の婦人が兼て氏神天王宮に信心凝らして居たから、氏神が金神様に向ひ之れは我が氏子であるから、何卒引立てて御陰を頂かして呉れと、御神前に連れて來られたのであると御理解がありました。一同の者も眼前の不思議に一方ならず感動致しました。私も以前百夜丑の刻詣りの御陰を今眼の前に見て一方ならず恐れ入りました。△『高橋富枝師自叙録』六頁▽

其の時の御裁伝に亥の年其の方は幼い婦人ながらも、千人に一人の氏子である、人民を助けてやれ、其の功力にて寿命長久永生もさしてやる、神門拍手を許してやり度いが夫では余り軽々しいから、今一度参拝して来い其の時に許してやると仰せ下されました。△同書五頁▽

翌月、富枝は三度目の参拝をし、神門拍手を許されて下葉の氏子となり、五色の幣を授けられた。

間もなく、取次を願う者があったが、その信仰は、兄をはじめとする村内の人々の理解を得られず、二十二歳頃には

罪人のように留籠とよめに入れられた。富枝はその間に手習いをしたという。続いて、修験者の圧迫をうける中にも、元治元年広前を新築し、翌年二十七歳で白川家から神拜式許状をうけた。二十九歳の時、金光大神から婿を迎えるように勧められ、富枝は一人暮しの希望を述べたが「此方の道は一代伝を嫌うぞ。子孫がなくては神の機感に叶わぬ」と教えられて、翌年暮れに夫を迎えた。明治二年正月、夫婦で金光大神広前に参拝すると「夫婦は膳の上の箸の如く、二本揃わねば役に立たぬ。夫婦思い揃うて信心をせよ」と教えを受けた。妊娠・出産にあたっては、「腹帯、よかり物はすな。神棚に向つて産を致せ。産後の手仕舞は自分にせよ。母の乳房に御神酒をつけて飲ませてやれ」と、かねて金光大神に教えられたとおりを実行し、自分でもお知らせを受けながら、五人の子供を安産した。そのようにして富枝は、金光大神から特に「諸国に女の道を開けよ」「日本一社の産の神」など、女性の救済者たるべく神命を受けたのであった。このような、安産のことはじめ、お知らせを受けること、病人の身代わりになって病苦をひきうけるもてがえ・とりさばきがあったことなど富枝の信仰生活には、種々の修行から生まれた神秘的な事跡が数多く伝えられる。

明治十八年、神道金光教会六条院支所の認可を受け、同四十二年、夫の死によって二代教会長となるが、生涯初代神前奉仕者として取次に従い、大正十年(二七)八十三歳で帰幽した。△『高橋富枝師自叙録』昭和九年宗徳書房・『金照明神のみかげ』昭和二十六年金光教六条院教会▽

片島せんは、安政三年(一七)兵庫東美囊郡久留美村の内長屋村(現吉川町)の農家に、六人兄弟の末子として生まれた。当時の風習のままに、危うく間引かれるところであったという。五歳の時に父、八歳の時に母を失い、長兄夫婦に育てられた。九歳の時耳疾にかかり、生涯耳が遠くなった。九歳から十歳まで子守奉公をし、二年間裁縫を学んだ後、神戸へ出て三年間下女奉公した。二十一歳の時、船員と結婚し、この間にはじめて仮名を学んだ。結婚した翌年、西南戦争のために夫を失って、実家に戻った。二十三歳で再婚して二児をもうけたものの、その夫はコレラで亡くなり、夫の遺言に従って、せんは意に染まぬ入夫を迎え、二十九歳で家業の鋳物工場を支えてゆくことになった。その後、労苦を重

ねながら、八人の子供を育て、職弟子や隣人に対しては人並み以上に深い同情慈悲を尽くしていた。当時せんは、片島家が法華宗であったためにこれを信じ、仏前に供えた水に祈りをこめて、自身や他の人々の病の所に塗って癒したり、また家に起る災厄を度々予言したり、あるいは知人が商売に出かける際に方角を示唆するなどしていた。

明治三十五年一月、せんは急性肺炎のため危篤状態に陥った。その前年十月から、金光教の西出町教会に時折参拝していた長男は、せんの苦痛を見て徹夜祈念を思い立ち、その旨をせんに告げて教会で夜を明かした。同夜、せんは、鋭利な刃物で患部を抉られる夢を見、それから同様の夢を四夜続いて見るうち、病状が快方に向かうこととなった。二週間後には、初めて教会に参拝ができた。その後日参を続け、仕事の間も口に大被詞を唱えていた。四月になって、神前で祈念を始めると合掌した手が上下に動き、次いで身体が動揺するようになった。この出来事は、本人を含めて周囲の人々を驚かせ、さらに心配もさせることになり、人々は、せんを教会から遠ざける結果となった。

それにもかかわらず、せんはお知らせを受けるようになり、いつももなく取次を請う者が増えてきたのである。明治三十六年十月には、取次をせよとの神命が下ったが、せんはのどかな余生を送りたい希望があったので、自分は何もわからないから、と神の申し出を断った。しかし、「こちらの教え通りに守りて、信者の導きをせよ。また願うすべも、お給仕するすべも、みな教えてやろう」と神に説かれ、長男をはじめ人々の願いもあって、よんどころなく、十一月に広前を設けた。参拝者の増加につれて、近隣の既成の教会からの圧迫が強まり、他宗の勧誘も受けるなかで、明治三十七年、かろうじて教師試補の資格を取得することとなったのである。そうした困難の中にも、せんは翌明治三十八年奥平野小教会を開設した。

せんは神から、身体・口・肉眼・思念・心耳等を通じて教えを受けると同時に、夫・信者・自分の心などとの関係上さまざまな神からの試練を受けた。例えば、身体に現われた教えは、初期の手みくじは言うに及ばず、自分もしくは信者の間に何かの不行届きがあった時など、身体を押さええられたり、吊り上げられたりという具合であった。あるいは、

信者の病苦が身体に現われるなどの形をもとった。口に現われた教えの一例は、明治三十七年の春から夏にかけて、衣服を替えることが許されず、着流しの袷一枚が汗臭くなるので、再び着替えを願った時、「繁華の土地に住みながら、贅沢をいうな。教祖金光大神は、備中大谷木綿崎山の、山の祖原の藪の中で、修行さっしやっただ。云々」と口をついて出たことがあった。また、琴を弾くことや舞を教えられたり、急に種々おかしき動作をしたり、奇妙な声で歌うなど、常識を超えた出来事がしばしば起こった。せんはそうした出来事に耐えかねて「どうぞ御取次をゆるして家に帰らせて下され」と願ったが、その度に「これがおかげと思え」と教えられるだけであった。やがて「どれほど願うても神様は放して下さらぬ。棄てて下さらぬ。放せば神が困るというて下さる。有難し」という境涯が開け、生活の一切を神に伺いながら神人一体の神動生活を続けて、大正四年（一〇一五）六十歳で帰幽した。△『片島せん師』大正十四年金光教奥平野教会所▽

若松ウメノは、明治十年（一八七九）岩手県胆沢郡前沢町塔ヶ崎に、三人兄弟の第二子として生まれた。四歳の時、生母はウメノ、一人を残して実家に戻り、五歳の時には父と死別したことから、百姓であった叔父の家に養われた。八歳で子守奉公に出て、十二歳頃まで家々に奉公し、十四歳から十七歳まで豪農の女中となった。その間に、裁縫・機織・料理などの家事を見覚えた。

十八歳で心の進まぬ結婚をし、一男二女を得たが、長女の妊娠のさい流産の危険に遭い、子供を仏に捧げることを誓って難を逃れた。幼時、習俗的な信仰生活を送っていた祖母の身近にあったためか、彼女は仏信心が堅く、題目を唱え、月の半分は厳しい精進日を守っていた。三児を育てながら懸命に働いて、商売を始めたものの、次第に健康を損ね、医師にかかるといったようになった。

大正二年、三十七歳の時、近所の人々が靈験あらたかな神を信心していると聞き、その人に尋ねて気仙沼教会を教えられた。翌日直ちに馬車に乗り、町までは着いたものの教会の場所がわからず、途方に暮れてひとまず別当の家へ行ったところ、神棚の教紋に見覚えがあり、尋ねたところ、金光教の信者であることがわかって、早速教会に同行してもらった。

た。教会に三泊して、奥原定太郎や、手代りの佐藤なほ、などから教えを聞き、深く感激して、日に幾回となくお礼とお詫びの取次を願った。しかし、永年唱えたお題目が口から離れず、また生神金光大神天地金乃神と続けて言うことが難しく、思い悩んでいたところ、言葉に表わせぬ尊い夢を見て惑いを去り、安心を得た。家に帰ると、翌日からウメノが信心することとなった新しい神を尋ねて来る人があり、自分の受けた教えを一つ一つ伝えているうちに、日々参拝者が増し、そのために商売がでなくなつた。その後大正四年二月、一ノ関教会設立の認可を受けることとなつた。しかし信心を理解せず、借金を続ける夫と離婚し、三児を教会となつた家に残して、九月から本部修徳殿に入った。その間にようやく文字を覚え、また母子ともに経済的苦難を通る中を、教祖奥城に祈念を凝らしてお知らせを受けるようになった。厳寒に井戸水を浴びるなど修行を重ねて、ようやく昭和八年に、布教当初からの奉仕者として教会長就任を許された。昭和二十八年(註)七十七歳で帰幽した。△『入信五十年 母と私』昭和三十八年金光教一ノ関教会▽

山口つるは、明治五年(註)青森県弘前市駒越町に、代々庄屋をつとめた旧家の五女として生まれた。当時すでに家運は傾いていたらしい。彼女は、幼時から神社仏閣によく伴われ、法話を聞いて後々まで心にとどめていた。ある時、村の鎮守に参拝し、願い事に当たって好物を断つことを誓ったが、のちにうっかりその好物を食べたところ、ときめんに口の中が腫れあがるという体験をした。男児のような性格で、学問を願ったが許されず、裁縫・琴などの技芸を修めた。二十五歳の時、北海道で結婚したが、つるは絶家になる親戚の家に長女として入籍されており、その夫も長男であつたために両家の反対にあい、入籍が遅れた。その後、夫婦で朝鮮へ渡って事業を起こした。

大正七年四十七歳の時、事業に行き詰まって、その金策に困り、自分の力では解決できないから、もはや、神に頼むほかないと心に決め、三千坪あつた屋敷の周囲を夜半に回って、二十一日間祈願をこめた。満願の日に、本教の信者であつた知人の来訪をうけて、京城教会を教えられた。その場から直ちに教会へ馳せ参じ、挨拶もせず神前で祈念をこらし、黙って帰宅することを七回繰り返すうち、夜のご祈念の時間を迎えた。その時はじめて居合わせた参拝者に、信

者になるにはどうしたらよいかを尋ね、取次を願うことを教えられて、早速結界に進み、教会長河内マスの取次を願った。のち、教会の大祭を奉仕する河内の姿を見て、つるは、婦人の身で神様にお仕えし、立派な装束を着けてお扉を開かせて頂くとは、何と羨ましいことか、と感じたという。そして、初参拜後二十一日を経た頃には、自分の導いた人を十五、六人も伴って参るほど信心に打ち込んでいた。そのうち、ふと心に浮かんだことや目に映じたことがそのまま事実となって現われる体験を重ねるようになっていた。その後、つるは、腸満を患って死を覚悟するに至った時、一心に祈ってお知らせを受け、平癒した。この時の出来事について、後年、自分の祈念を、教祖の神が天地の親神に取次いで下さったのである、と語っている。内地に帰って色々な事業を起こしたが、信心を続けて、つるの周囲に段々と難儀な問題を抱えた人が集まり始めた。他宗の勧誘にもあい、かつ近所や近隣の教内関係者から非難干渉をうけるため、昭和十一年六十五歳にして教義講究所に入學した。しかし、読み書きに不自由で持病のある老人の身に修行は容易でなく、特別に三カ月程で許されて翌十二年に教師の補命を受け、昭和十四年池袋小教会が認可された。その頃、「余りにも先々のことが判りすぎるので身体が苦しくて耐えられないから、どうかもっと楽にさせて下さい」と神に願ったという。教会開設後も、つるは、祈念をこめるに当たって、深夜大地にひれ伏し、あるいは入信時のように、風雨に関係なく家の周囲をぐるぐる回るのが常であった。

六十九歳の時に、筆頭総代であった夫を失い、昭和二十年、七十四歳で戦災にあい教会は炎上した。翌二十一年に板橋区に仮広前を設け、昭和二十三年(昭和二十三年)二月、七十七歳で帰幽した。同年十二月、池袋の旧広前跡に教会復興が果たされた。△『山口つる師』昭和四十四年金光教池袋教会▽

以上紹介した、四例を比較検討すると、互いに幾つかの類似点のあることに気づかされる。

まず、生育条件について考えると、高橋・山口は、没落しつつある旧家に生まれ、高橋・片島・若松は、親に早く別

れている。そして、山口は養家の相続人であった。総じて彼女たちは、家運や肉親の縁に恵まれず、人為を超えた力の援護を必要とする、それぞれの事情をもっていたことがわかる。

しかも、彼女たちが生まれ育ったのは、幕末から明治前期の村落社会であり、習俗的な信仰世界に支えられた、神仏や超自然的な力が、身近に息づいている環境であった。その中で高橋の十七歳の大病、若松の流産の危機、山口の鎮守社にまつわる体験があり、そういった経験によって、高橋・若松・山口の信仰的素地が強化されたと考えられる。そして、片島・若松は、日蓮宗の篤信者であり、片島は神秘的な救済力の萌芽をすでに示していた。つまり、彼女たちは、豊かな宗教的情操を育む社会に成長し、それぞれの経験をを通じて、本教に入信するまでに、すでに堅固な信仰的素地を身につけていたといえよう。

次に、信仰生活を検討してみる。彼女たちが本教の神を知り、神の働きかけを受けるに至る経過をみると、いずれも信心の展開が速くかつ神秘的である。そして、被救済者から救済者へと転生するのは、入信後比較的短期間のうちである。その期間はおよそ、片島は一年、高橋・若松は一・二年程度である。山口の取次開始時は不明であるが、朝鮮―東京―静岡という転居をはさんで、十年以内と推測される。このような、信仰生活の急速な展開は、彼女たちの入信前後にみられたと同類の、神秘的な出来事によって導かれている。入信以後、彼女たちの身边には何らかの神秘的な事跡が起こり、そこに現われた非日常的な力に、現世的救済を求める人々が群がって、一、二年のうちにもなく広前が形成されるのである。したがって、彼女たちが布教者として、教团的な公の資格を得るのは、広前が形成された後になる。

ところが、布教資格のない一介の女性が、不思議な救済力を示して大勢の人々をひきつけることは、高橋・片島・山口の例にある通り、社会的にさまざまな中傷や干渉を招いた。若松の場合は、参拝者のために収入の道が閉ざされて、子供たちと共に厳しい経済的窮乏にさらされた。その上、高橋・片島には、神から与えられる修行のために、自分の心が自分でも自由にならなかった一面がある。それらからすると、彼女たちは、自分の意志とはほとんど無関係に、修

行や、参拝者が集い自然に形成されていく広前のために、さまざまな試練を経験させられたと言えよう。

その様な苦しい試練に遭いながら、彼女たちはなぜ本教の信仰をもち続けたのか、そして、現世的な靈験の速やかな発現は、何によって生まれたのであろうか。ここまでにまとめた類似点を手がかりに、改めて彼女たちの信仰世界を考えてみよう。既述したごとく、彼女たちは、生育条件に因る信仰的素地を入信以前すでに持っていたから、その信仰的蓄積が、入信時を契機に急速に表面化し、神秘的な事跡を生んだと見ることができる。ただし、その信仰生活を展開せしめた要因は、人為的に導かれたわけではなく、自然にもたらされたものである。次に、彼女たちの厳しい生育条件が、内的世界に影響を与えていることを見落としてはならない。特に、異性の保護者である父親と死別した、高橋・片島・若松においては、失われた父親の像が内的世界でも求め続けられ、他のものに置きかえられて生き続けると考えられる。本教の信仰に触れることによって、その父親像以上に強力な救済力が彼女らに実感された時、既存の内的世界の父親像は信仰上の神ないし教祖に代替され、神ないし教祖は、信仰対象であると同時に内的世界では、父親の代替存在として自己の一部に取り入れられることとなる。つまり彼女たちは、信仰上の師の介在をあまり必要とすることなく、失われた保護者の像の代替存在として比較的容易に、神ないし教祖と直接信仰世界を共有し得るので、それとの交わりをもつて、おのずから独自の信仰生活を展開してゆくことができたと考えられる。

入信以前の半生と信仰生活において、ここに紹介した四例と同様の特徴が認められる例に、山下カン〔黒忠〕・中島ケイ〔千住〕をあげることができる。

二章 教導・話・布教

次に、一章の例とは趣の異なる典型の群を挙げてみよう。第二の群の特徴は、信仰上の師から受けた教えや自分自身

のおかげ話が、布教者への転生の基本的な支えとなっており、布教を意図して新しい土地へ移住することである。このような女性布教者にみられる共通要因及び布教形態について、考察していくこととする。

青井サキは、嘉永六年(一八二五)備前国上道郡光政村(現岡山市)に生まれた。十八歳で婿を迎え、翌年長男増太郎を生んだが、夫は身持ちが悪く、飲む・打つ・買うの道楽が止まぬため、家庭に不和が絶えなかった。その上、父は病氣もとでいざりとなり、これを苦にして母も床につき、あれこれと神信心をしたがいざれも験はなく、医師にも見放された。病人の費用と夫の道楽のために家の資産は失われ、サキは頼るものとして無い有様であった。明治八年二十三歳の時、人に勧められて、赤壁の金神と呼ばれていた上道郡福泊村(現岡山市)の難波ナミに取次を請い、「此方の信心は一心すればなおる。私の話を聞いて帰り、両親へ話をして、二人が得心がゆけばおかげを頂く」と教えられた。同年、さらに、ナミに伴われて金光大神広前に初参拝し、「どの神へでも、わが一心と思う神へすがりさえすれば助けて下さる。あの神へもたのみ、この神へもたのみでは、神のちからせきが知れぬわいの」と教えられ、これまで治ると言われた神は無かったのに、治して下さる神様なれば、一命入れて親を助けねばおかぬ、と決心した。以後、三年間夜明けの日参を難波ナミの広前へ続け、参っては話を聞き、その話を親に伝え、間もなく、父は十年間のいざりであったのが、ぼつぼつ立てるようになった。そこで、再び金光大神広前へ参拝し、夫の問題を願って、「一心さえすればどうなりとなるわいの。神の都合おくりあわせが頂けるわいの」と教えられた。二十四歳の時、やむをえぬ事情から夫は身をひかざるをえなくなり、サキは増太郎の成長を頼りに離婚した。難波ナミの広前への日参に加えて本部広前に月参を続けるうちに、両親は次第に健康を回復し、全快してサキの手助けをするまでになった。しかし、十四年に母、十五年一月には父が急死した。二十九歳のサキは、増太郎と二人暮しになり、周囲から夫との復縁を迫られて干渉されるので、金光大神に取次を願ったところ「真の信心をしておれば、敵はなきものぞよ。この行く先は、今まで神のおかげを頂きしことを、人に

話して聞かせてやれよ。そうすれば、親子とも、神の御用が動まるぞよ」と教えを受けて、以後はすべてを神に任せる決心を固めた。その年三月、サキのもとにはじめて参拝者が訪れ、長年の眼病なので、金光様の有難いことを聞かせて貰いたい、と願ってきた。サキが、身の上に頂いたおかげを話すと、その人は有難く聞き、日参するうちに全快した。それ以後、サキのもとでおかげを受ける人が続いて、参拝者が増えた。その頃、サキは、大喜田喜三郎という信心友達に、取次のためには書物を学ぶ必要があると説かれ、困って金光大神広前に参拝し、そのことを尋ねた。その時の様子を、

「金光様、私は無筆であります。今いろいろと勉強せねば、お道は動まりませぬか」と申しあげました。金光様は、「金光大神も無筆じゃわいの。あんごうでももう、人さえ助かればらくじゃわいの。学者が人を助けたためしはない」と御理解をしてくだされ、また、

「器用が身を食うと言う事があるわいの」

と申されました。△典籍「理解」一青サ五▽

とサキは記している。明治十七年には、それまで日蓮宗であったのを改式し、明治二十一年、三十七歳の時に教導職試験となった。やがて、近隣の教会との布教上のトラブルがあって、本教の教えの伝わらぬ地方への布教を思い立ち、明治二十七年二月、四十二歳にして香川県小豆郡湊崎村（現土庄町）へ、菓子卸業を名目に単身渡り、九月には、金光撰胤の指示によって、家内一同島に移り住むこととなった。明治三十三年五月、小豆組説教所の設置をみて、九月に増太郎が小豆小教会長となった。その後サキは、生命ある限り、新たな布教を思い立ち、明治三十七年五十二歳で教会から四里離れた苗羽村（現内海町）へ布教に出て、同三十九年苗羽小教会を開設、大正五年（一〇一五）六十四歳で帰幽した。△「人物志」・「典籍」▽

道願縫は、弘化三年（一八二四）河内国中河内郡長瀬村蛇草（現東大阪市）に生まれ、二十一歳の時、摂津国西成郡難波村（現

大阪市南区)の第十一代道願善兵衛に嫁した。明治二年一月、娘高を生むが、同年十一月、夫が二十七歳で亡くなった。道願家は難波村の素封家で、かねてから本家では綿商を、分家では醬油業を営んでいたが、とかく順調にゆかず、失敗を重ねていた。縫は、早逝した夫の遺志を継いで、商売に苦心したが、心労のために胸の痛む病氣となり、医師の手当でも効果が無かった。明治十四年縫が三十六歳の時に、道願家の持家に近藤藤守の初期広前が設けられ、縫は家主として日常の世話をしていた縁によって入信し、十年以来の胸痛が全快した。道願家は京都仏光寺の熱心な門徒であったので、はじめ了解が得られず、縫は風呂に行くふりをして家を出て、近藤の広前へ参拝し、帰りには手水鉢の水で風呂へ行った証しにと、手ぬぐいを濡らして戻ったこともあったという。翌十五年、近藤に伴われて金光大神広前に初参拝し、家業を盛大にしたい願いを述べたところ、金光大神から「女の一心は岩でも通す」との言葉を受けた。以来、この言葉を支えに家業に励んだが、意の如くならず、ついに行き詰まり、ようやくにして金光大神の言葉を誤解していたことを悟って、廃業した。資産を整理して、一年後高と共に、布教を志して土佐に渡った。女の身であるから東京布教は無理であるが、土佐布教ならと近藤に指示され、商売をしていた頃の知人が土佐宇佐(現土佐市宇佐町)に居たので、その世話によって高知に移ったのであった。すでに縫は明治二十一年教導職試験を受けており、明治二十四年高知市内に広前を開き、三十二年に藤守組説教所を設置、三十三年本教の別派独立とともに高知教会長となった。更に、明治三十九年には安芸小教会を開き、四十二年に高知上町教会を開設して、大正二年(一八七六)六十七歳で帰幽した。△『史伝近藤藤守』昭和五十六年金光教難波教会・「典籍」▽

松井ツルは、天保四年(一八三三)山城国紀伊郡東九条村烏丸(現京都市南区)に、第七子として生まれ、十一歳で、京都四条末吉町の矢萩家に養女となった。二十五歳の時松井家を興し、四条大和橋の畔に貸席松葉家を営んだ。職業柄、次第に酒毒と胃腸病に冒され、それに肺患を併発し、その上、明治十九年五十四歳の頃には、神経痛のために起居の自由を失って、医師・祈祷・まじないに手を尽くしたが効果はなかった。その秋、知りあいの芸妓が見舞い、ツルに信心を勧め

て患部にご神酒を塗ったところ、痛みを忘れ、病氣は快方に向かった。数カ月後、島原の広前に参拝して杉田政次郎に教えを受け、やがて杉田に伴われて難波の近藤広前にも参拝した。翌明治二十年春、杉田と共に本部広前へ初参拝の途上、咯血し、それを期として長年の持病が全快した。この時、金光四神の教えを受け、以後信心のめあてと仰ぐことになる。その後、島原まで一里余の道を日参するうち、自宅の神前にも参拝者が集うようになった。

明治二十二年五十七歳の頃、ツルの家財をめぐって親族との間に問題が生じた際、杉田から「人徳を捨てて神徳を得よ。神徳を受けて人徳を得よ」と教えられ、家宅一切を売却して廃業した。さらに、金光四神広前に参拝した時、

「もう松井さん、高い松の木に登って下の谷間を見、片脚放してオー危いと思ひ、片手を放してオー怖いと思ひ、両脚放して片一方の手で一生懸命に持ってオー恐ろしいと思ひが、落ちりゃあナー神が受けて居なさるんじゃワイ」と教えられ、心を決めて教会修行に入った。同年秋、ツルは金光四神から次のように布教の命を受けた。

「松井は東京に上って道を広めい」

「金光様、私の様な何も知らぬ字一つ書けませぬ者に、御取次は出来ませぬで、御免を蒙り度う御座居ます。」

「それで可いんじゃ。実地あたれば結構じゃワイ」△『木綿襷』一三頁▽

その帰途、ツルが近藤の広前で事情を説明したところ、急いで上京するように勧められた。当時すでに、ツルは教導職試補となっており、上京後、芝の広前に一年余務め、明治二十四年春、日本橋区本銀町（現中央区）にて取次を始め、翌二十五年日本橋支所の認可を得た。大正十二年（二九）九十一歳で帰幽した。△『木綿襷』昭和二十八年金光教日本橋教会・土の民、ここに生きる』昭和五十年畑愷▽

吉永ヨシは、弘化元年（四）に生まれ、慶応二年二十三歳頃、筑前国遠賀郡篠崎村（現北九州市小倉北区）の、小笠原藩足軽、吉永元七に嫁した。同年、幕府の長州征伐にあたって小笠原藩は退却し、ヨシ夫婦も鍋釜提げて熊本方面に逃げたという。四十歳過ぎから子宮癌を患い、医師にも見放された。明治二十二年秋、桂松平が布教のために吉木栄蔵宅に

滞在し、教紋入りの提灯が門前に掲げられてあった。元七はそれに導かれて中に入ったところ、桂は留守で、吉木から教えを説かれた。元七は帰宅して「これは、今まで信心しておった神様と訳が違う。天地の親神様から広大なおかげを頂いておりながら、今日までその御恩を知らなかったということが、はじめてわかった。まあ、お前もひとつ参らせて頂いて話を聞いてみたい」と、神信心に絶望していたヨシに勧めた。ヨシは桂から、二週間の日を切つての祈願をうけ、二週間目に汚物が下りはじめて一週間下り続け、ついに全快した。以後、ヨシは熱心に信心を続け、翌年桂が小倉支所を開いてからは、壱町（現小倉北区）の広前まで日参するうち、取次に従うように勧められた。ヨシと桂の間に、次のようなやりとりがあったと伝えられる。

「女の身であり、字の一字も知らぬ私ですから、とても人を導く様なことはできません」

「あんたがおかげを受けたことを、話して聞かさないやいんじゃから、お取次のおかげを頂きなさい」△「信、ここに八十年』六頁▽」

ヨシが修行に入った当時、桂は六カ条の修行を続けており、ヨシも日吉ツル（後の初代芦屋教会長）と共に桂の修行を見習ったという。明治二十七年五十一歳の時、桂から布教の命が下り、ヨシは教導職試験となつて、遠賀郡若松町（現北九州市若松区）に広前を開いた。信心のことについては、非常に厳しく自らを律し、布教後も食事は修行生当時のまま一日二食の粥食を続け、晩年まで火に手をあぶることがなかった。明治二十八年若松支所の認可を受け、明治三十三年本教の別派独立と同時に若松教会長となり、大正十一年（三三）七十九歳で帰幽した。△「信、ここに八十年』昭和五十年金光教若松教会▽」

以上の例から、共通部分をとりだしてみよう。

第一に、宗教的素地についてであるが、青井家が日蓮宗、道願家が門徒という以外には判明しておらず、入信以前、

彼女たちが特に主体的に信仰を求めた様子は窺えない。彼女たちの信仰生活は、本教入信後に始まったと言っただろう。

第二に、彼女たちは入信後、信仰上特定の師匠をもち、その指導をうけて、信仰生活を展開する。布教者への転生もまた、師の指図ないしは示唆によって準備される。したがって、師と彼女たちとの指導関係は、強固で、布教開始以後も継続され、師の没後も彼女たちの記憶に残っている。

第三に、布教活動は、場所と時を決めて、意図的に開始される。普通その時には、教团的な布教資格その他の広前開設上の準備が整っており、彼女たちは布教のために新しい土地へ移住する。ただし、青井の最初の布教活動は、この条件から外れて自然発生的である。

第四に、布教活動に関しては、師の教えや自身のおかけ話を伝えることが基本にあり、神秘的な事跡はほとんど伝承されていない。広前の成立は、彼女たちが説く話によって人が助かってゆくところにあつたと考えられる。

彼女たちの信仰生活は、入信以後、師の影響のもとに展開してゆく。布教開始時には、彼女たちは、布教者への転生を意識しており、その転生は師によって導かれたものであることを認識している。師と彼女たちとの指導関係は、生涯継続されている。総じて言うるとすれば、彼女たちは師によって布教者として養成され、布教現場に送り出されており、師の存在の不可欠性が、彼女たちの信仰生活の特徴であると言えよう。

このような、師と彼女たちとの信仰的な結びつきが、何故生まれたのか。彼女たちが、生涯自己の信仰世界に、師の存在を必要とした理由はどこにあるのか。彼女たちの信仰世界を考える手がかりを、青井・道願・松井が布教開始時に配偶者をもたず、吉永は実子が無かったという事実におき、松井・吉永が教会修行を経験している点を参考に、この理由を追求してみよう。

まず、配偶者の問題であるが、社会の中で、男性の家長ないしは配偶者をもたない女性が遭遇する種々の不自由は、

男性の師が存在することによって、幾分緩和されていたといえよう。言うなれば、師は彼女たちにとって、家長の代理存在として必要であり、そのような必要性は、彼女たちが新しい地域社会において布教活動を展開する上で、さらに高まっている。師が、家長の代理存在として機能する時、彼女たちの内的世界では、師が家長ないしは配偶者の像と重なって、自己の一部に取り込まれる。したがって、彼女たちの信仰世界には、彼女たちとともに必ず師が存在し、神の救済力を媒介し続けるのである。そういった過程は、女性に対する配偶者のもつ影響力の程度によって、比較的容易に起こる場合があり、また、住み込みの教会修行を通じてさらに強化されることもあると考えられる。吉永は、四年間の教会修行を経験し、かつ実子がなかった。そして、前章でも触れた通り、山口もまた実子がなかった。この点について考えると、子供をもたない女性の場合、育児に費やされるべきエネルギーが、そのまま教え子と言われる人々、つまり救済対象者に向けられるところがある。さらに、母親とか嫁という役割をもたない女性は、現実生活上の拘束がそれだけ少ないから、布教者への転生を比較的容易になしえるという傾向を備えていたと言えよう。

信仰生活と布教活動の展開上、ここに紹介した四例と同様の特徴をもつ例に、空閑ミサ〔広町〕・永武サメ〔大牟田〕がある。

○

この研究ノートでは、以上のように広前形成に至る信仰生活の展開によって、女性布教者たちの分類を試みた。

すなわち彼女たちが、信仰世界の形成にあたって、直接神と結びつく場合には一章に述べたような共通の特徴がみられ、師を経由して神に至る場合には二章に述べたような共通の特徴が見いだされるのである。とはいえ、一・二章で紹介した例は、二つの群の特徴的な条件を具えた典型である。したがって当然、数多くの女性布教者たちの中には、混合的に二群の特徴を備える例があるけれども、実際上は、分類を行うに足る資料に恵まれず、分類困難または不可能な場合が多い。一・二章では取り上げることができなかった、そうした人々を大まかに二分して、本文中にふれた人々と

もに、入信年度順に列挙すると、以下の通りになる。

自然に広前を形成した人々——高橋富枝・荻原須喜〔阿知〕・柏原とく〔中庄〕・竹原カメ〔三原〕・御園八重〔西久保〕・楨つね〔立花〕・山下かん・中島ケイ・出口ワカ〔玉島〕・片島せん・若松ウメノ・山口つる

布教に出た人々——青井サキ・森政さだの〔福山〕・善塔初榮〔西出町〕・道願縫・安藤みね〔明石〕・加賀ろく〔成羽〕・松井つる・吉永ヨシ・日吉ツル〔芦屋〕・原田梅〔城島〕・千原およ〔砂町〕・永武サメ・空閑ミサ・鷹山婦ゆ〔向島〕・小林クニ〔廿日市〕・藤井フジノ〔世田谷〕・二神キヨ〔河野〕・田中ミチ〔大崎〕・田谷八重〔津久井〕・森ヤエ〔北沢〕

お わ り に

以上、論述してきた女性布教者たちの多くは、特別な地位とか財産を持たず、本文中で紹介したように、かろうじて文盲ではない程度の識字力を身につけていたに過ぎなかった。その上、今回取り上げることのできた女性布教者のうち、家庭的に恵まれた例は少数で、片島のように幼時に親と別れたり、高橋のように離婚した女性、道願のような未亡人、松井のように未婚の自営業、といった女性が目につく。そのような境遇にある女性は、今日に至る社会通念に従えば、決して恵まれた立場にあるとは言えない。

数多い女性信者の中でも、殊にそのような境遇にある彼女たちが、布教者への転生を成し遂げた理由は何にあるのか。一つには、先に述べた、現実生活上の拘束力の問題がある。しかしながら、肉親・配偶者・子供といった、女性としての身分を保障する要素に欠ける彼女たちの身軽さは、同時に社会的弱者につながる意味をもっている。彼女たちは、それぞれの身に負った不幸によって、人間の能力を越えた救済を求めるほかない立場にあり、その救済を以後の人

生のよりどころとせざるを得ない境遇にあったのである。

彼女たちが、本教の信仰に触れて救済を体験し、信仰を支えに世の中と対する時、ただ豊かな信仰世界を自己の実感として捉えることよってのみ、種々の苦難に耐えて、新たな救済活動の中心的存在となることができたのである。子供を連れた未亡人であったり、単身の女性であったりする彼女たちの現実的な立場は、信仰世界へと入ることによっても、客観的にいかなる変化もなく、満たされてもいない。しかし、その転生を支えたものは、何よりも彼女たちのつかんでいた信仰世界の確かな手応えであり、信仰世界のもたらす救済のエネルギーにあったと言えよう。

(前教学研究所助手)

資料 小野家文書

(16)

金光和道編

(教學研究所員)

永世御用記

—明治三年十一月—明治四年七月—

(解説・凡例は十八号
一三九—一四〇頁参照)

伍長、銃卒等帰帳

伍長・銃卒・同並、其外藤田源八郎、國府泰治、何れも勤方被
免、歸帳相成候事

但、帶刀御免之者も有之候得共、追而可相達候

右之通相達候也

淺尾 藩

庚午十一月十六日

勸農課

里正 長

村々

諸役任命

庚午十一月

右之通被仰出候間、此段御承知可相成候

十一月十七日 里正 長

村々

任少參事候事

上田 庵 三

天授御判

藩 廳

庚午十一月

書類は淺尾藩役所あてに

里正 長

別 紙

一 諸願・伺・届書等、已來淺尾藩御役所も宛相認可申、尤、

右之差出方も、使部ヲ以申入、廳掌に可相渡事

但、瑣末之事たり共、書取ヲ以可差出事

一 勸農課に面謁之義も廳掌に可申入事

上田 小 參 事

軍事監察・士族卒之刑法・名籍分課被仰付候事

一 諸官員・士族卒之非違彈札可致候

但、農商之刑法も格別之事

庚午十一月 藩 應

箕輪 喜多務

任大屬候事

庚午十一月 藩 應

箕輪 大屬

別 紙

會計・金穀・營繕・土木分課被仰付候事

庚午十一月 藩 應

平田 愼作

任大屬候事

庚午十一月 藩 應

平田 大屬

別 紙

勸農、鞠獄分課被仰付候事

但、社寺之分、民事も合併之事

庚午十一月 藩 應

錦藏上京之上相達

小倉 熊雄

任大屬候事

庚午十一月 藩 應

別 紙

小倉 大屬

在京在藩共、公用向并非役士族取扱分課被仰付候事

庚午十一月 藩 應

小倉 大屬

寺松權大屬上京被仰付候二付、交代歸藩被仰付候間、用意

可致事

一 御手當之義ハ追而可被仰出候事

庚午十一月 藩 應

錦藏上坂之上相達

原 龜三

任權大屬候事

庚午十一月 藩 應

原 權大屬

分課従前之通可相心得候事

庚午十一月 藩 應

任_二權大屬_一候事

庚午十一月

池上 權大屬

藩 廳

學校掛り分課兼教授被_二仰付_一候事

一 教授之義、御委任_二相成候間、生徒育才之見込取調可_三申

出_二事

庚午十一月

藩 廳

寺松 彦市

任_二權大屬_一候事

庚午十一月

寺松 權大屬

藩 廳

東京在藩共、公用向并非役士族取扱分課被_二仰付_一候事

庚午十一月

寺松 權大屬

藩 廳

小倉大屬歸藩被_二仰付_一候ニ付交代、東京在勤被_二仰付_一候間、可

レ致_二用意_一候事

一 御手當金職制表之通被_レ下事

庚午十一月

藩 廳

任_二少屬_一候事

庚午十一月

堀口 彌學

藩 廳

會計・金穀・土木・營繕分課被_二仰付_一候事

庚午十一月

藩 廳

龜山 彦五郎

任_二少屬_一候事

庚午十一月

藩 廳

龜山 少屬

勸農・鞠獄分課被_二仰付_一候事

庚午十一月

藩 廳

森川 深

藩 廳

任_二少屬_一候事

庚午十一月

藩 廳

森川 少屬

會計・金穀・土木・營繕分課被_二仰付_一候事

庚午十一月

藩 廳

任_三少屬_二候事

庚午十一月

池上金一郎

藩廳

森川少屬同文言

庚午十一月

池上少屬

藩廳

任_三權少屬_二候事

庚午十一月

三浦港

藩廳

監察・士族卒之名籍分課被_三仰付_二候事

別段

三浦權少屬

武器司可_三相心得_二事

庚午十一月

任_三權少屬_二候事

庚午十一月

原太門

藩廳

任_三權小屬_二候事

庚午十一月

堀江靜馬

藩廳

分課從前之通、可_三相心得_二事

庚午十一月

藩廳

土木・營繕分課被_三仰付_二候事

堀江權少屬

庚午十一月

任_三權少屬_二候事

小倉喜久雄

藩廳

武器司并馬官可_三相心得_二事

庚午十一月

別段

藩廳

任_三權少屬_二候事

庚午十一月

吉田豐實

藩廳

勸農分課被_三仰付_二候事

庚午十一月

吉田權少屬

藩廳

土木・營繕分課被_レ仰付_二候事

庚午十一月

藩 廳

小倉權少屬

錦藏上京之上相達

秋 山 格 藏

任_三權少屬_二候事

庚午十一月

藩 廳

秋 山 權 少 屬

東京藩邸會計・金穀・土木・營繕大屬助勘井、御書物多之節ハ

史生心得被_レ仰付_二候事

一 每暮上納米代、相場違も可_レ有_レ之候間、官錄之外ニ壹石被_レ

下候事

一 筆・墨料、金壹兩被_レ下候事

庚午十一月

藩 廳

畔 柳 直 男

史生申付候事

庚午十一月

藩 廳

平 田 敏 藏

同 文 言

錦藏上京之上相達

小 倉 文 達

同 文 言

小 倉 史 生

一 每暮上納米代、相場違も可_レ有_レ之候間、官錄之外ニ壹石被_レ

下候事

一 筆・墨料、金壹兩被_レ下候事

庚午十一月

藩 廳

史 生 江

廳中致_三書記_二候諸務、其外瑣末之事より共、局外ニ漏候義ハ被_レ

嚴禁_二候事

庚午十一月

藩 廳

國 府 勝 次 郎

廳掌申付候事

庚午十一月

藩 廳

國 府 應 掌

御用召人差引、廳中御入用諸拂諸課進達書等、請取渡、取扱可

レ申事

庚午十一月

藩 廳

河 手 源 吉

同 文 言

守 安 阜 太

使部兼守辰申付候事

庚午十一月

藩 廳

定 金 作 十

同 文 言

田 中 吉 三

同 文 言

贈物の扱い

記

是迄苞直之儀被_レ嚴禁_レ候得共、心得違差戻候而も、強さし置、

罷歸候者も有_レ之哉ニ付、以來右様之節も、廳中監察所に差出、

監察所_レ差戻事

右之通相達候也

庚午十一月

藩 廳

右之通、今般御改定相成候間、得_レ其意、末々迄不_レ洩樣(可也)不_レ觸知_レ者也

淺 尾 藩

庚午十一月廿三日

勸 農 課

里 正 長

村 々

繪圖面改正

今般、御國繪圖面御改正ニ相成、倉鋪縣全圖取調ニ付、掛リ之者、御支配地に罷越候義も可_レ有_レ之段、通達有_レ之候。此段相達候也

庚午十二月十五日

勸 農 課

里 正 長

村 々

諸役任命

武 藤 新 吾

任_二大屬_一候事

庚午十二月

藩 廳

武 藤 大 屬

在京在藩共、公用向并非役士族取扱分課被_二仰付_一候事

庚午十二月

藩 廳

倉敷真から足守県に移る村

賀陽郡

松浦十次郎

任ニ少屬ニ候事

庚午十二月

藩 廳

松浦少屬

勸農・鞠獄分課被ニ仰付ニ候事

庚午十二月

藩 廳

卜部法造

任ニ權少屬ニ候事

庚午十二月

藩 廳

卜部權少屬

勸農分課被ニ仰付ニ候事

庚午十二月

藩 廳

右之通、被ニ仰付ニ候間、得ニ其意ニ、小前末々迄不レ洩様可ニ觸知ニもの也

庚午十二月十六日

勸農課

里正長

村々

都宇郡

惣爪村

新庄下村

津寺村

賀茂村西組

同村東組

新庄上村

窪屋郡

赤濱村

右村々、足守藩御支配地ニ相成、今般倉鋪縣々御請取之旨、御同藩々御移令有之、此段相達候也

庚午十二月廿八日

勸農課

里正長

村々

明治四辛未歲(〇一八七一)

枯木を村方へ払い下げる

大谷村別所、枯木貳本、村方へ御下ケ相成候間、伐木可レ致事

辛未正月八日

里正長

右村

里正

中島新田は、綿作より稲作を先務に

里正長

中島新田

年里正共

〔 〕 入作もの共、強而養水之指支も無之ニ、舊習ニ寄、方

今得失之辨別も不レ致、稻・綿隔年ニ致ニ作付候哉之趣相聞、無レ謂事ニ候。田綿之義ハ、早寛、勝手作ニ付、向後稻作ヲ先務ニ可レ致旨、地主・小作人共へ、篤々告諭可レ致候事

未正月

勸農課

永錢百文・五十文手形、今月限りで引きあげ

記

一 永錢 百文手形

一同 五拾文手形

右々、從ニ朝廷ニ被ニ仰出ニ候趣も有之、當月限り御引上ケ相成候事

但、銀・永共壹匁以下之分ハ、從前之通、通用可レ致事

未正月

藩廳

別幣之通、永錢百文手形・五拾文手形共、當月限御引上ケ相成候ニ付、明後廿五日ハ晦日迄、日々兩替之事

但、五ツ時々八ツ時限

一 壹兩已下之分ハ、壹匁已下之札ニ引指可レ申事

右之趣、小前末々迄不レ洩様、篤々可ニ申聞者也

未正月廿三日

商産會所

兩村

博奕人の届付

御届書

大谷村

赤澤留吉

同村木山音平

木山愛藏

岡山藩御支配地

浅口郡占見村

理(平カ)

龜岡藩御支配地

同郡爪崎

□介

倉敷縣御支配地

同郡黒崎村

武介

右者、去ル升一日夜、村方見廻中及深更ニ、留吉宅ニおゐて博
(斗カ)奕執□居申趣□込、即(聞カ)罷越候□、其砌ハ相止、於ニ當之者共、
(勘定カ)火燵ニ圍居、出入□□、漸仕居候ニ付、始末取調、席上及レ見
候所、カリタ并當座金□入爲替ニ相用候物之由、木手札三拾九
(○)兩散亂罷在指押、尙篤(内は、吟味詰在を消去し訂正したもの)候。留吉申出、當日ハ他
出、夜ニ入歸宅仕候處、他村之者相集居申ニ付、如何之義と相
尋候處、□□博奕執斗、尤、愛之義ハ居合候迄ニ而相交不レ申
趣、妻やくカ□□恐入候。歸宅後、聊不レ止之義ハ無ニ御座旨

申立、愛藏ハ當日七ツ前用向有之、留吉宅に罷出候處、留
吉義ハ出違、殊ニ博奕執斗居申ニ付、其儘引取、尙又夜ニ入罷
出候處、歸宅罷在候得共、矢張執斗居申義ハ、相違無ニ御座候。
尤、當席(相カ)ニ相席候段、奉ニ恐入ニ候得共、全酒醉打臥、及ニ深更ニ
候譯ニ而□□止候筋ヘ不ニ相加ニ旨申出。毎度嚴敷取調候處、同様
之義ニ候ヘ共、甚不審御座候。且、留吉申出、愛藏も手違之廉、
精々取調、強而申振候ヘ共、愛藏申出不ニ而已、歸宅後執斗候
義ハ急度□□全僞言と奉レ存候。乍レ去、不レ及ニ白狀ニ事故、
艱難之儘、乍レ恐不ニ取敢ニ御届奉ニ申上ニ候。已上

未正月 村役人

神職・寺院共帰帳
神職・寺院共、寺級被レ廢候上ハ、如レ舊村方ヘ歸藉被ニ仰付候
間、別帳ニ取斗、神子職も合併可レ致事
右之通相達候也

未正月廿四日 勸農課 里正 長 村々

留吉・愛藏の刑
正月廿八日、留吉、愛も御呼出、御吟味御座候得共、不レ及ニ白

狀拷問被_レ仰付_二候_一も、申_レ僞候_二付、留吉義ハ入牢、愛之義
ハ手鎖郷宿預被_レ仰付_二候

并九日、兩人共、組合ヲ以爲_レ及_レ説諭_二候處、追々發明、兩人
共手合加候旨、及_レ白狀、此段御届申上候

晦日、御呼出、御察計之上、留吉儀ハ出牢、徒刑入被_レ仰付_二候

愛藏ハ過怠夫七人被_レ仰付_二候

保頭交替

一 正月并九日、保頭八百藏義、願之通、御免相成候事

大谷村

片山藤吉

其村保頭役申付候間、可_レ相勤_二之

辛未正月并八日

未進年貢の利息三割高

御年貢未進、已來利息月貳歩半通し三割高、辻取替、月貳歩通
し、貳割六分高。伺齊相成候事

未 二月

中島新田綿作規定

中島新田綿作規定

未 年

前場南切、凡五反

かし通溝を東二反場溝迄兩側六反

二反場溝を鋤崎際迄北切壹町三反

長川南側、下鍵田を山端溝迄八反

下七郎左衛門田以下三反

三町三反

申 年

長川南川口場溝を西鍵田溝迄南北_(共九)壹町六反

長川北側立町を東よし通溝迄壹町七反

三町三反

酉 年

切五反

大池尻北町迄壹町三反

二反場溝を鋤崎際迄南切壹町四反

三町貳反

竈入池尻

辨天池并石田東不_(東九)殘

前通り溝を北柳原迄

同西井手の本、溝界内

右四筆共、已來綿作廢止候事

右□□候得共、此上減方精々可ミ心掛、定之外増方決而不相
成一候事

前件減方嚴敷被_レ仰出_二候場合、聊之減_二候へ共、一時_二執斗候
而も、養水申都合も如何と被_レ存、此段御斷申上、爲_レ試今年之
處ハ、前書之通相定候得共、近年綿作不熟、且、用水強而指文
候義も無_レ之候ハ、尙又掛り方可_レ被_二仰出_二事

辛未二月

忠左衛門絞罪

其藩下

備中淺口郡大谷村

□之介子

忠左衛門

此もの義、當管内に立入、罪條有_レ之ニ付、徒刑申付置候處、
徒場再び逃走致シ候ニ付、刑部省に窺之上、去ル升日絞罪執行
候間、此段及_二通達_一候也

辛未二月廿三日

岡山藩

刑法掛り印

淺尾藩廳

出奔人帰帳

御届書

奉_二指上_二御請一札之事

一 當御支配地、淺口郡大谷村□五郎悴忠左衛門事忠五郎義、

岡山藩御管内に立入、罪條有_レ之、徒刑被_二仰付_一置候處、徒場
再逃走仕候ニ付、去ル升日絞罪御執行ニ相成、御同藩方御通達
御座候段、被_二仰渡_一奉_レ承_レ畏、私共迄恐入奉_レ存候。依_レ之□請
一札奉_二指上_一候處、仍而如件

明治四辛未年

二月廿六日

淺口郡大谷村

五郎

判頭

遠藤柳太郎

組合惣代

太郎

淺尾

御役所

右之通、私罷出、承知仕、依_レ之與書印形仕、奉_二指上_一候

以上

右村里正

小野慎一郎

代吉伯父

〔安平兄〕(○)〔内は消去〕

角次郎

右ハ、先年東京御屋敷御奉公ニ罷出、歸國途中ハ脱走、行衛相知(不申カ)此度更ニ六ヶ月尋被ニ仰付ニ奉レ承レ畏、度々探索中、東京下家山〇町〇〇去ル安政三丙辰年四月十一日死去仕候旨、當郡佐方村親類善次郎東京ハ罷歸、知來候趣、(内ハ代吉ト訂正有)〔弟安平〕ハ申出候

小平悴
浪 五郎

右ハ先年家出仕、行衛相知不レ申ニ付、張帯奉ニ願上ニ置候處、前同様尋方被ニ仰付ニ奉レ承レ畏、探索中備前〇〇御藩石津小藤ニ殿方ハ奉公仕、前非を悔、謹慎罷在候旨、親小平ハ申出候

六次郎從弟
忝 太郎

右ハ先年家出仕、行衛相知不レ申ニ付、張帯奉ニ願上ニ置候處、前同様尋方被ニ仰付ニ奉レ承レ畏、處々尋中、備前御野郡白石村ニ而奉公稼仕、前非後悔謹慎罷在候旨、從第六次郎ハ申出候

政次郎
同人妻
き の
同人悴
幡次郎

同人悴

正 吾

同人娘

ゆ ふ

右ハ、先年一家不レ殘出奔、行衛相知不レ申ニ付、御〇〇申出置候處、前同様尋方被ニ仰付ニ奉レ承レ畏、處々尋中、備前児島郡下津井村(近隣五郎吉方へ相便り、願前非ト訂正してある)〔二而仮住〇〇少々商事相營前非ヲ〇〕後〇〇罷在之候。尤、ゆふ義ハ、去ル乙丑年死仕候處、組合〇〇出候。

通探索仕候趣、親類組合共申〇〇ハ〇〇
嘗人共先非心得違候段、私共迄奉ニ恐惶候。何卒出格、御穰便御沙汰奉ニ願上ニ候

村役人

已上

結婚届雛形

何藩御支配地、何郡何村誰何私妻ニ引受申度奉レ存候
私何、何藩御支配地何郡何村何ニ遣申度奉レ存候

何村

た (れカ) 〇

右之通、承札候處、故障無ニ御座候間、願之通被ニ仰付被爲下候ハ、難レ有仕合奉レ存候

辛未三月

村役人

已上

右之通承札相違無_二御座候

里正長 已上

淺尾藩

御役所

九州路の浮浪の徒の件

先般九州路浮浪之徒、處々致_二潛伏_一、追々探索之上、彈正臺并京都府ニおゐて、多人數捕獲ニ相成候處、脫走之者も有_レ之、就而ハ右之徒、何之地ニ罷趣、暴行申義も難_レ斗候間、管内嚴重致_二取締_一候様、京都府方布令之趣ヲ以、倉敷縣より藩々に移令有_レ之候ニ付、當御管内ニも見廻_レ之もの申附候間、於_二村々も嚴重ニ取締置、自然不審之義も有_レ之候ハ、早々可_二訴出_一様、末々迄不_レ洩様相觸可_レ置もの也

辛未三月十七日 勸農課

里正長

村々

御条目申渡し之覺

御條目申渡之覺

一 御高札面も不_二申及_一、冠婚喪祭之式目および時々被_二仰出_一候趣、彌堅相守可_レ申事

一 御貢米遲納無_レ之様可_レ致、尤、米征相撲_(カ)、繩俵迄念入仕立可_レ申、悪米も不_二申及_一、都而粗末無_レ之様可_レ致事
但、御年貢皆濟不_レ致内も、米穀賣買停止之事

一 預ケ作致し候者、差繰ヲ以、御年貢皆濟以前、作徳米内取致間敷、且亦請作之者彼是自儘申立、御納米遲延爲_レ致間敷候。尤、地主請作之者共、能々申談置可_レ申事

一 都而相對之貸借等、御年貢方は差繼候儀、決而不_二相成_一候事

一 竊ニ空地を開發致し、亦も持地に切添作り取致シ候隠地之類、或も荒地起返しを不_二申立_一、或も願なくして畑田成・田畑成及び田畑を屋敷地ニ致し候儀、堅不_二相成_一候事

一 地主勝手ニ付、田地境之畔ヲ取、或も割地ニ致し候儀、堅不_二相成_一候事

一 病氣或も不意難等出來、無_レ據植附、或も耕作等手延ひ相成候者有_レ之候ハ、親類ハ勿論判頭・組合申合せ、不作不_二相成_一様、助成致可_レ遣事

一 判任已上も勿論、士族卒に對し、無礼致間敷事

一 御爲筋之義も無_二遠慮_一、其筋に可_二申立_一事

一 質素儉約を守り、篤實第一ニ、家業出精可_レ致も勿論ニ候得とも、自然衣食住之奢ニ流レ、或も遊興を好_レ、身持不相應ニ而、家業無精之者も、村役人并親類・判頭・組合得とも異

見を加ね、其上不_レ取用ニおゐてハ、可_レ申出_二事

一 病者或も老人・子供ニ而、家業出来かたく、養育可_レ致親

類も無_レ之者ハ、村役人・百姓とも申談、渴命及むざる様、

心添可_レ申事

一 子供大勢有_レ之候事、心得違_レ之者可_レ口_二事之様ニ存し、出產

之節、不_レ取揚者も自然有_レ之哉之趣、言語同斷之事ニ候。

右等之輩有_レ之おゐてハ、急度咎可_レ申付ニ、若し貧窮ニ而、

養育致し兼候者、願出候ハ、養育料御下ケ可_レ被_レ下候事

一 高持之者も勿論、高目無_レ之共、家族多、亦も譯柄有_レ之候

者、銘々産業を心掛、一家を建候様相勵、別株相願可_レ申候。

且、一代之内三家以上判株願出候者、又も子供七人以上存命

ニ而育候者ハ者、御褒美可_レ被_レ下候事

一 火之元之儀、念入可_レ申事

一 他所者一夜之宿貸し申間敷候。尤、親類・縁者も格別之事

一 住所知_レざる者等、日雇等ニ取遣ひ候義、堅_ニ相成_レ候事

一 惣而鐵炮取扱候義、印鑑渡置候者之外、無用たるへき事

一 博奕之儀も、御法度候條、宿も勿論、堅ク可_レ相守ニ、尤、

俱吟味いたし、若シ不_レ相用ニ族有_レ之も、可_レ訴出_二候事

一 喧嘩口論出入諸人用其外、不持者、咎支度入用等ニ至まで、

都而非分ニ陷入候者ハ申付候事

右之條々、堅可_レ相守ニ者也

淺尾藩廳
二月十五日

家來の身分は停止

寺院百姓共之家來と唱候義、御停止、一打平百姓ニ被_レ仰付_二候者共左ニ記_レ之

寺内

千藏
内別迄不_レ殘

文吉

同斷

房次郎

川手源七郎家來

今藏

右四人共一打平百姓ニ被_レ仰付_二候

六次郎從弟
奈太郎

小平悴
浪五郎

政次郎

政次郎

政次郎妻
の

同人悴
幡次郎
同人悴
正吾

右ハ四月九日、歸籍被^ニ仰付^ニ候

斃死した牛馬の処置

従前斃れ牛馬有^レ之節ハ、穢多^ク相渡來候處、自今、牛馬ハ勿論、外獸類たり共、總而持主之者、勝手ニ處置可^レ致事

辛未三月

大政官

右之通被^ニ仰出^ニ候間、得其意、末々迄不^レ洩様可^レ觸知^ニもの也

辛未四月廿六日

勸農課

里正長
村々

外国の悪疫の予防

預防法、^(マヤ)リンドルベ^(ベカ)スト家畜傳染病

一 諸開港場、嚴ニ入船ヲ改メ、當分ノ内、生ケル禽獸ハ勿論、新シキ皮革ノ輸入ヲ禁ジ、殊更彼地方ヨリ來ル物ハ嚴ニ改ム

ベシ。尤モ、病人アラバ、醫官改ノ上、其病ニ非レバ、上陸ヲ免スベシ

一 樺太・北海道・對州等ハ、彼地方ニ接シ、常々往來、交易アレバ、殊ニ注意スベシ。從來、御國ノ皮革ハ北海道ヨリ來ルモノ多ケレハ、專ラ注意スベシ

一 何レノ地方ニテモ、追テ御沙汰アル迄ハ、病死セシ禽獸ヲ賣買致ス事、嚴禁タリ。若賣買セバ、御咎アルベシ、若、又、右賣買セシヲ、聞及ハバ、申出ベシ、御賞アルヘシ

一 右病死セシ、禽獸ヲ食シ、又ハ其皮ヲ刺キ用ユル事嚴禁タリ

一 各地方ニ於テ禽獸ノ死亡、平日ニ増ス事アラバ、地方官へ申出テ、地方官ヨリ大學東校へ報知スベシ

一 禽獸病死セバ、^(マヤ)燒拾ベシ、殊更臨終ニ^(マヤ)變縮ヲ發シテ死セシ禽獸ハ由斷ナク^(マヤ)燒拾ベシ

一 禽獸ノ屍ヲ水中ニ^(マヤ)拾ル事、禁止タリ、若、見掛バ其所ノ役人へ報シ、取揚ケ^(マヤ)燒拾ベシ

一 禽獸ノ死亡相増候地方ニテハ一人^(マヤ)預防ニ注意スベシ、若、病ニ感染セシト思ハバ、速ニ良醫ニ托スベシ、妄ニ藥ヲ服スル事ナカレ

一 都テ此病ヲ防ニハ、病ノ傳來スルトセザルトニ拘ハラサ、身體ヲ清淨ニシ、可^レ成丈ケ衣服ヲ洗濯シ、垢付サル様ニスベ

ク、家居モ掃除ヲ能クシ、殊更厩牛部屋又ハ鳥小屋・豚小屋等ハ成丈ケ清淨ニシ、當時禽獸ノ居ル所ニ衣類ナド置サル様ニ心掛ベシ

一 天氣ヨキ日ニハ、窓戸ヲ開キ風入ヲヨクシ、室内ノ乾燥スルヲ要ス

一 生煮ノ物、熟サヅル果類・鹽漬ノ物、^(マ)物腐臭ニ傾シ物、硬強ノ物等、平日タリトモ宜シカラス。成丈ケ是ヲ謹ムベシ

一 酒家ハ絶テ禁スルニ及バサレ共、暴飲スベカラス。且、房事ヲ節ニスベシ

一 禽獸ノ肉ヲ食ハド、ヨク出所ヲ尋ね、正シク食用ノタメ殺セシ物ヲ食フベク、必ス病死セシ肉ヲ食フ事ナカルベシ

一 當分ノ内、新シキ皮革ヲ日用ニ供スル事ナカレ。殊更、新生皮ヲ外國船、又北海道ヨリ輸入スル事嚴禁タリ

一 禽獸ノ屍ヲ漬セシ水ヲ飲、又ハ此水ニテ顔・手・足ナト洗^(ク脱カ)ヘバ、此病ヲ受故ニ用水ノ源ヲ正シ、若是アラバ、早々取除キ、川下ヘ其趣知^(マ)ラセベキ事

今般異國カ、悪性傳染疫流行之趣ニ付、從ニ朝廷ニ別番之通被ニ仰出ニ候間、得^(マ)其意、村々末々迄不^(レ)洩様可^(レ)觸知ノ者也

辛未七月三日 勸農課

里正長

村々

役任命

三浦權少屬

勸農分課兼勤被ニ仰付ニ候事

一 官錄、貳

辛未六月

藩廳

右之通被ニ仰付ニ候間、得^(マ)其意、末々迄不^(レ)洩様可^(レ)觸知ノもの也

辛未六月廿七日

勸農課

里正長

村々

藩札の引換相場について

七月□□日第一字到來

貨幣者天下一定之品ニ可^(レ)有^(レ)之候處、從來諸藩ニおゐて、各種々紙幣ヲ製シ、其通用價位、區々ニ相成、不都合之事ニ候。今般廢藩ニ付而ハ、總而今七月十四日之相場ヲ以、追而御引替相成候條、此旨兼而可^(レ)相心得ニ事

辛未七月

太政官

從來藩々ニおゐて、製造通用之紙幣、此度別番被ニ仰出ニ候ニ付、是迄紙幣通用致候向、左之手續廉書之通取斗、臣細調□□、早々當省ヘ可^(レ)指出ニ事

辛未七月

大藏省

廉書

一 從來通用之紙幣ハ、御一新不レ拘ニ前後ニ都而辛未七月十四日之相場ヲ以、追而御引替可ニ相成ニ付、右相場書付、早々取調可ニ指出事

一 右相場取調方之義ハ、各管廳ニ下又ハ管下之市街等ニ而從來紙幣相庭立有レ之候地之實況ニ寄り、前書七月十四日之所相場ヲ以、可ニ相定事

一 管下廣狹ニ寄、右相場立之場所三ヶ所乃至五ヶ所之相場ヲ平均致し可ニ相定事

一 管下狹少ニ而、一ヶ所而已ニ而相場立致候ハ、其場所之相庭ヲ以可ニ相定事

一 若亦取極りたる相場所無レ之任來之地ハ、前同日商民共取引之相場ヲ以、可ニ相定事

但、右ハ五人乃至七人位之取引ヲ、平均之上、相定可レ申事

一 右相庭相定候ハ、平均シタル分者、其場所々々之相場壹ヶ所切之分ハ、其地之相場、商民取引ニ付、可ニ相定ニ分ハ其手續、巨細・明瞭取調、地名・人名等相添、早々可ニ届出事

一 右相庭相定候ハ、速ニ其趣意各管下細民共まで、不レ洩様布告致し、向後右相場ニ付、心得違無レ之様可レ致事

一 右紙幣ニ付從來元備之引替準備金ハ、現高精細ニ取調同様

可ニ届出事

右之通相心得、至急取調差出候様致候事

辛未七月十五日

浅尾藩知事を従五位様と称す

記

□□月十五日、於ニ東京□□様御名代并和權大參事、參朝候處、別紙之通被ニ仰出候間、此段相達候。右ニ付而ハ、知事様御事已來、従五位様と可ニ奉稱候事

辛未七月

政廳

廢藩置県の詔書寫し

詔書寫

朕惟フニ、更始之時ニ際、内以億兆ヲ保守シ、外以テ外國と對峙セント欲セハ、宜、名實相副ヒ、政令ニ歸セシムヘシ。朕曩ニ諸藩籍奉還之議ヲ聽納シ、新ニ知藩事ヲ命シ、各其職ヲ奉セシム。然ルニ數百年因襲之久シキ、或ハ其名アリテ、其實舉ラサル者アリ、何ヲ以テ億兆ヲ保安シ、萬國ト對峙スルヲ得ンヤ、朕深ク之ヲ慨ス。依テ今更ニ藩ヲ廢シ、縣トナス、是務テ冗ヲ去リ簡キ就キ、有名無實之弊ヲ除キ、政令多岐之憂無ラシメントス。汝郡臣其レ朕力意ヲ體セヨ

藩知事を免ずる

御書付寫

淺尾藩

知事 蒔田廣孝

免本官

辛未七月

大政官

大參事以下、是迄通り

御達書之寫

今般藩ヲ廢シ縣ヲ被レ置候ニ付テハ、追テ御沙汰候迄、大參事

已下是迄之通、事務取扱可^(マツ)致候事

辛未七月

大政官

別紙之通被^(尾カ)仰出^(相カ)候間、更淺^(尾カ)縣^(相カ)と改稱^(相カ)成候條、得^(尾カ)其意末

々迄不^(尾カ)洩樣

辛未七月廿五日

里正長

村々

売掛金について

是迄諸商人買販之品代金滯有^(尾カ)之願出候向、相手方^(相カ)取置不

レ申候共、拾年以内之取引^(尾カ)候ハ、其旨記載致し置候帳面ヲ

以、取^(尾カ)裁判致事ニ候處、右ハ確證無^(尾カ)之事故、徒ニ爭論ヲ長シ

候迄ニ而、無益之日數ヲ^(尾カ)業之妨と相成候而已ならん。自然

奸曲ヲ計候基ニも可有^(尾カ)之ニ付、自今賣掛候品、仮令拾年以^(尾カ)

ニ候共、銘々記載之帳面ハ、借主之印^(尾カ)無^(尾カ)之分ハ、無據

貨金銀同様、一切取揚裁判可^(尾カ)申付^(尾カ)候條、此旨可^(尾カ)被^(尾カ)心得^(尾カ)事

辛未六月

太政官

士族・卒・平民ニ至迄、自今^(尾カ)相成度者ハ、地方官ハ願出、

地方官ニおゐて人體取調之上、免許可^(尾カ)致事

太政官

紙幣燒損等はとりかえる

楮幣之義、燒損等ニ而通用指支候分ハ、願出次第改候上、引替

可^(尾カ)相渡^(尾カ)、尤、年月ヲ經手摺れヨゴれ等出来候共、字形・印章

相分候分ハ、通用差支無^(尾カ)之様、可^(尾カ)相心得^(尾カ)事

辛未六月

太政官

從^(尾カ)朝廷ニ別紙之通、被^(尾カ)仰出^(尾カ)候間、末々迄不^(尾カ)洩樣可^(尾カ)觸知^(尾カ)候

也

辛未七月廿日

勸農課

里正長

村々

昭和五十六年度研究論文概要

五十六年度に提出された研究報告のうち、この号に論文として掲載した以外の、各所員、助手の研究論文の概要等をここに掲げる。

第一部

神の矛盾と救済について

— 『お知らせ事覚帳』研究への試み—

高橋行地郎（所員）

金光大神の晩年の信心を明らかにしていくために、欠くことのできないテキストである『お知らせ事覚帳』の中身を概括的に把握することを願って、ユングの「対立物の結合体としての神」という概念を仮説として据え、神・人関係の成就が救済であるという、そのメカニズムについて試論を展開した。

『覚帳』に記されているお知らせの多くに触れる時、一般にい

う論理整合性の世界では捉え得ぬ、一見矛盾とも思えるような内容に圧倒されながらも、一方で自在にして豊饒な世界へと誘われるのを覚える。

本稿では、(1)怒る神としての人間に対する超絶性と、救う神としての人間への接近性という神性における両面性の問題、(2)氏子救済の願いを神からかけられ、生神と名指された人々が抱えもつ人間悪の問題、(3)悪、闇、矛盾を含みながら、善、光、調和をもたらす神の神秘性の問題などについて、考察を加えながら救済の問題を論じた。併せて、教義研究の視点、方法論をも模索した。

明治初年から十年代にかけての物価を

明らかにするために

金光和道（所員）

『お知らせ事覚帳』には種々の貨幣単位が記されている。例えば、三十四匁八分、正錢五貫文、備前札五十目、四十三兩三分、銀札、七円八十錢というごとくである。これらの貨幣は、実際の程度の価値があったのだろうか。このことを明らかにする為、昨年は「明治初年の流通貨幣について——大谷村を中心にして——」

の研究報告を提出した。今年はこれをうけ、明治八年の小野家当座帳を次の様に分析して物価について検討を加えた。

- (1)米価及び農産物関係、(2)金銭貸借関係、(3)小野家納税関係、(4)雑用関係、(5)荒神社石段工事関係、(6)その他

以上の分析を通じて、この年の米価は一石につき七・一円〇六・一円の間を変動していること、小野家では八九五円余を貸し一八四円余の利息を得ていること、一二八円余の税を納めていること、日当は一銭〇十銭(二、三銭が普通)であるが、石割、石工等特殊技能によるそれは六四銭とか二五銭で極端に高いこと、小學校教員の初任給の月給は五円である事等が明らかになった。

なお、天保から幕末にかけての物価の動向について、小割帳の恒常経費についての分析も行った。

「金光正神」考—素描—

八 坂 朋 道(助手)

教祖の周辺者の中でも金光正神(浅吉)については、資料の限界性等の問題から未だ不明な点が多い。しかし『お知らせ事覚帳』における正神に関わる記述量とその内容は、正神の存在と晩年の

金光大神の信仰世界とが少なからぬ関わりを持っていたことを示唆している。

そこで本稿では、正神像究明の第一段階として正神が武士を志し、教祖のもとから距離を隔てるに至る前半生に焦点をあて、現存する資料を中心に可能な限り批判、分析を試みた。

具体的には、『覚』、『覚帳』、伝承資料等の分析から、少年期の正神について結ばれる像が「孝行息子」的像と「不良少年」的像という相矛盾したものであることに注目し、そのことが後年の正神の武士志願とどのような連関を有しているかについて、正神の少年期からの内面的成長過程を辿ることによって考察を加えた。

その結果、正神の少年期にあたる教祖の農耕者から民間宗教者への転身という事態は、嫡男浅吉に村社会における戸主としての重圧や家庭的な不安定さによる自我成長の閉塞をもたらし、そのことは、結果的に浅吉の自我形成、自我同一の混乱を招き、農民として自己の生を規定することを危うくしたのではないかとの推論を得た。これによって解体状態にあった浅吉の自我は、幕末の身分的枠組の緩みに乗じ、武家集団という全体主義的な連帯意識へと吸引されていったのである。

なお、今後このような浅吉の前半生が教祖の信仰との緊張関係において、さらに考究されねばならない。

資料 『新聞集成明治編年史』(明治九〜十三年)
 解題

—明治十三年十一月二十四日の—

神伝解釈を目指して—

松 沢 光 明(助手)

『お知らせ事覚帳』の明治十三年十一月二十四日の条に「:昔は神代と申し、今は人代。昔へもどり、神代になるように教えてやる」という神伝が記述されている。この神伝は、金光大神の救済観・世界観を探るうえで、重要な手がかりになるものと思われる。

そこで、本稿では、この神伝解釈の基礎作業として、右の資料から、文明開化・西南戦争・戦後後のインフレ現象・自由民権運動など、この時期の代表的事項を報道した記事を年代順に取り上げながら、「人代」の状況把握を試みた。

その結果、時代状況の推移と、明治十年以降金光大神に下った国家・人民・文明等に関する一連の神伝との関連性が浮上した。今後は、神伝のより具体的な背景へと研究を進めたい。

第二部

金光大神の「神上がり」をめぐる

岩 本 徳 雄(所員)

本稿では、教祖がその晩年に、人々にどのような神・信仰を伝え残すことを願っていたかを明らかにすべく、左記のような構成をもって論究した。

一章、教祖が晩年に、「神上がりする」などの表現をもって、自身の死を人々に予告した理由を、「生神」存在の問題性との関係でとらえた。

二章、「金光大神の手続きを以て願え」、「取次」、「手代わり」、「天地金乃神直願」といった、教祖の提示した信仰の諸方々とその意味を考えた。

三章、「金光大神(は)神じゃ」など、「金光大神」を神格、神として示した『お知らせ事覚帳』の記述用例、「金光は神になった」、「形を去って真の神になる」等の晩年の理解の言葉を手がかりに、「金光大神」なる神について考えた。

四章、一〜三章において考察した教祖晩年の信仰と、教祖死後の本教教義の展開とを対比して、主に「生神金光大神」教義の間

題性を指摘した。

教典編纂委員会における

教祖伝編纂過程の分析

—「天地金の大神」「金光教祖」の

刊行をめぐる—

藤井喜代秀（所員）

本稿では、今日まで不透明であった教典編纂委員会における「教祖伝」編纂の作業過程の分析、解明を試みた。

方法は伝承史的方法を用い、『金光大神覚』をもとに記述された『天地金の大神』（早川督著、M45・4・1発行）と『金光教祖』（碧瑠璃園著、T1・9・13発行）の異質性に注目し、両書の対比、分析を行い、同時に近年発見された委員会の作業内容を示す資料の整理・確認に努め、両書とそれらの資料を対照し、その絡みを追究した。その結果、以下のような点が明らかになった。

(1)教典編纂委員会の発足は、「御理解」編纂への移行を意味したのではなく、教祖伝を併せた布教教典編纂を目指すものであった。

(2)委員会発足後作業は順調に進み、「教祖伝」の草稿はほぼ出来上りの段階に至っていた。

(3)しかし、教祖三十年祭時に公刊が果たされなかったのは、香取繁右衛門と教祖の関係の扱いをめぐる、管長を含む委員間に対立が生じたことに一因があった。

(4)『天地金の大神』『金光教祖』は、このような委員会の状況を反映し、近藤藤守、佐藤範雄の指導のもとに記述された教祖伝であり、近藤、佐藤の立場、信仰観によって、両書では教祖と繁右衛門の関係への言及に差異が見られるようになった。

『覚』『覚帳』の客観的検討の試み

藤井 潔（助手）

本稿では、『金光大神覚』、『お知らせ事覚帳』（以下、『覚』・『覚帳』と略記）の資料としての客観的な性格を検討することにより、教祖が何故、この両書を後世に残すこととなったのか、という点を解明する研究方法上の糸口を模索した。

具体的には、①『覚帳』表紙の記述からの『覚帳』起筆年代の考察、②『覚帳』本文の記述からの同問題の考察、③『覚帳』記

述様式における問題性の抽出、④『覚』『覚帳』両書に関する、記述事蹟とその記述時点との時間的関係の究明、の四点について検討を試みた。

今後、両書の資料批判をさらに進めることを課題として、前記の問題解明の糸口へと近づきたい。

第三部

高橋正雄における

信仰的自覚の確立と展開 (一)

—テーマ認定願のための覚書—

佐藤光俊(所員)

本稿では、前稿での管長罷免要求運動を軸とした昭和九・十年事件の事件史的把握の試みに続いて、この要求運動は、とりわけ支部長、議会議員有志達は、何をその確信的根拠として、その思潮を形成し得たのかについての究明を目指して、立教神伝の教団論的解釈の展開過程を明らかにするべく、先ず、課題設定にあたっての問題点整理とそれに基づく仮説の導出を行った。すなわち、

立教神伝の教義解釈が行われ始めるのは大正四年頃のことであり、その中心的担い手は、『新光』、『新生』の同人達であること。

また、その教義解釈の営み、就中、その教団論への展開は、同時期にみられる彼等の教団批判とともに、彼等の信仰的主体確立の歩みとその特質によって規定されるものであるとの仮説に立ち、一個の信仰主体として、高橋正雄を特定し、その信仰的主体確立の過程との関わりにおいて主題を追求するべく、今年度は、その初期の著作に触れながら、東都遊学における彼の信仰的自覚の形成過程について論じた。

この時期における正雄の精神経過は、宗教、信仰に対する先験的確信時代と特徴づけることのできるものであるが、この時期の正雄は、「信念の確立」を求めながらも、時代思潮としての「懐疑煩悶」に遭遇し、知識と信仰との衝突という課題に直面せしめられて行く。そこで、この課題克服への模索の過程を歩んだが、このことは、同時に正雄における確信の先験性超克の努力であったと性格づけ得る過程であったとの結論を得た。

資料『佐藤範雄師日記』
解題

— 昭和九年、一年間に限って —

上 坂 隆 雄（助手）

本解題においては、神徳書院資料中より、『佐藤範雄師日記』の昭和九年、一年間分の記述内容の解読作業成果を取りまとめ、佐藤範雄の昭和九年（当時七十九歳）における生きざまの軌跡を整理・確認することを目指した。

具体的には、昭和九年の佐藤範雄の日記につき、①その記述内容を、昭和九・十年事件関係と、それ以外に大きく二分し、それらを「昭和九・十年事件史」、「『信仰回顧六十五年』の記載事項」、「佐藤範雄の健康状態等」に分類して、それぞれの月別対照表を作成、②日記に記載されている人物の略歴、佐藤範雄との関係等の究明・整理、③日記の記載内容から窺える、昭和九・十年事件の様相の究明・整理、以上三点にわたって解題の作業を進めた。

今後は、昭和十年度分の日記解読を進め、昭和九年度分の日記と合わせて、それら二年間分の厳密なる資料解題作業を行うとともに、さらに昭和九・十年以外の日記をも含めて検討することにより、晩年における佐藤範雄の教団観、ひいては彼の信仰世界の解明へとアプローチしてゆきたい。

新たな信仰共同体の創造と神学

— コックスの共同体論の

内容把握を中心にして —

渡 辺 順 一（助手）

本稿では、教学研究の基礎的素養を身につけることを願って、H・コックスの『民衆宗教の時代』を文献解題した。解題の方法としては、本書の特徴である自叙伝的記述形式の持つ意味に留意しつつ、著者の共同体論・神学論に焦点を当てて、その内容把握を試みた。著者は、過度の制度化によって宗教的創造性の枯渇した伝統宗教や、科学技術の巨大な体系の中で大多数の人間が管理支配されている現代都市の状況を神学的立場から批判し、それらが本来の創造的な共同体として自己回復する可能性を模索している。

解題の過程で、人間の政治的・社会的解放と宗教的救済がいかに切り結ばれるのか、批判の学としての教学は宗教共同体の中でいかなる役割を果たし得るのか、といった問いが浮上してきた。

今後、研究をすすめてゆく中で、これらの問いを教学的課題意識として深めてゆきたい。

○福嶋 義次(第二部所員)

五十六年二月以降、左記の業務に従事した。

記

- 一、『金光教典』(仮称)の編纂に関する作業
- 二、同書、用語解説及び解題の執筆

○堤 光昭(第二部所員)

五十六年二月以降、左記の業務に従事した。

記

- 一、高橋正雄師関係資料分類目録・書簡類人名索引作成
- 二、神徳書院資料整理
- 三、図書用パンチカード作成
- 四、コンピュータについての学習

○岡 千秋(第二部助手)

五十六年二月以降、左記の業務に従事した。

記

- 一、高橋正雄師関係資料分類目録・書簡類人名索引作成
- 二、神徳書院資料整理
- 三、布教史資料復写・製本

四、紀要掲載論文資料索引1(『金光大神覚』「研究金光大神言行録」)作成

○藤尾 節昭(第三部所員)

五十六年二月以降、左記の業務に従事した。

記

- 一、高橋正雄師関係資料分類目録・書簡類人名索引作成
- 二、神徳書院資料整理
- 三、図書用パンチカード作成
- 四、布教史資料分類項目作成

○治郎丸あかり(第三部助手)

五十六年二月以降、左記の業務に従事した。

記

- 一、布教史資料、その他諸資料の複写・製本
- 二、図書の整理・保管
- 三、図書用パンチカード作成

紀要掲載論文検討会記録要旨

本所では、その研究内容、方法および成果などについて、紀要掲載論文検討会を開催してきている。去る昭和五十六年十二月十一日、その第十三回の検討会を開催した。

取り上げた論文は、紀要第二十一号掲載の全論文および資料論攷、すなわち、佐藤光俊「管長罷免要求運動の軌跡と歴代内局の立場―昭和九・十年事件史考―」、福嶋義次「『人代』―その神の忘却と隠蔽についての素描―金光大神理解研究ノート―」、宮田喜代秀「金光大神教語記録編纂の歴史過程―大正二年の『御理解』公刊に至るまでを中心に―」、資料論攷については、金光和道「幕末から明治初年にかけての時刻制度について―大谷村を中心として―」である。以下にその検討の概要を掲げる。

なお、出席者は、所外から姫野教善（厚狭・北九州大学教授）、真鍋司郎（新居浜東・教会長）、宮田真喜男（鹿野・副教会長）、山崎達彦（花輪・岩手大学教授）の各氏。所内からは各論文執筆者と藤尾節昭、高橋行地郎、西川太（司念）、上坂隆雄（記懸）であった。

佐藤論文

○ 昭和九・十年事件の歴史的事実、および事実関係の解明につ

いて厳密な論究がなされている。このことは、歴史研究にとって基本的で重要な要件であるが、次には、事実および事実関係を信仰的・教会的にどのように位置付けるのか、ということが問われてこよう。そのことを明らかにしていくためには、該事件の原因、影響について究明することが必要である。原因について言えば、それが、管長の個人的資質、管長制度という法体制、神前奉仕と管長職との二元的対立のいずれに求められるのか、あるいはもつと別のものに求められるのかという検討が必要とされよう。また、影響については、管長罷免要求運動が内面化へと向かったという事実をどのようにおさえるかを明らかにする必要がある。これらの点を考察することを通して、盟約側の運動、ひいては昭和九・十年事件を、信仰的・教会的にどのように評価するかを明らかにしてほしい。

○ 筆者は、盟約側の運動を管長罷免を目的とした運動であると規定している。一般的に運動とは、ある目的を持ち、一定の状況規定をしながら進行するものである。しかし、盟約側の運動は宗教的な運動であって、そこには単に目的というだけではなく、目的を支えていた宗教的な価値理念があったはずである。したがって、目的を支えた価値理念にまで追究の視野を広げる必要があるのではないだろうか。このように、宗教的価値理念に基づく管長罷免要求運動を問題としていくならば、有志盟約、管長、内局の

三者が、同じ本教内においてどのような価値理念を持っていたのかという、三者それぞれの立場の究明にまで考察の幅を広げることも必要ではなからうか。

○ 昭和九・十年事件の展開過程は、例えば、問題が教団の中央レベルにあった時期、次に、問題が全教に広がっていった時期、更に、改善案を示してきた文部省への対応を迫られた時期、というように三段階に区分できよう。そして、その時期に応じて教内の三つの立場、盟約、管長、内局の対応関係が変わるのではなからうか。盟約側の場合、その対応が挫折という形で現われたりしたのではないか。このような段階区分を明確にして、よりダイナミックな歴史叙述を求めてほしい。

福嶋論文

○ 金光大神の信仰世界を、神の地平から人間を見る立場で解釈しており、叙述が雄大でロマン的である。信仰とは、このように理論を越えたものであろうが、金光大神の信仰世界の学術的な探究を目指す以上、理論的な考察が必要であらう。例えば、水や土をいただくという場合、実際に水や土をいただくという具体的な行為が金光大神の信仰内実なのか、あるいは、水や土は天地金乃神の神性が象徴化されたものであって、水や土というものを崇め大切にしようということなのか。この点についての理解が違えば、

金光大神の信仰内容の解釈にも違いを来すであらう。そして、水や土をいただくということが象徴的行為であるとすれば、その象徴的意味がどのようなものを厳密に確定していかなければならないだろう。今後、これらの点を明らかにしていくことが望まれるが、その時に、一定の方法論に基づいた理論的考察が要請されてくる。

○ 筆者は、金光大神の信仰世界を、明治維新後の近代化過程の問題性の中で捉えようとしている。確かに、金光大神の理解は、すぐれて具体的な歴史的状况の中で語られたものであり、したがって、歴史状況を背景にして解釈されねばならないだろう。しかし、次には、歴史的状况の中で明らかにされた金光大神理解の内容を、歴史的状况を取り払って、普遍化・一般化する作業が必要である。金光大神の信仰世界を解釈しようとするならば、そのどちらか一方では不十分であって、両方の作業を統合していくことが望まれる。

○ 「神代」と「人代」は、仏教における彼岸、此岸に対比できるのだろうか。「神代」「人代」の所在場所を明らかにしてほしい。また、「神代」が彼岸に対比できるとしても、一方、金光大神には、神は我が心に宿るといふように、「神代」を此岸として理解できるような信仰内容も確認できるのであって、「神代」「人代」の区別、関係が更に問題となつてこよう。このような点を明

らかにしながら、更に金光大神の信仰世界、信仰構造を明らかにして欲しい。

宮田論文

○ 教典編纂の歴史過程について、資料を駆使して詳細な探究がなされており、その経緯についてはよく理解し得る。ただ、その経緯叙述の、体制側と在野側の抗争という観点における両者の位置付け、関係が、今少し明確でないのではないか。確かに、体制側は、特に国家との関係で教団形成を図ったという点において、意識的に教祖の教えを不純化してきたと言える。しかし、在野側についても、誤伝、誤写等により教祖の教えを不純化したと言える。このように、両者は共に不純化の過程を歩んだと位置付けられるのではないだろうか。また、この不純化の過程においては、体制側が意識的であったのに対し、在野側は意識的ではなかった。そうだとすれば、体制側の不純化に対して、在野側が抵抗、反対するというような抗争ではなかったのではないか。

○ 姉崎正治の「伝記よりも布教材料の収集が先なるが順序ならずや」という助言について、筆者は、当時本教側が「布教材料の収集」ということを教祖の理解の結集、すなわち教義の形成と受け取ったという従来の解釈に依拠して、教典編纂委員会が理解の結集を優先させたとしている。しかし、姉崎が「布教材料の収集

が先」と言った内容は、果たして教祖理解の結集の優先を指していたのであろうか。今後、研究を進めていく上で、この「布教材料の収集」とは何を意味していたかを改めて問い直してみることが必要ではないだろうか。

○ 教祖の教えは、教政者の立場からは教条的な枠を設ける中で表わされ、在野の立場からはそれぞれに固有の信仰的視点をもって受け取られ残されてきている。このように考えた時に、教祖の純粋な教えというものは、あるのかないのか、あるとすればどういう形であるのか、ということが問われてこよう。叙述に直接的に表われる問題ではないが、伝え残されてきている資料をどのように見るかという研究視点に関わる問題であるので、今後の課題としてほしい。

金光資料論攷

○ 『覚帳』は、金光大神の信仰世界を解明していくについて、金光大神が時間をどのように捉えていたか、という課題を新たに提示している。その課題に迫るについて、金光大神在世当時の時刻制度を実証的に明らかにすることは、必要であり不可欠の作業である。

○ 金光大神は、新暦、旧暦、そして三十日で一カ月とする金光大神独自の「末曆」という宗教暦を付け分けて記述していた。こ

のことが何を意味しているのかという問題は、金光大神の時間論というテーマへと展開していく問である。このテーマに迫るについては、宗教的な時間を取り扱うための方法論が、新たに考えられていく必要がある。

以上が、各論文についての批判検討の概要である。次に、今回の検討会において提起された、教学研究全体にかかわる問題指摘を掲げる。

○ 資料的には新資料を使うなど、全体的に、新しい研究領域の開拓が目指されている。しかし、それだけに、資料そのものの理解、解釈に比重がかかっており、研究としては序論の段階と言えよう。今後、資料そのものの理解、解釈から一步を踏み出して、それらの解釈を通して導き出されてくる内容を論理だて、信仰や教学上のひとつの大きな問を問うという本格的な研究に入っていくことが望まれる。

教学研究會記録要旨

昭和五十六年七月十五・十六・十七の三日間、本部広前斎場北二階及び金光會館を会場として、「教義の核となるものは何か―新教典と教義研究の課題―」というテーマのもとに、第二十二回教学研究會を開催した。

本所では、ここ数年來の教学研究會において、これまで設定してきた諸研究領域の課題と方法について検討を加えてきたが、今回は、それらの検討を踏まえて、ここから新たに教祖百年祭以降の本教の教義的課題を浮上させることを願い、右のテーマを設けた。このテーマに取り組むについて、(一)、本所における教義研究の成果とその検討、(二)、新教典刊行に至る教内の動きとその意味の確認、(三)、新教典刊行に伴う今後の教義的問題の確認、という三つの課題を設定した。

以下に記す要旨は、右のテーマ、課題設定のもとに行われたレポート、発表、及び討議内容を要約したものである。

なお、出席者は次のとおりであった。

所外―姫野教善、山崎達彦（以上学界関係者）、内田守昌（元研究所長）、

藤村真佐伎（布教部長）、藤井記念雄（布教部次長）

所内―本所職員、囑託、研究員

△レポートⅠ

新教典編修刊行への動き

藤井喜代秀

典籍編修委員会（以下委員会と略す）の協議・作業の記録をみると、委員会は、当初『言行録』の刊行を当面の目標として発足している。そして、のちに『覚帳』の刊行という問題が加わり、委員会は、『言行録』『覚』『覚帳』を合本にしたものを、『金光教典』（仮称）として教祖百年祭時に公刊するという方針を採ったことが分かる。また、新教典編修・公刊の動きへの一つの引き金となった現行教典の「神誠」「神訓」をめぐる問題は、新教典には現行教典を収めないということでも解消されるはずであったが、現行教典の取り扱いについて、委員会の審議の進行過程で紆余曲折があり、結局、新教典は現行教典をも含めて公刊されるようになった点が確認できる。そうした経過を見る時に、委員会が、果たして、新教典刊行の本来的意味や教团的位置付けなどについての吟味、検討に十分議を尽くしたのかどうか、という疑問を先ず提起しておきたい。

次に新教典編修への動きを述べてみよう。教政レベルで新教典編修のことが具体化するのには、昭和五十年の「教典に関する會議」の開催からである。この動きは、同年に発足した「教団運営に関

する会議」と、微妙な絡みがあった。「教団運営に関する会議」を開催するに先立っての準備会で、教団機構の再編成を目指す教政当局は、「取次」と「布教」という教義的な問題を、改めて横断せざるを得なくなっていた。そのような課題意識が、ここからの本教の教義確立への願いとなつて、新教典の編修へと向けられたのである。

今、委員会発足に際し、教政当局が示した「道をより明らかに―教典編集の願い―」と題した一文を読んでもみると、教典の再編集、公刊の願いが、公的な場ではじめて明らかにされたのは、立教百年に当たる昭和三十四年であり、同四十四年の『金光大神覚』の刊行、同四十六年の『金光大神御理解抄』の公表によって、この願いはますます強くなつてきたと記されている。しかし、教典の再編集、公刊へつながらず動きは、立教百年以前に起こされているのである。

教祖伝記奉修所所長として御伝記『金光大神』の刊行に力を注いだ和泉乙三、同次長の高橋博志らによって、昭和二十六年には『金光大神言行録』いわゆる「和泉本」が編纂され、その刊行もその時点で目論まれていた。かれらの『言行録』編纂の意図は、「神誠」「神訓」「御理解」が、国家の制約下で編纂されたものであり、教祖の根本精神がそれらには明示されていないとして、教祖本来の道に近付こうという願いに触発されたものであった。

また、今日まで表面に出なかった「覚帳」の存在についても、御伝記『金光大神』公刊以前に、その存在は、既に教内の一部には知られていたが、種々の事情から公表には至らなかったのである。

右のような動きが実を結ばなかったのは、そこにどのような事情があれ、戦後の教団の動向と方針が大きく作用したと見ることも可能である。すなわち、戦後まもなく「覚」を「教祖事蹟に関する所依の原典」と定め、「立教神伝」を軸に展開した「御取次成就信心生活運動」の推進・拡大にとつて、二つの資料の公表は、逆に「取次」の相対化を全教にもたらし、運動それ自体の意味をも失わせる方向に導くものである、と教政当局は判断していたかもしれないのである。その点、「立教神伝」を軸とした取次教義の崩れと、今日の新教典編修・刊行の動きが深く関係していると考えたい。

とはいえ、新教典刊行の願いを教団的課題として継続せしめてきたのは、「神誠」第一条の条文削除を求め人々による動きである。この動きは、敗戦後の本教教団のあるべき姿を求めようとする願いと結び付いていた。昭和二、三十年代において「神誠」に関わる教典の問題は、「神誠」第一条の教えを現代風に読みかえ、例えば「神国」を天地金乃神の守っている所、「皇上」とは時々の政治を指すといった解釈を施すことで解消しようとした。けれども編纂者である佐藤範雄が、「皇上」とは天皇のことなり、

と記した資料が発見されるに及んで、この問題は、大きくクロールズアップされることになった。当時は、靖国神社法案をめぐる教団の対応が、重要な問題とされた時でもあった。したがってこの問題については、昭和四十五、七七年にわたって、教内外から種々の指摘がなされた。そしてついに教政当局は、北米での『教典』英訳出版に際し、海外の表情に照らし「神誠」の削除を認めるという判断を下すことになった。

このような状況下、教学研究所では、昭和四十六年に教典編纂委員会資料検討会が発足し、教祖の言行記録類の検討・整理、あるいは収集が開始されることになった。そして、『研究 金光大神言行録』がまとめられ、本格的な研究化の段階を迎えることになった。そこから、研究の進捗に伴い、新たな教義上の問題や研究上の諸課題が浮上してきた。更に、昭和五十一年には、教団から『覚帳』の解説作業の依頼を受け、その作業が進められるに従って、教祖、教義、教団史等一切の研究への見直しが迫られることになった。そうした研究所の動向が、教学行政にも反映することになり、教内の種々の場での教義的諸問題についての提言を生み、前述の「取次」と「布教」の問題が教団的課題へと昇華されていくことになったのである。

さて、三十余年にわたる取次中心の教団の歴史の中で、今日、教義の不鮮明、信仰理念の不明確といった問題が露呈してきてい

る。また、教勢の衰退に象徴される、教団、教政上の問題、あるいは信仰状況はますます深刻さの度を加えつつある。そのような状況を打開しようとする大方の願いなり、動きが、新教典の編修・公刊を促してきたと言いうことができる。そこで、新教典の刊行を契機に、教学・教務・教政各々が、新たな教義の創出を目指すようになるのはある意味で当然といえよう。しかし、そのことに急なあまり、典籍編修委員会が、新教典公刊の本来的な意味を問い落とし、取り組むべき多くの課題を追究できずに現在に至っているとするれば、今後どのようにしてそれらの問題が処理されていくのかをわれわれは注視していくことがいる。

△課題発表 I V

新しい教典と新しい教学

荒木美智雄

世界の創唱宗教をみると、その基底には常に、教祖の残した言葉あるいは教祖という宗教的人格をとおして語られてきた神の言葉というものが、中心問題として存在する。こうした創唱宗教のパターンからいっても、教祖を通して語られた言葉は、非常に大きな問題を有するものであり、今日の本教がなさんとしている教典刊行も、そうした意味で金光教信仰の歴史こそ、ミ、ミ、ミ……

要な出来事である。

教典刊行は、金光大神の信仰世界への通路を多くするし、本教の信仰世界を豊かにするものでもありうる。またそれは、金光教の信心を普遍主義的な地平で結晶化して、新しい信仰運動を生み出すものでもある。しかし、この今をお祭りさわぎ、お祝いムードで過ごし、教祖金光大神のところを根本的に問題になつた点、本教で最も大切にされねばならない地平を見過ごしてしまふなら、教典が新しく世に出ることが、多様な可能性を秘めつつも、逆に神が教祖を世に差し向けた願いを否定することになり、神の世界を閉ざすことにもなりかねない。

しかし、幸いに新教典は我々に様々な新しい問題を投げかけ、旧教典による金光大神のイメージを壊す内容をもっている。教団にとつても信奉者にとつても、新教典を頂くことは、ある意味で *disruption* (分裂) 体験であり、それまでの信仰秩序を壊すことである。創唱宗教は長い歴史の中で、何度もそうした体験をするが、それは視点を變えて考えるなら、より本当の金光教を生み出すきっかけともなりうるのである。金光教祖没後百年という時点での新教典刊行は、千年二千年先の本教を決定づけるシリアスな問題を含んでいる。

ピーター・バーガーは宗教を二つのタイプに分け、その一つは *creation of the world* (世界の創造) *and* *its maintenance of*

the world (世界の維持) とする。前者は教祖的人格による信仰世界の創造、本教でいうなら、金光大神の一生、あるいはそこでの神による宇宙の創造ということに当たる。しかし、その後その信仰世界の維持ということが問題になってくる。一般に宗教社会学においては、*creation* はカリスマが行い、*maintenance* は官僚、僧侶、神学者たちが行うもの、ということになるが、本来、そう単純なものではない。教典とか教義は常に、創られた世界とその後、の歴史的状况とを関連付けることであり、それは、教祖と違つた問題に直面する人々が、ある意味で教祖と違つた *creation* をする——つまり創られた信仰世界を、現実世界へと切り結ぶということ、常になされなければならない教学的営みである。そうしたことが、教典の問題の根本にある。

それでは、教典とは何か。ひとまず「規範となるドキュメント」と規定しておく。宗教の歴史上で書かれたものは、どのように取扱われてきたのか。人類史上、最初の書き物は、紀元前数千年頃の中近東の租税台帳である。ファン・デル・レーウは文字の意味について、「書かれた物は安全に自分の家へ持って帰れる」という。それは一つには、書かれた物は自分の好きなようにどうにでもできる、ということであり、他方、書かれた文字は、お守りとしての機能も有するのだともいう。聖典の、お守りとしての機能は、世界の創唱宗教の中にも多くみられる。しかし、宗教の歴史

における書かれた言葉の背景には、さらに長いオーラルトラディション（口承の歴史）がある。聖なる言葉の起源はそこにある。そもそも聖典とは、全て記憶され、暗唱されたものであった。このことは、本教の教典刊行に際しても、非常に重要な意味を持つ。創唱宗教が教典等の書物を出しても、それだけではぜんぜん力がない。書かれた物は、暗唱され、生活の場で本当に使われて、はじめて生きた働きをすることとなる。

また、多くの宗教において、書かれた言葉は、神によって書かれたとされる。我々の通常の意識からすると、書かれた物は、人間によって書かれたと思うが、例えばイスラム教徒にすれば、コーランの言葉は、神によって書かれ、人間に下されたものということになる。コーランは、聖典解釈の立場が最も徹底していて、「この本を汝に下されしは神、人は心迷い解釈を望むも、コーランの解釈ができるのは神のみ」という。キリスト教の場合は、神の言葉を人間が書き記した、という立場を取るもので、人間が書き記したのなら、解釈も許されるということで、聖書神学は、徹底した追究を行う。いずれにせよ、聖典を聖典たらしめているのは、聖典が、ある人間によって記された、という点にあるのではなく、記された聖典が、神の言葉であることにあり、また、聖典をそのように受けとめる集団があるということ、この二側面が、本教教典を考える上で重要な点である。

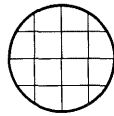
『覚』『覚帳』は人間が書いたのか、神が書かしたのか。『言行録』は人間が受け止めたものとしても、その人の中にある神が聞き受けたものかも知れない。そう考えると、教典の受け止め方も変わってくる。例えば、人間教祖という考え方があろう。御伝記『金光大神』は、人間教祖の伝記である。私は、それを読んで生まれ変わったという体験をしていない。非常につまらないという感じがした。どこまでもコントロールされた人間の姿、問題が描かれている。その意味では、非常に有難いという思いも感じるが、もう一つ生きる意味を支えてくれない。では、新教典はいかなる書き物であるのか。金光教はそれにどう答えてくれるのかを問いたい。神よりの所与とするのか、人間教祖による言葉とするのか。またその言葉をどう取り扱うのか、どう頂くのか。書物は、それを手にする者の意図によって、どのようにも扱うことができる。教典の問題は、その解釈学にある。宗教にとって、聖典とは一体何なのか。例えば、印刷工は、聖典を読む時ミスプリントの有無に注目し、皇国史観を持つ人は、そこに天皇制イデオロギーをみるであろう。左翼の人間は、反帝国主義の側面を読み取って安堵し、言語学者は岡山地方の方言に関心をいだく。宗教学者は、現代人にとっての聖典の意義を明らかにするかわりに、科学的客観性の名のもとに聖典の宗教的意味世界を解析し、あばきたて、破壊しようとするだろう。新教典が世に出る時、それは金光教の

依拠する原典として、あらゆる方向からつつかれ白日のもとにさらされ、操作され利用されることになる。そうならないためにも、新教典という書物と現代との間に、何らかの形で生きた橋を架けなければならぬ。新教典を、現代の難儀な人々のところへ送り届ける役割を、金光教団が、金光教学が、そして本教信奉者が担わなければならない。その意味で、我々は新教典に対して、解説を行い、解釈し、本当に説得力ある、整合的な理解を与えなければならぬ、そしてこの作業の眞の主体たり得るのは、本教の内なる生きた信仰なのである。

現代のように、めまぐるしく変化する状況にあっては、常に新たな教典解釈を可能にしなければならない。このことが、新たな教学の使命である。これまでの、教祖を歴史状況の中にもどし、そのリアリティある人間教祖の姿を描くという作業は、教学の予備的・基礎的研究である。教祖によって記された言葉を、生き生きとした神の言葉として人々に提示する任を、これからの教学は担わねばならない。世界の宗教史を見るとき、御伝記『金光大神』に描かれるような教祖はあまりない。『覚』『覚帳』は、決して単なる教祖の人生物語ではなく、教祖の生を通しての、神顕現のプロセスとして頂き直さねばならない。その言葉に対して問うべきは、教祖が何を願って語るのか、ではなく、神が教祖を通して我々に何を語りかけてきているのかである。おそらく、神の最終

的な意図は、我々に理解できないものであろう。しかし、少なくとも我々が、神の言葉に照らされることになる。我々が神の言葉を把握するのではなく、神の言葉に照らされて我々が明るんでくると、という関係が成立するのではないか。

ところで、新たな教義的視角としての *rupture* を、信仰の歴史の中でどのように捉えるかは、創唱宗教の場合、その生死に関わる問題である。例えば、教祖において四十二才の体験は、以後の宗教体験の中で何度もくり返し捉え直されて、より明確な意味把握がなされている。この体験は、宗教心理学から言うなら、死の体験と捉えられるが、宗教社会的には、社会構造からの引退とそれに伴う神実現の問題として把握される。



この図は、円内の碁盤の目が社会構造を意味し、その外は社会構造を超えた神、自然を示している。構造内に生きる人間（日常生活態）から見るなら、構造外は死の世界であり、逆に構造外の世界から見るなら構造内の生（日常生活態）は死を意味する。教祖四十二才の体験を、こうした構造内世界から構造の周縁への移行体験と考える。ここでは、生が新たな相において志向されることとなる。社会構造の周縁に立つとは、構造内でのすべての位置付けを失うことを伴い、それによって教祖は *“No one”* 存在となる。これは社会にとっては、非常に不気味な存在態であり、社会疎外の対象とな

る。人間は社会構造内に生きる中で、その位置を獲得し、同時に実はこの社会構造によって生を支配されている。教祖は「No one」存在として、社会構造の周縁に立つ最も弱い存在として、構造から解放されると同時に、人の世の難儀を感受しうる場に立つこととなる——「Every one」存在。この「Every one」存在となる中で、教祖は神とトータルな exchange (交換) を可能とする。宗教学的にいうなら、混乱した時代状況の中で、教祖は自らの信仰的統合を行い、その住まう世界の統一性を、金神という神の内に見いだしていった。伝統的神であった金神は、その価値を転倒することにより、新たな神・金神として再生する。

古い世界の言葉を使って、新しい世界を創造する。教祖の言葉、生き方は、一つのメタファーとして了解されねばならない。周縁に立つ教祖のパワフルな言葉は、古い世界の価値構造を逆転してしまう。『覚帳』は、こうした言葉で満ちている。

現在、教祖百年ということで、新教典、祭式、組織と、本教全般にわたる再編成がなされようとしている。しかし、それは、単に古い世界における古い共同体の、技術的な操作による再編であってはならない。人間のこととしての作業であっては、神代は開けてこない。しかしまた、古い世界の構造と全く隔絶したものであってもならない。世界の構造と切り結びながらも、なお緊張関係を保つ周縁に立つ、その教祖の立脚点を指す、新たな教典に

よる新たな教典が求められている。

△課題発表 II V

これからの教義研究の課題

福 嶋 義 次

これからの教義研究の課題を考える時、新教典を研究対象に据えておくことがある。新教典は、『金光大神覚』『お知らせ事覚帳』『金光大神理解』を合本にして教祖百年祭時に公刊される。新教典は、まさに一世紀にわたる本教の営みの基本であったものを集大成したものであり、同時に今後の本教一切の原拠となる根本典籍である。教政、教会、布教、信心、社会活動、国家、国際関係、教学、教育などのあらゆる活動の源泉でもある。新教典が教祖百年に刊行されると、それに対して教学がどのように関わるのか、特に本教の研究機関としての研究所の教学がどのように新教典と関わるのか、このことは重要な問題となってくる。

本教の歴史が、生神金光大神展開の歴史とおさえられた時期には、教典等のテキスト類は、信心のスタートライン、規範としての意味を持つものとして位置付けられた。その場合教学は、目指すべき方向をシャープに先取りし、「観」を提示する役割を担った。しかし、今日教団目標、社会、世界、人間の目標が、以前は

どはつきりしなくなった。不確実性の時代、海図のない時代とか、第三の波が迫ってくるというようなことが言われる。あらかじめ設定された目標に向かって信仰者が同一歩調を取ることは困難なことであるし、もはやそのような在り方は意味を持たなくなってきた。

更に、このたび教学の前に投げ出されるテキスト、すなわち新教典の構成が、現行の『金光教典』のような布教教典とは異なるという問題がある。従って、テキストそのものが、目的、「観」によって支配されるものではない。その意味でも、従来のように「観」を提示する教学というところでとどまるわけにはいかなくなってきた。

「観」をもってテキストとの連続性を保ち、テキストを占領したり、テキストに志向性を与えるという教学への断念、それを今「観への断念」、「観」を断念した教学と言っておくが、そのような方向に教学は向かわねばならない。そして、新教典それ自体が金光大神の信仰の統体であるという確認を学的に貫徹するという、教学に課せられた新たな課題を、ここから担っていかねばならない。

さて、新教典をザ・テキストとして、クールに、客観的、構造的に分析していく教学にとっては、テキストと研究者の間の距離を保ちながら、客観的資料批判に終始するという研究方法が採用

されるだろう。ことばの注釈・釈義等によって、テキストの現前性を常に確認する研究作業の重要性の見直しである。

この作業は、テキストが金光大神の信仰世界の統体であるという仮設を証明していく上で欠かせないものである。そうした意味での資料批判は、教学研究の対象をはっきりと限定する働きを持つものであり、教学の向かうべき方向からとび出して、幻想や夢想の領域、いわゆる「観」の領域へ教学が拡大していくことを規制してくれる。従って、徹頭徹尾テキスト中の不明なことは、不明なままのことば化された時代状況、生活様式、環境などへそのまま返し、その中の意味を探ることが求められる。注釈的な問いというのは、どのような小さな問いであっても、ある研究のための補助手続ではなく、教学の一つのハイ・ウェイなのである。その点、それらの作業が着実になされていくにつれて、テキストを単なる踏み台とし「観」をもって構成してきた教義、あるいは教義の世界そのものが、問いに付されていくことになるだろう。

他面、史的資料批判ということも又、新教典を対象とするテキスト研究にとっては欠かせない。この研究は、テキストの史的確認作業ということである。テキスト形成百年の本教史、とりわけ信仰、教政両方の史的探求を意味するものである。しかしこの場合も、テキストは金光大神信仰世界の統体であるという確認の内面での史的確認作業の枠を出てはならない。そうして、テキス

トそのものの中に人類の歴史があるという信念をもって、歴史というものを見直してみようことをしてもいい。テキストの史的分析が、人間の世界の史的構造の究明になるという、途方もない仮設に立ってこそ初めて教学としての史的方法論を提示することも今後出来てくるのである。

ところで、「観」を断念した教学が、教義的問いをテキストに投げかける時、その研究は、テキストに表わされたことばからテキストの深層部へと入りこんでゆき、ことばの奥にある構造的な意味を掘り出してゆく採掘作業によって可能となる。それについて、以下、具体的にどのような作業が考えられるかを述べてみる。

先ず、テキスト、とりわけ『覚』『覚帳』に記されたお知らせについての考察がある。大谷方言の枠内で表示されてくる神の願いやことばは、何故に大谷方言で発語されねばならなかったのか、という問いは、基本的にお知らせそのものの構造を見つけたす問である。もちろん、どのお知らせが、地域性を乗り越え、地域の内部へこもり、それがその中間のものか、ということが見定められなければならない。

また、『覚』『覚帳』には記されていて『御理解』にはない場合や、その逆の場合があるのはなぜか、いろいろなお知らせを金光大神は受けているが、書いたものと書かれなかったものがあるのはどういふことか、が問われねばならないし、お知らせが記さ

れるか記されないかということの意味、原因等も問われることがある。あるいは『覚』『覚帳』『御理解』の中でそれぞれのお知らせの関係、表現のされ方、意味の持たされ方などをめぐって問いを発して見る必要もあるだろう。更には、文体、内容、時期など、各パターンに従って類型化してみるとどうなるか、というように種々の角度からのお知らせのことばの検討を通して、お知らせのことばがテキストで占める位置が確認される必要もある。

理解のことばについても、テキスト間での構造的な位置が確かめられなければならない。理解は、色々な履歴を隠している。つまり、性質の異なった伝承資料の集積であるといつてよい。伝承資料のどれもが金光大神広前にその源を発しているも、その間一人又は若干の介在者がいて教えが伝えられてきている。あるいはまた、教政的な意図、布教的な意図などの介在意図があって、それがテキストへ入り込んできてもいる。その「介在」（介在者、介在意図）が、テキストの表面に現われてくる場合と、表面からは隠れている場合がしばしばあるわけで、問題は、特に隠されている場合にある。その点、厳密な資料批判によって、介在者や、介在意図の性格を抜き出し、それがテキストのことばやテキスト全体にどのような影響を及ぼしているかが問われねばならない。また、お知らせや理解のことばの前後に付された状況を説明する、いわゆる「地」の文がテキストの中で持つ意味も追究される

ことがある。比較的『覚』『覚帳』では「地」のことが表面に現われているが、理解部分では隠れていることがよくある。それは何故なのか、どういうテキストの性格からそうなるのか、「地」の文が持つテキスト全体の役割とは何か、また、「地」の文が多く、自叙風にストーリー化された伝承理解と、『覚』『覚帳』などを比較してそこがどうなるのか、教条化された伝承理解では、「地」の文が全く隠れてしまうのはどうしてか等々、細かく分析してゆけばいくらでも課題は浮上してくる。

以上、教義研究の課題というより教義の方法論的な転換の作法をいくつか例を示し、私なりに思うところを述べてきた。しかし、決して新たなことを言ったのではなく、「事蹟解釈」に始まるテキスト研究の方法を、これからの教学の中で、一層自覚的に捉え直してみてもどうかということ提起したまでのことである。

△討議▽

○主に新教典の刊行に関わって

○ 金光教典として出されるものであるならば、その教典というものを、歴史的なものとして見るか、歴史を超えたものとして見るかということに関わって、教典の編纂の在り方に対する、教学としての根本的な批判が無いといけないのではないか。テキスト

としての教典と言われる場合、教典というのは、結局、教学研究の教典ということになりはしないか。

○ 現憲法体制下において、憲法のそれとは、およそ価値観の違うものが、教典として出されるについて、教団のコメントが全く付されずに出されるということではないか。例えば、現行教典の神誠神訓の中に、現憲法下の価値観とは非常に異なるものがある。それがそのまま新教典に加えられるということだが、そうした歴史的なものまで含めるのであれば、それは、教典と言うよりも典籍と言うべきではないか。新教典として出されるものは、確かに、教学のテキストとしての性格を持つと言えるが、一方、個人の信仰のテキスト、布教の基準、教政のテキストといった側面も持っている。そうした各面で、教典として扱われることになるが、そこに問題はないか。

○ 『お知らせ事覚帳』の記述に、「神国」と書かれて、その「神」の横に「皇」という字が書かれている。だから、教祖の中に、神誠第一条にあるような「神と皇上」という発想・言葉が無かったという断言はできない。ただし、佐藤範雄が考えたものと、教祖がイメージしたものは違っているかもしれないが、だからと言って、その部分を削除することはできない。

○ 教典というものについて、今までの考え方を変えないと、新教典の位置づけができないのではないか。「観」によって今まで

に次々作り出された人間の汚れのようなものを浄化し、ひいては、人間・世界を浄化するものが教典であり、それに関わる方法としての「観」の断念という考え方をしてみたらどうか。信仰者とか教団といった私的な世界に限定できないものとして、新教典を位置付けることができる。

○ 新教典の中に、現行教典の神誠神訓が含まれることの理由がいろいろ説明を聞いても納得できない。金光大神の広前から出た言葉であるという理由で、神誠神訓が新教典に含まれるということであれば、金光大神の信心の中の、神誠神訓を支える基盤について、学問的に追究していくべきではないか。そういったところに、教学としての使命があるし、教団としても、これを契機に、天皇制の問題に取り組む必要がある。

○主に福嶋発表表に関わって

○ 従来の教学の方法は、教祖の事蹟の中に流れている金光大神の信心を把握するために、不要な部分を切り捨てて、現象を抽象化・論理化するというものを中心であった。ところが、ここに至って、金光大神の信心のトータルティとしての教典が出されることによって、福嶋発表のように、事蹟とか教えに対しての「観」を断念して、いったん、当時の歴史情況に返すという方法が提起

された。例えば、「生神」という言葉についても、『覚』『覚帳』『理解』といった諸資料の関係の中で、総合的に把握することが必要になるわけで、この方法論は、新教典刊行に伴う新たな提示と思われる。

○ かつて、『覚』についての研究が緒についた頃、やはり、教祖との距離を保つとか、歴史状況の中に返すといった方法が採られた。新たなテキストに向かうについて、それほど心構えが異なると思うが、そうした方法が、今後の方法論として唯一のものとは言えない。福嶋発表では、宗教的直観というものについて、否定的な見方がされていたが、例えば、テキストの言葉を、神の言葉として聞き受けるといった直感的な力を教学が失ってきた面もある。観の断念ということが、ただちに、宗教的直観までも放棄するというものでいいかどうか。

○ 観を断念するという、学問的にクールな教典への向かい方ではなく、信仰的な熱っぽい向かい方があるのではないか。金光教とは何なのか、神様はいったいどういうお方なのか、人間は、どういう風に生きねばいいのか、ということを問うていく。そうした時に、教学には、新たな神を通じて新たな問題が提起されてくるし、すべての解釈が変わってくるのではないか。

○ 今度刊行される新教典が、なぜザ・テキストなのかよくわからない。教祖のトータルティ、信仰世界のトータルティ、神のト

「タリテイ」が、その中に全部含まれているということが明確になれば、ザ・テキストということが承服できるが、その点の論証はどうなっているのか。例えば、理解の言葉は、歴史的に伝えられたものであるし、教祖の広前で理解の言葉を聞いた人は沢山いたはずで、今日に伝えられているものは、そのうちの一部であって、いわば、偶然に残されたものである。そういう性格のものが集められて、それが教祖の「タリテイ」だ、ザ・テキストだというのが理解できない。

○ 教学の立場では、教典をテキストとして見るという捉え方ができるが、教団という立場に立つと、教典は、教団の統合論理と密接な関わりを持つことになる。教典とか教義の問題を扱うについては、常にそうした視点を持っていないと、単なる文献解釈に終始することになるのではないか。

○ 福嶋発表に用いられた『覚帳』の記述を読むと、今までの自分の信仰が揺さぶられる気がする。同時に、新教典が出された時には、我々は、そこに呈示される金光大神の信仰世界に、これまで持っていた価値観を捨てて没入・参入せざるを得ないと思う。それで、「観」の断念ということは、単に教学方法論の問題ではなく、新教典を頂く我々にとっても抜きにできない姿勢だと思う。

○ 新教典が出ると同時に、教学者としての解釈をどんどん出してほしい。例えば、法律の分野では、憲法が一つの規範で、それ

に対して宮沢憲法というのがある。この宮沢注釈憲法が、学者にとつての古典となっている。そして、それに対しての反論が出されるということで、憲法解釈史が形成されてきている。同じように、新教典についての解釈を出すことが、教学研究の課題となるように思う。

○ 荒木発表に関わって

○ 宗教集団というものは、一つの社会的文化現象である。社会構造から脱して周縁に立つと言うが、教団的営みが、社会性・文化性を否定するならば、信仰活動は成立しなくなるのではないか。

○ 発表では、教祖の立脚点を、周縁と押さえ、周縁に立つことで社会構造から離脱し、神の領域に近づいた教祖の在り方を究明することに、新たな教学の可能性を求めている。確かに、そうした方向で純粋培養的な教義化はなされるだろう。しかし、社会構造から離れるという方向とは全く逆に、現代の社会構造の中へ、積極的に教祖を投げ返していくという教義化の営みもいるのではないか。

○ 確かに、神に近づく脱社会的方向と、人間に近づく社会への参入という方向がある。周縁とは、神の領域と、文化・社会の問題を明確に見通せる視点を確保できる立脚点でなければならない。

周縁とは、この二方向を含み込んだ、矛盾した場として考えねばならない。

○ 発表では、神代建設を目指す宗教共同体といったものを提起されたが、そうした、言わば信心の目標としての神代の建設というものを、我々は正面に掲げることができようか。確かに、教祖、そしてテキストが、そうしたものを我々の目前に届けてきているが、それに対して、我々が乗っかっていこうとすると、逆に拒絶されるものを感じる。

以上、レポート・発表・討議の内容についての要旨を記した。
(ただし、レポートⅡ「紀要に見る教義研究の成果」藤井潔発表は紙数の都合で割愛した) 最後に、今回の研究会の全体的な流れと、その中で浮かび上がってきた問題点を取りまとめておく。

先にも記した通り、本会は、今後の教義研究の課題を浮上させべく「教義の核となるものは何か——新教典と教義研究の課題——」というテーマと、それについての三つの課題を設けて開催した。ところが、論議は、新教典の内容、特に、現行教典がそのまま収載されることに関わるものが大きな比重を占めた。それは、所外の参加者にとつては、本会が、新教典の編修経過・内容について知る初めての機会であったことも関係していると思われる。しかし、本会としては、あくまでも新教典に関わっての教学方法

・課題についての論議をねらいとしたわけで、従って、新教典の内容あるいは編修についての問題点は、今後、典籍編修委員会等のしかるべき場において議が尽くされるべきであろう。テーマに関わっての二つの課題発表は、いずれも今後の教義研究に対する「新鮮な問いと課題を提起し、主に、福嶋発表の「新教典Ⅱザ・テキスト」『観の断念』といった、教学方法論をめぐっての論議が多く交わされた。この発表が提起した方法論については、所内外のさまざまな立場からの、さまざまな意見が出された。そうした議論を踏まえた上で、今後は更に教学研究に与っての新教典の意味、それに関わる方法論について模索・探究がなされねばならない。荒木発表は、新教典と現代の間のかけ橋としての教学の任務を説き、その任務と関わって、教学の立脚点を、教祖と同じように、社会構造の周縁に置くべきであると述べて、教学の視座・課題に関わる貴重な提言を行った。いずれの発表内容も、今後の教学方法・課題に関わる重要な問題提起であるが、総括発表において感想的に述べられたように、結局、そうした問題提起を受け止めるにせよ、検討吟味するにせよ、その主体は、あくまでも研究者各々のところにあると言わざるを得ない。そうした意味においても、本会の中で提起され浮上してきた様々の問題点は、すべて、今後の本所・研究者の課題として残されたことになる。

彙報

—昭和五六・一・一—昭和五六・一二・三—

昭和五十六年度の業務概要……………	一三九頁	資料室……………	一四二頁
第一部		研究講座……………	一四二頁
「金光大神事蹟資料集」の編集……………	一四〇頁	総会……………	一四三頁
『金光大神覚』ゼミナール……………	一四〇頁	教学研究会……………	一四三頁
『お知らせ事覚帳』講読会……………	一四〇頁	『教学叢書』の編集……………	一四四頁
金光大神に関する資料の収集・整理……………	一四〇頁	『お知らせ事覚帳』資料検討会……………	一四四頁
小野家資料の整理……………	一四〇頁	各種会合への出席……………	一四四頁
第二部		研究生……………	一四五頁
金光大神言行記録検討会……………	一四〇頁	評議員……………	一四五頁
教義研究会……………	一四一頁	囑託・研究員……………	一四六頁
第三部		人事異動……………	一四七頁
教団史資料講読会……………	一四一頁	学院生の研修・その他……………	一四八頁
文献講読会……………	一四一頁		
既存資料の整理……………	一四一頁		
教団史に関する懇談会……………	一四一頁		

昭和五十六年度の業務概要

本所は、教学研究機関としての基本的性格を明確にするべく、五十四年度からは以下の三点を運営上の主たる方針に掲げて、諸業務を遂行してきている。

- (1) 本所における教学研究の、とりわけ「研究」に関する目的・意義・方法論の明確化
- (2) 教学研究の態度に関わつての、地道にして息の長い研究の推進
- (3) 本所ならびに教学研究の、今日の教団状況における役割の再確認

本年度は、本所開設以来二十五年余を経た今日として、また教祖百年祭を迎えようとする今日の教内状況にあつて、本所がこれまで全教に対して担つた役割を顧み、改めて本所としての使命を再認識するところから、「金光教とは何か」との教学の原点としての問いを喚起し、従来の本所の諸方針を、「本教の教義的究明をめざす」という面から照射し、そこから浮上する問題に留意しつつ、三本の柱に盛られた願いが実現するようはかつた。

(1)については、教学研究会において、特に教義研究をとり上げ、新教典刊行に関わつての本教の教義的課題を浮上せしめ、教義研究の新たな課題・方法の明確化をはかり、教学研究の向かうべき方向と役割を問うた。(2)については、各研究者がその課題追求の

過程で、教義的なる問いに思いを寄せることを通じて、その視角から改めて各自の研究課題を批判的に問い直すとともに、その意味での斬新な試みが行われるよう努め、研究発表が日常化されて行くようはかつた。(3)については、いよいよその最終段階を迎えた典籍編修の事業に、本所としても積極的に参与するなかで、将来の研究をきり開き、ひいては本所のあり方を検討せしめられるところがあつた。また、教団史に関する懇談会(第四回)では、教団機構の再編成が願われてきた近年の教団状況について資料を聴取することを通して、教団状況の一層の理解とそこに潜む問題性の発掘に努めた。

そのほか、資料については、資料室の発足以来、本所全資料の体系的かつ有効な整理・分類の方向が求められてきたが、漸次具体的な作業段階を迎えるに至っている。そこで、今年度は、資料室を部に準ずるものとして位置づけ、資料室独自の研究的機能をも果たし得るよう体制を整えた。また、昨年度に引き続き、金光大神事蹟資料のタイプ印刷を行い、第三巻を作成した。

なお、本所は、昭和五十二年九月から所長の任にあつた瀬戸美喜雄の任期満了に伴い、新所長に福嶋義次が就任し、昭和五十六年九月三十日から人事も刷新され、新たな陣容と構想の下に、研究講座の開設を中心として研究業務を進めていくこととなつた。

第一部

「金光大神事蹟資料集」の編集

『研究金光大神事蹟集』第三巻をタイプ印刷に付し、本編の編集作業を完了した。

『金光大神覚』ゼミナール

『金光大神覚』についての従来の研究成果を吸収し、関係資料の確認作業を行い、ゼミ形式で新たな問題点の発掘究明を行っていく、との趣旨のもとに八回実施した。その内容を収録し、漸次文字化をとりすすめている。

『お知らせ事覚帳』講読会

通読を主たる願いとして、一八回実施した。諸資料と対照させながら内容的な検討を行い、問題点を抽出して記録に留めた。

金光大神に関する資料の収集・整理

(1) 収集

明治五年に発行された大宮神社の守札を、香取航氏から収集した。(9・25)

(2) 整理

年度内に追加された金光大神関係資料一五点をカード化し、撮影した写真を整理した。

小野家資料の整理

(1) 紀要による資料の紹介

永世御用記 明治三年二月～明治三年十月

(2) 裏打ちによる文書の補修

所内で三回実施し、三二点の裏打ちを行った。専門家に依頼したものは約五〇点(手紙類等)である。

第二部

金光大神言行記録検討会

『研究金光大神言行録』の講読会を七回行い、注釈作成、及び資料間の対照作業を行った。

教義研究会

本年度は、前半を第二十二回教学研究会の内容づくりの場とし、後半を、教学研究会の成果を踏まえての、今後の教義研究の可能性模索の場として、前半六回、後半四回実施した。なお、第二回(3・26)28、第五回(6・4)6、第九回(11・10)の会合は、囑託荒木美智雄を加えて開催した。

第三部

教団史資料講読会

教団史研究の課題を浮上せしめるべく、制度審議会資料の講読会を一〇回行った。

文献講読会

教団史研究の方法論を幅広く模索すべく、学術書及び歴史関係の文献をテキストとして、囑託坂本忠次を囲む文献講読会を三回行った。

第一回 佐々木潤之介著『世直し』

第二回 井上清著『天皇制』

第三回 江村英一著「自由民権運動とその思想」(『岩波日本歴史15—近代2』所収)、色川大吉著『自由民権』

既存資料の整理

前年度に引き続き、「教団史資料目録」を作成すべく既存資料(大正元年〜大正十五年)の整理を行い、項目別の分類を進めた。

教団史に関する懇談会

第四回教団史に関する懇談会は、教団機構の再構成が願われている近年の教団事情について聴取することを目的として開催した。第四回 「近年の教団状況について」

- (1) 日時 昭和五十六年六月十〜十一日
- (2) 会場 本所会議室
- (3) 出席者 岩崎猛、橋本真雄、田淵徳行、宮尾肇、見浦昭一、金光寿一の各氏。

資料室

一、資料の有効な整理・管理の技術開発として、次の二点を行った。

(1)人物志並びに金光大神関係資料整理用パンチカードが要請されてきたので、同カードの設計を行い、現在使用しつつ、問題点を確認している。

(2)コンピュータによる研究・事務資料等の整理・検索をめざして、情報整理学の学習を行い、左の集会・講習会へ出席した。
NEAC (NEC オフィスコンピュータ講習会) (S.56・2・213)

二名

第十八回情報科学技術研究会 (S.56・10・22~23)

二名

なお、情報検索に適し、且つ汎用性を有するコンピュータの機種選定を行った。

二、資料・図書 の整理・保管

(1)高橋正雄師関係資料中書類類の発行人別目録の最終整理及び同索引を作成し、原資料を発行人別綴にして保管した。

(2)神徳書院資料は、基本資料分を再整理し保管した。

(3)図書用パンチカードのパンチ作業を行い、本室においては同カードへの転写及びパンチされたカード検査を行った。

三、資料の複写

高橋正雄師メモ、大阪教会資料（近畿布教史編集室と共同収集）、教制審議会資料、阿知教会資料を各二部複写し、製本を行った。その他、研究上必要となった諸資料の複写を行った。

(1)高橋正雄師メモは高橋家へ、阿知教会資料は同教会へ寄贈用にそれぞれ一部複写した。

(2)大阪教会資料は、同教会寄贈用として一部、近畿布教史編集室へ一部を複写した。

研究講座

業務概要で触れたように、所長の更迭に伴って、本所の研究計画の支柱の一つとして「研究講座」を開設することとなり、十一月以降、以下の講座を設置して、それぞれ月一、二回試行的に実施した。

。 教学論総論、教学論各論、原典講読、言行録講読、資料解説、文献講読

。 資料総論、情報検索

なお、「研究講座」開設の趣旨や仕組みについては、本格的に発足する次年度の彙報に掲載する。

総 会

昭和五十五年以降は、原則として、本所設立の節年毎（五年毎）に開催することになっているが、本年度は所長の任期満了の年に当たるところから、第三十五回総会（s. 56・7・18）を開催した。今回の総会では、これまで本所として取り組んできた研究活動の内容について意見を聴取すると共に、今後の教団における本所の役割を展望することを目的として開催した。

まず、瀬戸所長、安田教監の挨拶に続いて、昭和五十四年の第三十四回総会以来の人事（事務長）及び研究（幹事）に関しての業務報告が行われた。

その後、「本所における教学研究の現状と今後の課題」と題して、瀬戸所長から、「これまで、教学研究機関としての本務を担って行くために、研究者の育成及び研究資料の体系化をはかり、円滑に研究活動ができ得るよう取り進めてきた。しかし、今日として、研究領域の拡大と共に研究課題の設定のことが強く望まれるにもかかわらず、それらのことのでき難い研究状況など、諸々の問題が浮上して来ている。今後の課題としては、研究者自身が信仰者としての心を耕すことを怠ることなく、教祖研究をはじめ教義の研究、また教団の歴史の研究にしても神の意図・神の意志の探求といった視点からの研究が願われる」という趣意の基調報

告がなされた。

午後は、「教団にとって教学研究所とは」と題して、高阪松太郎研究員から問題提起がなされ、その中で、「教祖百年祭後を展望して、教学研究所は、教祖の信仰を人間の本来的な命と心の探求という方向から研究して行く必要がある」との考えが述べられた。その後、基調報告及び問題提起を受けての全体討議がなされたが、その主な問題点は次の諸点であった。

○ 本所における基礎教学の領域拡大と教団布教における布教教学との関連について。

○ 紀要掲載論文の学問的評価と、本教の教学としての問題性について。

○ 信心と、学問としての教学との関連について。

最後に、瀬戸所長の挨拶をもって閉会した。

なお、出席者は、本部機関関係者、本所嘱託・研究員・評議員、それに本所職員の四十二名であった。

教学研究會

第二十二回教学研究會（s. 56・7・15～17）

日程

第一日

- (1) レポートⅠ 藤井喜代秀
 (2) 課題発表Ⅰ 荒木美智雄

第二日

- (1) レポートⅡ 藤井 潔
 (2) 課題発表Ⅱ 福嶋 義次

- (3) コメント 藤井記念雄、金光寿一、山崎達彦、高橋行地郎

(4) 討議

第三日

- (1) セクレ報告 早川公明

(2) 討議

- (3) 総括発表 姫野教善、竹部教雄

- (4) 布教部長所感発表 藤村真佐伎

『教学叢書』の編集

本叢書は、紀要論文以外の形で教学の内容を発表し、より積極的に教内外の批判、指教を受けることを願いとしている。

本年度は『教学叢書』金光教祖の生涯』に続いて、第三巻を刊行するべく、その企画、立案を進めた。

『お知らせ事覚帳』資料検討会

これまでとり進めてきた検討会としての作業及び調査を完了し、教務当局との間で、以下の申し合わせを交して本検討会を解散した。

昭和五十一年十一月一日付けで当局から本所に依頼を受けた『お知らせ事覚帳』の解読のことについては、過去二回（s 52・9・1、s 53・12・22）にわたり中間報告を行い、その上でさらに検討を重ねてきたが、昭和五十五年十二月二十四日に開かれた検討会をもって本所としての解読作業を終了したとし、以後その作業を典籍編修委員会へ移管することとなった。そこで、同日なされた検討の内容をもって、最終報告の提出に代えることとする。

各種会合への出席

(1) 学会

- 岡山民俗学会（2・25）二名
 歴史学研究会（5・23）24 二名
 日本民俗学会（10・3）4 二名
 日本宗教学会（10・9）11 二名

日本史研究会(11・14・15)二名

(2) 教内会合

平和を考ふる長崎集会(7・19)一名

金光教平和祈願広島集会(7・26)一名

布教史研究連絡協議会(12・3・4)二名

(3) その他

NCC(日本キリスト教協議会)夏期研修ゼミナール

本年度NCC夏期研修ゼミナールは、九月八日からの三日間

「金光教を学ぶ」という主旨のもとに、霊地において開催された。本所からは、所員福嶋義次が「金光教の教義」について講演を行った他、所員五名が分団協議の助言者として参加

した。また、施設見学時には、本所の現状・意義・役割について説明した。

情報科学技術研究会(10・22・23)二名

研 究 生

昭和三十年以来、研究生は教内一般(教師及び教信徒)から募集し、採用してきたが、本年度は、教師を除く教信徒から募集した。

これは、教団の将来を担う人材を養成していくためには、特定の機関職員としての実施教育のみでなく、広く教内機関職員として

の総合的な立場からの教育が必要であるとの願いに基づいて、本年度から教監通牒(S56・1・10付)をもって本部教庁に「金光教研修生制度」が設置されることになり、その応募資格が、教師(四月学院卒業見込みの者を含む)とされたことによる。このことは、本部各機関長(本部教庁、学院、本所、図書館)の申し合わせに基づくものである。

以上のこともあって、本年度の本所研究生の応募者はなかった。

評 議 員

本所の運営は、総合的な教学研究機関という性格からして、教務教政の直接支配を受けてはならない。しかしまた、教団の機関である以上、教務教政の立場から、全教に対して十分に責任を負い得るものでなくてはならない。

評議員制度は、このような特質を持つ本所の運営が、適切に進められるよう、運営上の重要事項を全教的視点から評議し、吟味検討することを目的として設置されているものである。

本年度は、評議員会を二回開催した。第三十一回評議員会(S56・3・17・18)は、昭和五十五年研究報告を中心議題として、また第三十二回評議員会(S56・9・11)は、昭和五十七年度の方針並びに計画案及び経費予定案を議題として、それぞれ開催した。

第三十一回の審議の主な点は、次の通りであった。まず昭和五十五年度の研究報告については、①各人が取り進めている個々の研究課題と部に課せられている研究領域の相互関連の問題について ②『お知らせ事覚帳』の本格的研究の必要性について ③本所の役割と各研究者の問題関心との関係について ④研究領域の拡大等による教規上の部制の問題性について。次にその他として、①新教典（昭和五十八年刊行予定）がもたらす問題について ②研修生制度と、本所及び教団各分野の人材育成の現状と今後について、以上の諸点であった。

なお、出席者は、竹部教雄、大久保義隆、田淵徳行、森定斎（欠席）
席廻者・近藤不二道 の各評議員と、所長以下七名の職員であった。

第三十二回の審議の主な点は、①教団の研究機関としての基盤と実質を備え、本所の使命遂行をなし得ることが、本所発足以来の念願であるところから、昭和五十七年度は、研究体制の整備をはかることを主眼として、①所員の研究題目認定の実施と本所の研究構想の明確化 ②研究講座の開設による研究活動の推進と相互関連の模索 ③所員・助手の本来的あり方を求めつつ、研究者育成の充実をはかる ④資料管理・資料検索システムの合理化の四点に取り組むことについて ⑤『お知らせ事覚帳』の研究上の

制約について ⑥研修生制度の現状と今後の研究者育成について ⑦教団としての教学行政の必要性について、等々の諸点に対する質疑が交わされ、昭和五十七年度の方針並びに計画案及び経費予定案について了承を得た。

なお、出席者は、竹部教雄、大久保義隆、田淵徳行、森定斎（欠席）
席廻者・近藤不二道 の各評議員と、所長以下八名の職員であった。

嘱託・研究員

嘱託荒木美智雄は、教義研究会に出席し、発表を行い、討議に加わると共に、第二十二回教学研究会の企画に参画した。

嘱託坂本忠次は、文獻講読会に出席し、コメントを行い、討議に加わった。

嘱託竹部教雄・高橋一邦は、『金光大神覚』セミナーに出席し、検討に加わった。

嘱託高橋一邦・畑愷は、『お知らせ事覚帳』講読会に出席し、検討に加わった。

嘱託山田実雄は、布教史及び高橋正雄師資料を整理・分類する作業に従事した。

嘱託内田守昌は、助手を対象に「教学と信心」と題して講義を行った。

○

本年年度は第十一回研究員集會を、七月十七日、教学研究會に引き続いて開催し、「教祖百年と教団動向——教祖百年祭後に望まれる研究とは何か——」とのテーマのもとに、懇談を行った。

出席者は、高阪松太郎、行徳照真、金光寿一の各研究員（欠席—奥林登世雄、川上功巖）、竹部教雄、荒木美智雄、畑愷の各囑託と本所職員六名であった。話し合わされた主な内容は、次の通りである。

(1) 本教における研究機関としてのあるべき姿を求めて行くについて、教内における教学研究者の位置、役割が現在としてどのように確認されるべきか。ひいては、教学と教務との関わり合いはどのような緊張関係であるべきか。(2) 教祖百年祭を迎えるということとこれからの研究動向を考えると、これからの人間がどう生きるべきか、金光教の世界観とは何かなどの問題と関わって、教義の面、儀式の面や、教団、教会など、現実の本教の諸側面において、当然研究所で問題とされねばならない具体的な問題は既に出てきていると言えるのではないか。そこで、そうした問題を問うについては、我々は金光大神のどういう世界を頂こう、保持し続けようとしているのかということ、どういう世界を創造しようとしているのかという二つの根本的な問いの緊張の中で問うて行くことが大切ではなからうか。(3) 教団史研究の成果は発表されてきているが、今後教会布教史の分野での布教的、実践的側面

への研究も要るのではないか。それらが何であったかを問うことで何であり得るかを探り、どう生きたかを問うことでどう生きるかを考えて行くということも大切ではなからうか。

人事異動

職員

- 任 所長 福嶋 義次(9・30)
- 〃 部長 藤尾 節昭(7・31)
- 〃 同 高橋行地郎(9・30)——再任——
- 〃 幹事 佐藤 光俊(10・1)
- 〃 所員 堤 光昭(11・1)
- 〃 同 西川 太(〃・〃)
- 〃 助手 渡辺 順一(〃・〃)
- 〃 書記 井村美津子(12・1)
- 〃 所長 瀬戸美喜雄(9・29)——任期満了——
- 〃 部長・所員 久保田紘二(7・31)
- 〃 部長 福嶋 義次(9・29)
- 〃 幹事 早川 公明(10・1)
- 〃 所員 石河 道明(4・30)
- 〃 同 小柴 宣和(〃・〃)

免 所員 瀬戸美喜雄(9・30)
 // 助手 加藤 道善(8・31)
 // 主事 西川 立子(11・30)

嘱託
 委 畑 愷(1・1)

// 内田 守昌(11・1)

研究員

委 金光 寿一(1・1)

// 高阪松太郎(12・1) | 再 |

// 藤原 務正(〃・〃)

解 川上 功績(11・30) | 委嘱期間満了 |

評議員

任 大久保義隆(1・1)

// 近藤不二道(〃・〃)

// 畑 齋(12・1)

// 高阪松太郎(〃・〃)

退 近藤不二道(10・8) | 死亡・自然退任 |

○

本所関係者(s 56・12・31現在)

職員二十一名(所長1部長2幹事1所員6助手8事務長1主事1書記1)

嘱託九名 研究員五名 評議員六名

学院生の研修・その他

昭和五十一年度以来、学院後期研修実習科目の一つとして教学コースが設定されているが、本年度は九名の学院生が以下のごとく研修を行った。

前半(s 56・12・1~12・24)

1、講義

総論1 現代と教学 福嶋 義次

2 教祖と教学 高橋行地郎

各論 論文の書き方 佐藤 光俊

2、文献講読ゼミ、及び解題レポートの作成

グループに分かれ、所員担当の下で、文献講読ゼミを二回実施し、その上で、各自、教学論文を選んで、その解題レポートを作成した。

後半(年度を跨るが、併せてここに掲載する。s 57・1・11~2・27。ただし、1・

11~2・13までは本所で研修、以後は学院でレポート作成)

1、各論講義

金光大神研究 早川公明

教義研究 岩本徳雄

教団史・布教史研究 藤尾節昭

2、資料実習

紀要論文中の教団史関係論文を選び、使用資料名をカード化する作業を二回行った。

3、レポート作成

各自、左記のように研究課題を設定して、指導所員の指導の下でレポートをまとめ、検討を受けた。

「天地乃神」考

金光大神の信仰形態の変化

彦助の事蹟に関する一考察

—無礼を視点にして—

金神への無礼と前々の巡り合せについての一考察

金乃神下葉の氏子から金神の一乃弟子まで

香取繁右衛門とその信仰について

教祖と神との出会い

—人間の難儀性の自覚を中心に—

教祖金光大神にとって「生きる」とは

—三十代後半までについて—

金照明神再考

—女としての高橋富枝—

松本 光明

青木 豊

岡成 敏正

山崎 光俊

由布 祝生

塚本 敏光

興石富美子

牛尾 尚美

高橋 仁子

○ 研究生の項に記したように、本年度から、教監通牒をもって本部

教庁に金光教研修生制度が設置（S 56・5・1〜10・31）され、この

ことに伴って本部各機関に対して、講師、指導員及び幹事としての協力方の要請があり、本所からは以下の職員がその任にあたった。

1、講師

瀬戸美喜雄 「教祖論」

福嶋 義次 「教義論」

藤尾 節昭、他 「資料実習」

高橋行地郎 「教祖論」

久保田紘二 「教学の歴史」

早川 公明 「文献講読ゼミナール」

佐藤 光俊 「教団史論」・「文献講読ゼミナール」

2、指導員

藤尾節昭、佐藤光俊、西川太

3、幹事

佐藤光俊、八坂朋道

○ 本年度中に本所を訪れた学界関係者は、以下のとおりである。

○ 永見勇（広大助教授） 3・27、4・4

○ テツデン・カシマ（ワシントン大学アジア・アメリカ研究所理事） 7・25

○ 広田昌希（岡大助教授、宗森英之（岡山県史編纂室員） 8・31

○土居真俊、幸日出男他日本キリスト教協議会宗教研究所主催夏
期研修ゼミナール参加者一行 9・8～10
○宗森英之、中務克己(岡山県史編纂室) 9・24

金光教学第二十一号正誤表

頁	段	行
98	3	上
13	2	行
		誤
		正

小林教盤。
「西洋第八子」

小林教監。
「西洋第八子」

昭和57年 9 月20日印刷

昭和57年 9 月25日発行

金光教学第 22 号

編 集・金光教教学研究 所

印 刷・(株)玉島活版 所

發 行・金光教教学研究 所

岡山県浅口郡金光町

発刊に当って

このたび、当研究所紀要「金光教学」を刊行して、毎年一回、当所における研究の内容及び行事の概要を発表、報告することとなった。その趣意とするところは、すなわち、これによって広く教内外の批判と指教を仰ぎ、一つにはまた、当所年間のごきを整理して、みずからの反省検討に資せんとするにある。

去る昭和二十九年四月、本教の制度、機構の全面的改革により、総合的な教学研究機関設置のことが決定せられ、その十一月、従前の教祖伝記奉修所、金光教学院研究部など、教学関係諸機関の使命と業績をも継承、摂取して、当研究所が新設せられた。紀要刊行のことは、当時すでに考慮されていたのであるが、開設早々のこととて、いま少しく陣容もとのい、内容も充実するをまわって実施するを可として、こんにちに至った。現在においても、当所の仕事は、研究の基礎確立、資料の蒐集、研究者の養成等、総じてなお準備的段階にあるのであって、いまだ本格的研究の段階に達しているとはいえないが、こんにちにはこんにちとして現況を報告することも、決して意義なしとしない。否、むしろこの段階においてこそ、一入肝要であると考えられる。それは当所が、つねに全教との緊密なつながりを持ち、絶えず当所のごきに対する批判を受けつつ、生きた本教信心の真髓を組織的体系的に把握しゆくことを、念願するが故である。

由来、一般に宗教にあつては、教学研究と信仰の実践とが、とかく対立の立場において思議せられ、相反目して互に他を否定せんとする傾向さえ見られがちであるが、本教においても、近時ややその感なしとしないのではあるまいか。もし然りとすれば、それは、教学的研究に、目前の現実的効用を求むることあまりに急なるが故であろうか、或は、教学的研究が、現実の信仰体験から浮き上つて、いたずらに抽象的論議に走っているからであろうか、それとも、信仰的实践が、現代の切実困難な問題に取組む勇気を失つて、単なる気分的神秘の世界に逃避せんとする傾向にあるがためであろうか、或はまた、ただ一般に諸宗教の教学的研究が陥り易い弊を見て、直に本教教学もまたしかりときめつけているがためであろうか。この点、研究の面からも実践の面からも、深く反省しなければならぬところである。

教学は、本来信心の自己吟味であり、信仰生活の拡充展開を本務とする。この故に、その基礎は、あくまで本教の信心に置かれねばならない。もし、教学研究が現実の信仰体験から遊離し、教祖のそれを逸脱するならば、たとえ如何に精緻な教学体系を樹立し得たとしても、それはもはや本教教学たるの意義を失えるものである。他面また、なんらの教学的反省、整理をともしない信仰は、如何ほど熱烈であろうとも単に偏狭な独善的信念であるにとどまり、その信心生活の進展は望み得べくもない。教祖の信心は、決してさようなものではない。御伝記「金光大神」を味読するとき、われわれはそこに、烈烈たる信仰の力を感銘せしめられるとともにつねにそれが反省吟味せられつつ、不斷に展開しているすがたを見出すのである。

われわれは、かかる教学を追求し、もって道理に合うた信心の展開に資するところあらんことを願ひとする。この紀要が、今後号を重ねて、必ずやこの念願実現の上で役立つであろうことを、期待するものである。

幸いに、広く全教の支持、協力を賜らんことを切望してやまない。

なお、この紀要に「金光教学」の名を冠するゆえんは、かつて、金光教学院研究部の編集にかかる教学雑誌「金光教学」が、年二回宛発行せられて十五集に及び、本教教学の振興に貞献するところ、多大であったことを思うてのことであることを、附記しておく。(昭和33年3月1日・金光教教学研究所所长 大淵千仞)

JOURNAL OF THE KONKOKYO RESEARCH INSTITUTE

Edited and published by
Konkokyo Research Institute
Konko, Okayama, Japan
1982
No. 22

CONTENTS

KIMIYAKI HAYAKAWA

A Study of Konjin Shrine 1

FUTOSHI NISHIKAWA

On the Formation of the Religio-Social Organization
of "Tetsuzuki" Relationship under the War-Time
Situations.....47

MACHIKO MORIKAWA

An Essay on the Female Propagators of Konkokyo
—With A Special Emphasis on the First Generation
Female Chief-Ministers76

Materials For Research

The "Ono" Documents (No.16) —Eisei Goyoki96
A Brief Outline of Research Papers Submitted by the Staff of
Konkokyo Research Institute for the Year 1981.....114
The Summary of the Records of the Meeting for the Critique of
Papers Contributed to the Previous Edition121
The Summarized Record of the 22nd Research Seminar.....125
A List of Activities of the Konkokyo Research Institute
in the Year 1981.....138